

市町アンケート結果

| | |
|---------------------------------|---------|
| 1 合併効果の発現状況について | 1 ページ |
| 2 国民健康保険料(税)及び介護保険料の変化について | 55 ページ |
| 3 保育料の変化について | 58 ページ |
| 4 上水道料金の変化について | 59 ページ |
| 5 公共下水道料金の変化について | 60 ページ |
| 6 三役定数、議員定数の変化について | 61 ページ |
| 7 本庁・支所等(旧市町村役場)職員数の変化について | 64 ページ |
| 8 合併を機に充実した住民サービスについて | 68 ページ |
| 9 地域コミュニティ振興に関する動きについて | 71 ページ |
| 10 公共施設の整備統合等について | 73 ページ |
| 11 組織機構の充実について | 76 ページ |
| 12 合併による地域のイメージアップ・地域の活性化の例について | 78 ページ |
| 13 公共的団体の結合等の状況について | 81 ページ |
| 14 旧市町村の振興に力を入れた事業について | 82 ページ |
| 15 合併後の課題への対応について | 83 ページ |
| 16 残された課題と求められる対応について | 97 ページ |
| 17 経済情勢の影響について | 104 ページ |

1 合併効果の発現状況について

- A: 合併効果が十分に発現している
- B: 合併効果は発現していないが、今後発現する見込み
- C: 合併効果は発現していない。今後も発現する見込みはない
- D: 合併効果は発現していない。今後は悪化する見込み

単位: 市町数

| 項目 | 番号 | 質 問 | 合計 | | | |
|---------------------------------|-----|---|----|----|----|---|
| | | | A | B | C | D |
| 1-1 住民サービスの 維持・向上 | (1) | 規模が大きくなることにより、企画や防災などの専門職員を配置するなど、専門性の高いサービスが充実する。 | 10 | 4 | 4 | 0 |
| | (2) | 保健福祉、都市計画、環境施策などの一部施策について、地域の独自性を勘案しやすくなったり、事務処理速度が向上する。 | 7 | 5 | 6 | 0 |
| | (3) | (財政難により)このままでは維持困難であったかもしれないサービスが継続される。 | 7 | 5 | 6 | 0 |
| | (4) | 合併を契機としたCATVなどの情報基盤等の整備により、迅速かつきめ細かなサービスが充実する。 | 12 | 4 | 2 | 0 |
| | (5) | 高度な機能、サービスを持つ大規模施設を利用できるようになる。 | 11 | 1 | 6 | 0 |
| | (6) | 以前から積み残されていた地域課題が解消される。 | 6 | 5 | 7 | 0 |
| 1-2 利便性の向上 | (1) | 利用可能な公共施設数が増加したり、種類が多様化する。(手続きのために訪れる出張所、各種活動を行うための文化・スポーツ施設、その他文教施設、福祉施設など。) | 13 | 3 | 2 | 0 |
| | (2) | 公共的交通の充実などにより、日常的な移動を行いやすくなる。 | 6 | 8 | 1 | 3 |
| | (3) | (行政界付近の住民にとって)小中学校などへの通学のしやすさが向上する。 | 2 | 4 | 10 | 2 |
| 1-3 地域コミュニ ティ、市民活動の 振興 | (1) | 住民参画型の行政が推進され、行政へ意見等を出しやすくなる。 | 7 | 6 | 5 | 0 |
| | (2) | 合併を契機にコミュニティの仕組みも見直されるなどすることにより、コミュニティが活性化される。 | 3 | 10 | 4 | 1 |
| | (3) | 合併により新しい市町村の歴史を自らが刻んでいく、という意識が醸成され、地域への愛着が高まる。 | 2 | 11 | 5 | 0 |
| | (4) | 新団体となり、地域間交流が活発化、地域資源が広く共有され、市民活動が活性化される。 | 7 | 10 | 0 | 1 |
| 1-4 地域の知名度向 上、イメージアッ プ | (1) | 新団体全域での観光PRなどが可能になる。 | 12 | 6 | 0 | 0 |
| | (2) | 農産物や工業製品などのシェアが高まり、イメージアップにつながる。 | 7 | 10 | 1 | 0 |
| 1-5 行政経費への理解向 上 | | 受益と負担の関係について、これまで以上に理解が深まるなど、合併や合併協議を通じて市町村の行政経費に対する住民の関心が高まる。 | 5 | 7 | 6 | 0 |
| 1-6 産業活動の円滑 化 | (1) | 各種手続きに係る申請等が一本化される。 | 6 | 3 | 9 | 0 |
| | (2) | 多様なメニューでの観光振興や企業誘致等を行いやすくなる。 | 7 | 6 | 5 | 0 |
| 1-7 防災力の向上 | | 防災体制強化や合併に伴う災害予防事業の推進により、安全、安心な社会づくりが進められる。 | 12 | 6 | 0 | 0 |

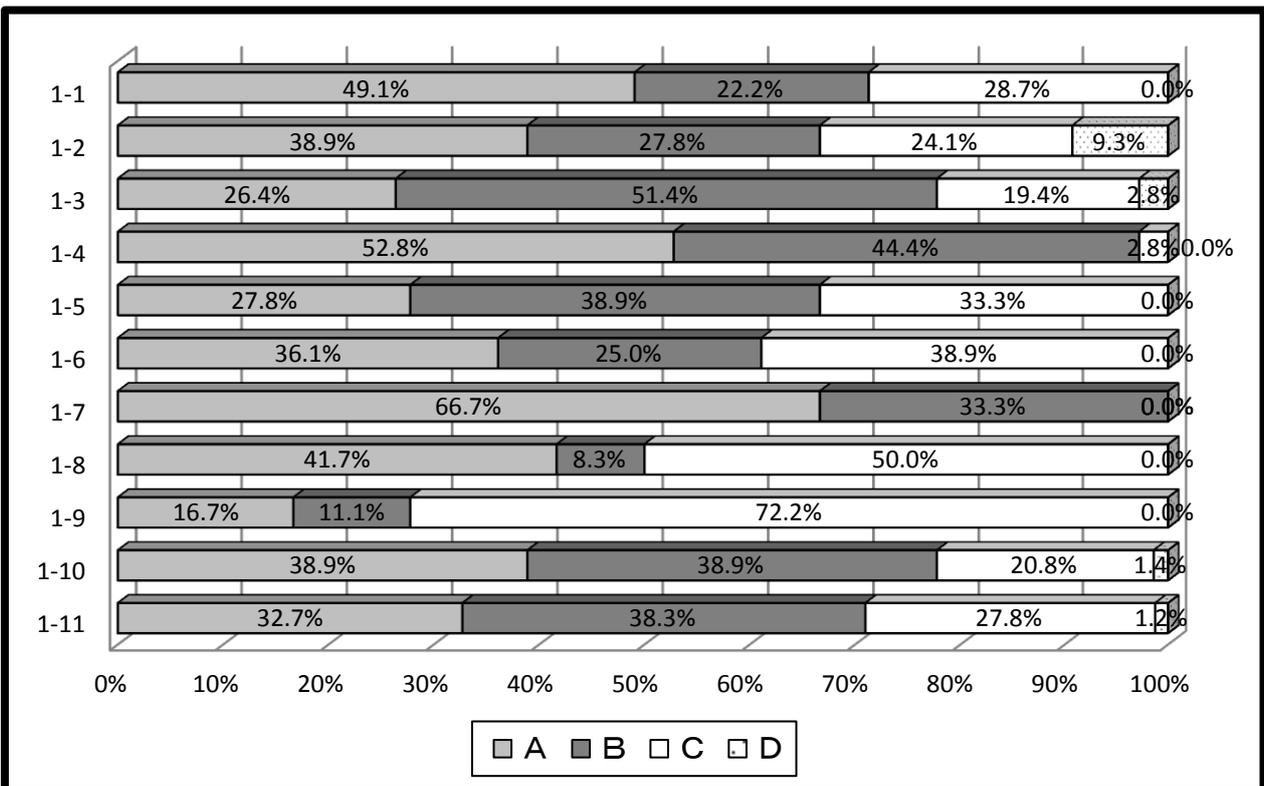
| 項目 | 番号 | 質 問 | 合計 | | | |
|-----------------------|-----|---|-----|-----|-----|----|
| | | | A | B | C | D |
| 1-8 専門的できめ細かい施策の推進 | (1) | 専門性の高い行政課題に対応する部・課・係等を設置しやすくなる。(新しい行政分野への取組拡大) | 11 | 2 | 5 | 0 |
| | (2) | 規模が大きくなることにより、職員一人ひとりの業務範囲が狭く深くなり、専門性の高い施策が展開される。 | 4 | 1 | 13 | 0 |
| 1-9 権限移譲による自立性の向上 | | 権限移譲による自立性及びサービスの向上が図られる。 | 3 | 2 | 13 | 0 |
| 1-10 広域的なまちづくりの充実 | (1) | 広域的な視点から、道路整備や土地利用を進めやすくなる。意思決定が迅速化する。 | 6 | 9 | 3 | 0 |
| | (2) | 広域的な交通体系を整備しやすくなる。 | 4 | 9 | 4 | 1 |
| | (3) | 重点的投資、大規模投資の実施可能性が向上する。 | 11 | 4 | 3 | 0 |
| | (4) | 施設・サービスの集約化による質的・量的な向上が見込まれる。 | 7 | 6 | 5 | 0 |
| 1-11 行財政の基盤強化 | (1) | 規模が大きくなることにより、効果的で安定的な行財政運営を行いやすくなる。 | 7 | 3 | 7 | 1 |
| | (2) | 合併を契機とした行財政改革の推進 | 11 | 6 | 1 | 0 |
| | (3) | 公営企業や第3セクターの経営改善・統合等による効率化 | 7 | 9 | 2 | 0 |
| | (4) | 事務事業の見直しによるサービス水準・経費適正化 | 7 | 9 | 2 | 0 |
| | (5) | 組織の簡素化 | 8 | 8 | 2 | 0 |
| | (6) | 既存施設の整理統合に伴う用途変更等による有効活用 | 4 | 9 | 5 | 0 |
| | (7) | 税の徴収力強化による税収の増加 | 4 | 7 | 7 | 0 |
| | (8) | 余剰施設の売却等による歳入の増加 | 1 | 9 | 8 | 0 |
| | (9) | 課税対象拡大(例:事業所税など)等による増収 | 4 | 2 | 11 | 1 |
| 合計 | | | 241 | 209 | 170 | 10 |

合併効果の発現状況について(項目別)

| 通番 | 項目 | A | B | C | D | 合計 |
|------|------------------|-------|-------|-------|------|--------|
| 1-1 | 住民サービスの維持・向上 | 49.1% | 22.2% | 28.7% | 0.0% | 100.0% |
| 1-2 | 利便性の向上 | 38.9% | 27.8% | 24.1% | 9.3% | 100.0% |
| 1-3 | 地域コミュニティ、市民活動の振興 | 26.4% | 51.4% | 19.4% | 2.8% | 100.0% |
| 1-4 | 地域の知名度向上、イメージアップ | 52.8% | 44.4% | 2.8% | 0.0% | 100.0% |
| 1-5 | 行政経費への理解向上 | 27.8% | 38.9% | 33.3% | 0.0% | 100.0% |
| 1-6 | 産業活動の円滑化 | 36.1% | 25.0% | 38.9% | 0.0% | 100.0% |
| 1-7 | 防災力の向上 | 66.7% | 33.3% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 1-8 | 専門的できめ細かい施策の推進 | 41.7% | 8.3% | 50.0% | 0.0% | 100.0% |
| 1-9 | 権限移譲による自立性の向上 | 16.7% | 11.1% | 72.2% | 0.0% | 100.0% |
| 1-10 | 広域的なまちづくりの充実 | 38.9% | 38.9% | 20.8% | 1.4% | 100.0% |
| 1-11 | 行財政の基盤強化 | 32.7% | 38.3% | 27.8% | 1.2% | 100.0% |

A: 合併効果が十分に発現している。 B: 合併効果は発現していないが、今後発現する見込み。

C: 合併効果は発現していない。今後も発現する見込みはない。 D: 合併効果は発現していない。今後は悪化する見込み。



1-1 住民サービスの維持・向上

(1) 規模が大きくなることにより、企画や防災などの専門職員を配置するなど、専門性の高いサービスが充実する。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 10 | 4 | 4 | 0 |
| 14 | | 4 | |

単位は市町数。以降も同様。

- ・環境分野における技術職員の充実、障害者の相談業務、学芸員の人数増等、専門職員の配置等により、専門的できめ細やかな対応が可能となった。
- ・危機管理担当課、農村支援センター、環境政策担当課等、専門性の高い組織が充実した。
- ・旧町村では複数の業務を兼任せざるを得なかったが、合併により専門職員の配置が可能となった。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・機械や電気、化学などの専門職員が施設等の維持管理部門に配属されることにより、専門性の高い維持管理体制が充実した。 ・住民が人権課題に関する講演会や学習会に参加する機会が増えるとともに、地域リーダー数も増加した。 ・環境分野においても、技術職員の充実により、大気・悪臭・水・騒音等の公害に対して、より専門的に対応できるようになった。 ・より充実した中小企業資金融資制度や、合併前の自治体にはなかった中小企業経営サポート事業及び人材育成事業補助金事業などの利用が可能となり、合併した地域においても利用する企業が現れている。 ・農業振興地域が拡大したことに伴い、現場指導の回数を増やし、栽培技術指導、優良種苗分譲など農業所得向上につながる支援を重点的に行っている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併前は障害者の相談業務のための専門職員の確保が困難なことから、その配置ができなかったが、合併後にはそれぞれの障害特性に応じた相談を行うための専門の職員による対応や、専門職員を擁する事業所が新市町全体に対応することが可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・総務課内の係であった消防防災係を危機管理課に昇格させ、人員も増員している。 ・専門職である学芸員の人数増により、埋蔵文化財包蔵地の確認などの届出に対する回答が早くなり、対応もきめ細やかにできるようになった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併の影響だけではないが、危機管理部門の充実として防災安全課、産業遺産を活用するための担当課などを設置し、専門性の高い組織としている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課・産業振興課・人権啓発課・工事検査官等を設置し、企業誘致や防災対策など専門性の高い分野の体制が強化された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・旧自治体では複数の業務を兼任していたが、合併により専門職員の配置が可能になった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁支所方式により、各支所に防災担当を置きながら本庁に専門的内容に従事する職員を配置し、事務の効率化を進めるとともに、各地域間でバランスのとれたサービスが提供できるようになった。 ・本庁支所方式への移行とともに、各部署で所管する事務・事業の見直し、整理を進め、専門分野の集約と効率的な業務推進体制が構築できた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・産業創出課(商工・観光等を中心とする地域振興所管組織)、新エネ推進室(環境対策)、子育て支援室の組織が創設され、新しい分野で充実した取組みを実施している。 ・消防施設・設備の充実や危機管理室の創設により、防災対策がより一層充実された。 ・合併による職員削減方針によって、専門職員(保育士、消防職員等)については、若干の増員にのみとなっているのが現状で、今後の人事の課題である。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数が削減される中、総務課に危機管理班・政策調整班、産業振興課に農村支援センター、保健福祉課に地域包括支援センターを、また新たに環境政策室など、より専門的な部署を設置した。特に、町並み保存や景観形成に関する取り組み、バイオマスなどの環境政策、広報活動など、新市町ならではの取り組みとして特化している。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課、水産振興室や農業支援センターなど、専門性の高い部署を設置。 ・保健師等が各支所に常駐し事業を行っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・組織の拡大にともない、旧市町村では係単位の組織が課単位で設置することが可能となった。 ・特に防災に関しては、危機管理課を本庁及び分室に設置し専門性の高い体制を構築するとともに、国の省庁に職員を派遣する等職員の資質向上も図れている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・保健師・管理栄養士・作業療法士等による健康相談、教室の開催 ・建設課技術監理室の設置により、専門性の高い工事等の実施が可能になった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員2名を配置し、業務にあたっている。 |

| | |
|---|---|
| B | ・様々な学習機会の場が増えた。 |
| C | ・合併とは直接関係ないが、県との人事交流により、上級管理職や水産の管理職を派遣いただき、また、独自に水産専門職を採用するなど充実を図っている。 ・消防署との人事交流により、防災担当課に消防職員を配置している。 |
| C | 特になし |
| C | ・現在の職員体制では、スケールメリットによる専門性の高いサービスは供給できていないのが現状であるが、今後防災専門職を配置し、町内の防災力の向上に努める。 |
| C | ・総務課 危機管理係、企画財政課 管財係、産業課 農業支援センター、国体推進室の設置を行ったが、配置した職員数も少なく、専門性の高いサービスが充実したとは言えない。 |

(2) 保健福祉、都市計画、環境施策などの一部施策について、地域の独自性を勘案しやすくしたり、事務処理速度が向上する。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 5 | 6 | 0 |
| 12 | | 6 | |

- ・乳児紙おむつ支給事業や発達支援センター設置、バイオディーゼルの活用等、独自性のある取組みが実施できた。
- ・地域包括支援センターや景観行政の充実、更に環境政策室の設置などにより、将来的にはまちづくりの独自性が十分に発揮され、事務もより専門的で処理速度が増すと思われる。
- ・小規模な合併であり、また、職員削減を行ったこともあり、施策について地域の独自性を勘案したり、事務処理速度の向上には至っていない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・電算化が遅れていた自治体においても、合併後は電算で統一的に業務を遂行するようになり、事務処理速度が向上した。 ・旧市町村における開発許可等の許認可が新市の権限で行われるため、事務処理速度が向上した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・各種施策や許認可において、新市町の施策の反映と処理速度の向上につながっている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・観光物産面でアピールできる地域資源が増加し、また、旧市町村間の住民の交流機会が増えるなど、一部施策においては合併効果が表れている。ただし、例示されている分野を含め、全般的には、旧市町村間の不均衡是正に向けた取り組みが必要となったため、どちらかと言えば、現時点では事務処理速度は低下傾向にある。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併による広域化を見越して広域都市計画区域の線引きが廃止され、平成20年度においては新市町の範囲を対象として都市拠点連結型の都市計画区域として分割されたことから、今後のまちづくりを進めるうえで新市町の独自性が発揮されやすくなった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児紙おむつ支給事業や発達支援センター設置など先進的な取組をおこなった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や違いに目を向け、良いところを新市町に生かせる。 ・福祉事務所の設置により、生活保護法による生活保護の決定と実施、児童福祉法による要保護児童の発見と援護、母子及び寡婦福祉法による母子家庭及び寡婦に対する相談、指導、援助などの対応が速やかに行えた。また、要保護児童対策地域協議会の設置により、様々な問題を抱える児童及びその保護者に対する支援が関係機関の連携を図りながら実施できるようになった。 ・新交通システムによる、デマンド乗合タクシーや生活交通バス等の導入により、公共交通の利便性が向上した。 ・都市計画においては、都市計画道路の路線整備について見直しを行うとともに、都市計画公園においては、管理区域の見直しを行なった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛大学医学部等の医療機関や福祉施設との連携による保健・福祉の充実。 ・環境施策においてはバイオディーゼルの活用等、独自施策が実施されている。 ・権限移譲により、今後ますます事務処理速度の向上が図られる。 ・新市町の均衡ある発展を図るため、都市計画マスタープランの策定などにより、計画的な土地利用や市街地整備を推進し、限りある土地の高度かつ有効な活用に努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉計画の策定 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併により旧市町村の保健師や管理栄養士を集約し、効率化と迅速化に努めている。 |
| B | 特になし |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや景観行政の充実、更に環境政策室の設置などにより、将来的には新市町のまちづくりの独自性が十分に発揮され、事務もより専門的で処理速度が増すと思われる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処分場の整備など、合併後の町の規模を考慮した施設整備を行うことができた。 |
| C | 特になし |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・特に、効果を発揮していない。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

| | |
|---|---|
| C | ・小規模な合併であり、職員の削減を行ったこともあり、施策について地域の独自性を勘案したり、事務処理速度の向上には至っていない。 |
| C | ・生活圏域を踏まえた計画により、一部事業を行っている。 |

(3) (財政難により)このままでは維持困難であったかもしれないサービスが継続される。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 5 | 6 | 0 |
| 12 | | 6 | |

・財政規模の拡大等により、合併前のサービスが維持され、また、新たなサービスが実施できているが、今後の財政事情によっては事業の継続は不透明である。
 ・合併しなければ、財政力の低下等により何らかのサービスの廃止又は縮小を検討しなければならなかったと思われる。
 ・合併により廃止となった事業が多くあり、合併の効果は発現していないと思われる。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・財政基盤が脆弱で後年度送りになっていた市単独事業の工事実施が可能になった。 ・農業用施設の新設・改良等を目的として新市町単独で実施する、原材料交付事業や一般土地改良事業等は、周辺地域においては持続が困難であったと考えられるが、合併によって現在も事業が継続されている。 |
| A | ・住民の足の確保のため、航路の維持が図られた。 |
| A | ・合併特例債を活用し、校舎の改築や耐震化、城整備事業を行っている。 ・合併により過疎地域の指定を受け、新市町全体で過疎対策事業債を活用した事業が実施できるようになった。 |
| A | ・診療所を開設し、無医村地区からの不安を解消した。また、高齢者が生きがいを持って生活をするための環境づくりとして、生き生きデイサービスを実施している。 |
| A | ・現在のところ合併前のサービスは維持しており、加えて新たなサービスも実施しているため合併効果は発現しているが、今後の財政事情によっては事業の継続は不透明である。 |
| A | ・合併により維持できるようになったサービスは現在ないものの、分野は不明であるが今後の発生は見込まれる。 |
| A | ・学校の耐震化等、緊急度の高い事業が実施できた。 |
| B | ・合併しなければ、財政力の低下により、どのサービスというわけではなく、何らかのサービスの廃止又は縮小を検討しなければならなかったと考える。 |
| B | ・合併後行財政の健全化に努めながら、サービスの維持・拡充を図るとともに、これまで十分に実施できていなかった公共施設の修繕等を集中的に実施している。 |
| B | ・合併に伴う財政支援を受けCATV事業など公共事業を実施した。 ・サービスが維持されている事業もあるが、合併後も財政難であり、今後はサービス提供の見直しも必要である。 |
| B | ・財政規模の拡大により診療所等の事業が維持された。 ・常備消防、救急配備が維持された。 |
| B | 特になし |
| C | ・地区によっては幼稚園、小学校の統廃合がなく現在まで存続しているという点においてサービスが継続されていることとなるが、合併により廃止となった事業が多くあり、新市町全体で見ると合併の効果は発現していないものと思われる。 |
| C | ・財政的に苦しい旧市町村が合併したため、合併による財政的メリットは極めて小さい。 |
| C | ・指定管理制度等によって民間委託をすることにより継続されるサービスもあるが僅かにとどまっており、また合併効果であるとは言い難い。 |
| C | ・旧市町村で行われていた「外出支援サービス事業(交通機関を利用できない高齢者等に対して、医療機関への通院等の支援を行う事業)」について、合併により廃止も検討されたが、そのまま継続となった。当該事業以外には特に該当はない。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

(4) 合併を契機としたCATVなどの情報基盤等の整備により、迅速かつきめ細かなサービスが充実する。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 12 | 4 | 2 | 0 |
| 16 | | 2 | |

・CATVやブロードバンドサービスの整備・拡充が図られ、情報通信格差の是正が図られている。
 ・防災行政無線等のデジタル化等により、防災情報等が迅速に発信できるようになった。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者向け通報システムやモバイル消防など、通信技術を活かしたサービス提供が開始された。 ・地域イントラネットを整備し、島しょ部の情報通信格差の是正に努めるとともに、新市町内の全小中学校の校内LANを整備された。 ・島嶼部でのインターネットサービス開始への支援が行われた。 ・国の交付金を活用して、CATV事業者に補助することで周辺地域のCATVエリア拡張事業を推進し、情報通信格差の是正が図られた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビの広域化により、普及のエリアにおいて情報格差が解消された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報通信基盤整備推進交付金事業(総務省)により、新市町のほぼ全域でCATVと超高速ブロードバンド(一部ブロードバンド)サービスが利用できる基盤は整った。更に住民ニーズに基づく基盤の利活用が課題と認識している。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域内における主要地方道への光ケーブル敷設完了により、沿線で見込可能な箇所でブロードバンドサービスが可能となった。 ・引込可能地域以外で、Wi-MAX接続が不可能であった箇所には、衛星ブロードバンドを整備し、地域全体で同レベルのブロードバンドを整備し、地域全体で同レベルのブロードバンドサービスの提供が可能となった。 ・携帯電話不感地区を解消した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票や証明書が市内の本庁及び支所ならどこでも取得できるようになった。また、新市町図書館の建設と旧市町村図書館の整備により、旧市町村単位に図書館が整備されることになり、さらに図書館管理システムにより、どこの図書館でも貸出、返却が可能となり、利便性の向上が図れた。 ・今年度からは一部公民館においても、住民票等の取得が可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネット網の整備により、支所での各種証明書の発行や、議会中継が可能となった。また、デジタル防災行政無線の整備を進めており、防災情報等の周知を効率的に行えるようになった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド通信も兼ねたケーブルテレビの整備(平成18年～) |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関を結ぶ公共ネットワークの整備により行政施設、教育機関等の情報環境を充実、また、テレビの難視聴対策および高速通信環境整備を目的とし実施した情報基盤整備事業により都市部との情報格差を是正。 ・災害時において正確で迅速な情報伝達が行えるよう、防災行政無線デジタル整備事業により現在整備中である。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イントラネットの整備により市内全地区でないものの、地区集会所、学校等に光ケーブルが敷設され、情報整備は一定の成果をあげている。 ・アナログ式防災行政無線を統合しデジタル式防災行政無線を整備することにより、迅速、確実な防災情報を提供する環境が構築され住民の安心安全の充実が図られた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・光通信回線によるCATV網の整備拡充とブロードバンド化 ・防災行政無線のデジタル化 ・消防救急無線のデジタル化 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・CATVのデジタル化により、データ放送を活用した行政情報の周知を行うことができるようになった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤整備を行えたことにより、町内全域に光ファイバー網が整備され、CATVやブロードバンドサービスの環境が整った。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・主に地理的な理由により、情報インフラの整備が遅れているが、徐々に改善されつつある。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・山間部では利用頻度が少ない。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併以来、公共施設間の地域イントラネット整備とともに、民間の協力を得ながら携帯電話の基地局増設やADSL・衛星系インターネット回線の整備・充実、地デジ改修等に努めてきた。 ・老朽化した防災システムの整備・充実と併せて、全町的な光ファイバー敷設等情報基盤の整備を検討することとしており、双方向でより木目の細かなサービスが期待できる。 |

| | |
|---|---|
| B | ・合併を契機とした町内情報通信網の整備により、防災情報等が迅速に発信できるとともに、告知端末やCATVなどの情報基盤が整備された。 |
| C | ・合併とは直接関係なく、総務省の補助事業で、光ケーブルを整備し、全域で高品位なCATV放送及び高速インターネット回線の基盤を整備した。 |
| C | 特になし |

(5) 高度な機能、サービスを持つ大規模施設を利用できるようになる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 11 | 1 | 6 | 0 |
| 12 | | 6 | |

・大規模な文化・スポーツ施設や保健・福祉施設、環境衛生施設等、旧市町村では設置されていなかった施設を、合併地域の住民が等しく利用できるようになった。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・JR駅周辺整備事業において、車両基地跡地に公共施設を整備することにより、中心部だけでなく、JR予讃線でつながる周辺部の利便性も向上する。 ・大規模な文化・スポーツ施設や保健・福祉施設など小規模自治体では設置されていなかった施設について、合併地域の市民が等しく利用できるようになり、サービスが向上した。 |
| A | ・ごみ処理施設、し尿処理施設などの環境衛生施設や体育施設などが公平な条件で利用できるようになった。 |
| A | ・合併特例債を活用し、市立病院の改築や交流拠点施設を整備した。 ・駅前再開発による都市再生整備事業を予定している。 |
| A | ・移動図書館車の周辺地域への乗り入れや図書館が利用できるようになり、サービスが向上した。 |
| A | ・新事業の創出や企業等の活動支援等を通して地域産業の育成を目的として中心部に設置されていた産業情報支援センターを合併地域の住民が利用することが可能となった。 ・総合福祉センターや合併後整備した図書館及びスポーツ施設等の大規模施設利用が可能となった。 |
| A | ・新たに図書館を整備し、旧町村単位の分館と合わせて自動貸出・返却可能なシステムを導入したことで、利用可能蔵書が増加し、また、貸出・返却が可能になったほか、住民サービスの向上を図った。 |
| A | ・合併したことで、議会事務局職員との兼任から、監査委員事務局として職員が専任となったが、監査委員の数が10名から2名に減少した。 ・市民病院は、地域の中核病院・2次救急病院にふさわしい医療機器を導入し多岐に渡る医療をおこなう。また電子カルテを中核とする医療情報システムを整備することで、より一層の患者サービスの向上、事務の効率化が図られる。 ・新庁舎の建設により、本庁支所方式の業務形態を執れるようになり、事務の集約と効率化が図られた。また、1階に利用頻度の高い課を配置するなど、市民が利用しやすい環境を作り市民サービスの向上が図られた。 |
| A | ・合併前には使用できなかった体育施設、図書館、公民館等の施設を広く住民が利用可能となった。 |
| A | ・図書館や公園施設の利用。 |
| A | ・文化施設や福祉施設など、利用目的によって旧市町村の施設が有効かつ効果的に利用できるようになった。 |
| A | ・高度な機能、サービスをもつ大規模施設はないが、旧市町村にしかなかった公共施設を利用できるようになった。 |
| B | ・新市町のシンボルとなる施設として、またまちづくりの拠点として新たな文化ホールを建設予定 |
| C | ・高度な機能、サービスを持つ大規模施設は存在していない。 |
| C | ・高度な機能、サービスを持つ大規模施設はない。 |
| C | ・対象となる施設はなく、今後整備する予定もない。 |
| C | ・新たに利用可能となった大規模施設について該当がない。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

(6) 以前から積み残されていた地域課題が解消される。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 6 | 5 | 7 | 0 |
| 11 | | 7 | |

・公共施設の耐震化など財政規模、財政状況の悪化で先送りされた諸課題に、優先順位の高いものから着実に事業を実施した。
 ・解決に向かっている課題もあるが、その他の地域課題については旧市町村毎に協議会を立ち上げ、地域課題の解決に向けた取組を支援している。
 ・旧市町村の財政事情によって着手できなかった事業が実施された一部事例を除き、基本的に合併によって地域の課題が解消された事例は少ないが、課題解消の取組みは実施している。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・後年度送りされていた下水処理場の耐震化や改築・更新が進捗するとともに、浸水対策事業についても一定の前進をみている。 ・中心部以外において改修できていなかった農道やため池の工事が実施できるようになった。 ・簡易水道事業での浄水場整備や窒素除去装置の導入による水質改善、配水管の整備等のほか、上水道事業の配水池整備や老朽管改良などの実施により、安全で安定した給水サービスの向上が図られた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併補助金や合併特例債等の新たな財源の活用により、火葬場や雨水ポンプ場が整備されるなど、地域課題が解消した部分はある。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の一部の無医村を解消するために診療所を開設し、地域住民の利便性確保及び周辺地域と中心地域との一体性を図るため、地域バスの運行による公共交通を確保した。 ・携帯電話不感地区を解消した。 ・交流拠点施設等に関連する駅周辺整備が行われており、地域課題が解消されている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・計画されていた農集事業において、地域の要望(同意)、財源の確保等の問題から進展が見られない。 ・認知症対策等への社会的関心の高まりとともに、高齢者福祉施策の充実が進みつつある。 ・森林整備を行うために補助金を活用し林業専用道等開設を行い、林業活性化センターによる森林経営計画を策定し推進を行っている。 ・消防団車両や機械器具が適正に更新され消防力が強化された。 ・ごみ分別の統一を行い、地域の不均衡を是正した。 ・各地域で自主防災組織が結成され、連絡会をはじめとした会等を開催することにより、地域ぐるみで防災意識を向上させることができた。 ・地域公共ネットワーク事業、CATV事業、庁舎建設事業、防災行政無線更新事業のほか、各地域においても合併前の自治体単独では実施出来なかった事業を実施することが出来た。 ・学校の統廃合を進めることができた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化など財政規模、財政状況の悪化で先送りされた諸課題に、優先順位の高いものから着実に事業を実施した。 ・老朽化した施設の解体撤去も実施した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・住民ニーズを的確に把握するため、今年度広く住民から提言を募集し行政サービス改善に役立てる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・新市町全域への水の安定供給など、解決に向かっている課題もあるが、その他の地域課題については旧市町村ごとに地域活性化協議会を立ち上げ、がんばる地域応援事業で地域課題の解決に向けた取組を支援している。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の一部で未整備であった防災行政無線のかわりに、コミュニティFMを活用し、緊急放送等の受信時に自動起動する告知放送受信機(防災ラジオ)を各世帯に配布。緊急情報等を新市町全域に一斉に伝達することが可能となった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの整備や、上下流一体となった治水対策などを進めることができた。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤整備により難視聴地域が解消された。 ・高速道路の延伸や雇用対策等の課題は十分に解消されていない状況にある。 |
| B | 特になし |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の財政事情によって着手できなかった事業が実施された場合等の一部事例を除き、基本的に合併によって地域の課題が解消された事例は少ないが、干拓地の活用検討等、課題解消への取組みは実施している。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の統合によりへき地学校の複式学級が解消される。 |

| | |
|---|---|
| C | ・地域課題によっては、合併の効果で解消されるものもあるが、今後、交付税が段階的に削減され、少子高齢化の中で税収も減に転じ、積み残されたほとんどの地域課題の解決は難しい状況である。 |
| C | ・合併に伴う光ファイバー等の整備により、テレビ難視聴地域における地上波デジタル放送移行に伴う諸問題及びブロードバンド・ゼロ地域が解消した。 ・光ファイバーを活用した携帯電話等エリア整備事業により、携帯電話の不通地域が一部解消された。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

1-2 利便性の向上

(1) 利用可能な公共施設数が増加したり、種類が多様化する。(手続きのために訪れる出張所、各種活動を行うための文化・スポーツ施設、その他文教施設、福祉施設など。)

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 13 | 3 | 2 | 0 |
| 16 | | 2 | |

・旧団体が保有していた図書館・文化会館等の教育施設、地域交流センター・福祉センター等の福祉施設及び体育館等が利用可能となり、公共施設が増加・多様化した。
 ・窓口サービス等を受けられる公民館、サービスセンター等が増加した事例もある。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・合併により、利用できる図書館の数が増加した。 ・中心地域の公共施設等に周辺地域の公共施設等が加わり、利用可能施設が増加・多様化した。 ・休日に証明書発行などのサービスを受けられるサービスセンターが利用できるようになった。 |
| A | ・証明や手当て等の申請受付について、居住地に限らず勤務先や外出先の近隣支所でも窓口サービスを受けられるようになった。 ・保育所利用時の広域入所手続きが不要となったり、体育施設・文教施設が公平な条件により広域で利用できるようになった。 |
| A | ・合併による行政区画の拡大に伴い、各種証明書等の取得や届出等ができる施設(本庁、支所等)が広がった。 |
| A | ・それぞれの地域にある各種施設での活動が可能である。 |
| A | ・旧団体が保有していた図書館・文化会館等の教育施設、地域交流センター・福祉センター等の福祉施設、及び体育施設等に加え、合併後整備した図書館、屋内体育施設等利用可能な公共施設が多種・多様化した。 |
| A | ・市民サービスセンターの設置により、休日等における証明書等の発行が可能になるなど、利用可能な公共施設の選択肢が広がった。 |
| A | ・市内に4つある図書館のどこでも貸出・返却が可能となるなど、利便性が向上した。 |
| A | ・旧市町村では福祉施設の種類や数が異なるものもあるが、合併したことにより新市町の福祉施設の利用が可能になった。しかしながら、旧市町村間はかなり距離があるため公共交通等の利便性の課題は残る。 ・旧市町村の施設が利用可能となり、市民1人あたりの利用施設数が増加した。 ・公民館施設、図書館施設ではネットワーク環境が整い市民の利便性が向上した。 |
| A | ・公共施設の増加(スポーツ施設、図書館等)により、住民サービスの向上している。 ・児童館の設置による子育て支援の充実が図られた。 |
| A | ・各種スポーツ及び文化・娯楽教室等の多様化。 ・老人クラブなど、スポーツを通じての交流は増えた。 |
| A | ・文化施設ほか、図書情報館、運動公園等体育施設や、福祉・文教施設等の選択肢が増え、住民の多様な学習需要に応えることができるようになった。 |
| A | ・各種活動を行うための文化・スポーツ施設について、減免制度を利用して使用できる範囲が広がった。 |
| A | ・旧町村にしかなかった公共施設の利用が可能となるなど、広域で利用できるようになった。 |
| B | ・新市町でみると各種活動を行うための公共施設は増加しているが、これらの多くは合併前も相互で利用可能であり、合併を機に大きく変化した様子はない。 ・今後、施設の統合を進めていく中で、新たな施設の可能性について検討したい。 |
| B | ・橋の開通により、利用可能な施設が増加し、地域間の交流も増加した。 ・架橋全線開通に伴い、より効果が発現する見込み。 |
| B | ・利用可能な公共施設数が増加したり、種類が多様化はしているが、現時点で有効活用されているとはいえない。 |
| C | ・合併を契機に戸籍の電算化を行い、戸籍事務等(交付事務)を支所及び公民館2箇所で行うことができるようにした。 |
| C | 特になし |

(2) 公共的交通の充実などにより、日常的な移動を行いやすくなる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 6 | 8 | 1 | 3 |
| 14 | | 4 | |

・赤字バス路線への補助金の拡充や、高齢者を対象としたバス利用者に対する助成を新たに開始するなどして、民間バス路線の維持に努めている。
 ・コミュニティバスやデマンドタクシー等の導入を行うほか、乗合タクシーの実証実験運行を開始するなど、新たな地域公共交通システムの構築に向けた取り組みを行っている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・離島航路における運行欠損や赤字バス路線への補助金を拡充した。 ・船舶やバス車両のバリアフリー化の促進した。 ・港における待合所の施設整備(バリアフリー化)を行った。 |
| A | ・航路の再編により、住民の利便性が向上した。 ・地域間を接続する幹線道路の整備により、市内の交通利便性が高まった。 |
| A | ・コミュニティバスのデマンド運行及び新路線の運行開始。 |
| A | ・山間部から、中心市街地へのエントランスであり交通拠点である駅及びそこに集約される交流拠点施設へのアクセスを整備することにより、周辺地域住民の利便性を確保する一方、市外からの観光客等の山間部観光施設の誘致が図れた。 |
| A | ・公共交通の基本方針を定め、中心部交通、幹線交通及び各地域の地域内交通に交通体系を区分し、整備を進めている。 ・路線バスの維持確保、中心部の利便性向上、スクールバスの住民利用など地域の実情に応じた取り組みを進めている。 |
| A | ・公共交通空白地域にコミュニティバスを運行。 |
| B | ・公共施設の代替機能をどのように確保するかは、従前から課題であったところで、平成25年度から、乗合タクシーの実証実験運行を開始するなど、新たな地域公共交通システムの構築に向けた取り組みを行っている。この結果を踏まえ、今後、必要な地域の拡大を検討したい。 |
| B | ・「地域公共交通活性化協議会」を設立し、公共交通のあり方について、協議・検討を行い、総合的な地域公共交通総合連携計画を策定中である。 ・高齢者を対象としたバス路線の利用に係る助成を新たに実施した。 |
| B | ・地域内交流の促進に伴う地域活性化及び地域住民の生活交通手段の確保を目的に、周辺地域に新しい公共交通機関であるデマンドタクシーを導入し、多くの市民に利用されている。 ・同様の目的で中心地域にコミュニティバスを運行するよう準備を進めており、住民の日常的な移動に大きな効果があるものと考えている。 |
| B | ・デマンドタクシーや福祉バスの運行により地域公共交通の確保に努めている。 |
| B | ・新交通システムによる、デマンド乗合タクシーや生活交通バス等の導入により、公共交通の利便性が向上した。 |
| B | ・地域公共交通施策において、山間部をはじめ、移手段を持たない住民の生活の足として、路線バスへの運行補助による路線の維持及び充実により地域住民の利便性の向上に努めている。 |
| B | ・橋の開通により、市町内外の移動がしやすくなった。 ・架橋全線開通に伴い、より効果が発現する見込み。 |
| B | ・民間交通事業の撤退により、周辺部の住民の移手段が限定される中で、市町営バス・福祉バスの増便と利用料金の値下げ、更に軒先から目的地まで、自由に乗り降りできるデマンドバス化により、何とか住民の移手段を確保している。 |
| C | ・公共的交通が縮小されつつあり、廃止されたバス路線をカバーするため、市町営バスの路線変更を行った。 |
| D | ・公共交通は合併前の状況から後退している。 |
| D | ・山間地域への民間バス路線の廃止により、日常移動における利便性が低下した。 |
| D | ・地域住民の足であるバス事業が、利用者の減少に歯止めがかからず、ガソリン価格の高騰により路線廃止が進んでいる状況であるが、今後の見通しとしてもこの流れに歯止めをかけることはできない。独自の対策を講じる必要がある。 |

(3) (旧市町村の境界付近の住民にとって)小中学校などへの通学のしやすさが向上する。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 2 | 4 | 10 | 2 |
| 6 | | 12 | |

・統廃合に対しては、スクールバスの導入や地域バスの活用により通学の利便性を向上させているが、校区の変更はないため境界付近の通学に変更はない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・地域バスの運行により、周辺地域内の通学はもちろんのこと、中心地域の高等学校への通学も実際に行っており、利便性が向上している。 |
| A | ・小中学校の統廃合に伴うスクールバスの運行により通学の利便性が向上している。 |
| B | ・合併に伴い通学が便利になるような状況はない。ただし、今後、旧市町村の境界を越えて学校再編が進められる可能性もある。 |
| B | ・周辺地域にスクールバスを導入し、児童生徒の通学の足として活用している。 |
| B | ・小学校の統廃合により新たなスクールバスを運行させ通学の利便性を向上させる。 |
| B | ・架橋全線開通に伴い、より効果が発現する見込み。 |
| C | ・通学区域に変更はない。 |
| C | ・新市町において校区の見直しに先行して、教育環境の向上のための学校適正配置基本方針に基づく統合を行った結果、通学距離や通学時間の延長が生じているが、一定距離を超える場合にはスクールバスを運行するなど、通学への影響に配慮している。 |
| C | ・旧市町村間での学校統廃合は行っていない。 |
| C | ・小中学校区は合併前後で変更しておらず、現段階では今後の変更予定もない。 |
| C | ・合併前より各小中学校の校区は、統廃合があった場合を除いて変更しておらず、校区外からの通学は原則認めていない。 |
| C | ・合併による校区の変更はなし |
| C | ・合併によって通学区が変更になることはなく、効果はない。 |
| C | ・旧市町村間の学校統合は、現在の学校再編計画に予定されていないため、合併前と状況に変化はないと思われる。 |
| C | ・区域外就学について、内規を作成し、今までより他の学校に通学する基準を緩やかにし、区域外の野球部のある中学校に通いたい場合等に対応可能とした。 |
| C | 特になし |
| D | ・中学校の統廃合が進み、通学のしやすさということでは、後退している。 |
| D | ・中学校の統廃合により、周辺地域中学生徒に対するスクールバスの運行はされたものの、通学距離が増した。 |

1-3 地域コミュニティ、市民活動の振興

(1) 住民参画型の行政が推進され、行政へ意見等を出しやすくなる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 6 | 5 | 0 |
| 13 | | 5 | |

・多くの市町で、広く住民から意見や提言、要望等を聴取する機会を設け、意見集約を図っている。
 ・住民参画型行政が推進された一方で、行政機能が本庁中心に移行され、一部の旧市町村エリアにおいては、住民の声が届きにくくなっている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・旧市町村単位で地域審議会を設置し地元要望機会を確保するとともに、「市長とわいわいトーク」による行政の取り組み説明及び意見交換機会を確保した。 ・附属機関の審議会等で公募委員を構成員とする規定が設けられ、住民が行政に参画する機会が拡大された。 |
| A | ・住民主体の集会として「まちづくり校区懇談会」を、毎年、周辺地域でも開催し、市政課題など市長を交え意見交換を行っている。 ・地域審議会を合併から設置し、廃止するまで、新市町建設計画、過疎地域自立促進計画の進捗などの施策全般について住民の意見を反映するため開催し、さまざまな議題を審議した。 |
| A | ・合併にともない中心地域のみで実施していた意見箱の設置を新市町域に拡大して、行政に対する住民の意見を聴取するとともに、懇談会や移動市町長室を各地域で実施するほか地域審議会の定期的な開催等、広く市民の意見、提言、要望等を聴取している。 |
| A | ・行政連絡機構を含めた自治組織について、合併前のまま引き継いでいたものを平成19年に3つの組織に再編し、より効率的な住民自治・コミュニティ活動の推進を図るため、来年度から2つの組織に再編することとした。また、地域審議会の他、2年に1回全30地区において市政懇談会を実施し、地域からの意見を伺っている。 |
| A | ・自治基本条例を制定したほか、タウンコメント手続条例を定め、重要な政策形成過程において素案を公表し意見を公募している。 |
| A | ・地域づくり団体を中心に市政懇談会等を実施し住民意見の集約を図った。 ・介護相談員の設置により、施設等サービス利用者の意見集約が図られている。 ・学校教育の窓口が一本化され、意見や要望をどの部署に伝えればよいのか明確になった。 ・環境委員を各地区に設置し、環境行政に対し、意見等提言を言って頂く体制を整えた。 ・自主防災組織の結成や防災士の養成等により、防災に対する住民の意見・要望等が反映されやすくなった。 ・健康づくり計画の推進は、公募市民や関係団体の代表者などにより意見が反映された。ともに活動をしている。 ・公民館では区長会、団体連絡協議会、公民館運営審議会等さまざまな団体と連携し意見の集約、ニーズの把握に努めている。 |
| A | ・各地区でのまちづくり懇談会を実施。 ・区長との懇談会を実施。 |
| B | ・ネットワーク型住民自治組織である「まちづくり協議会」の設立を推進しており、この協議会を構成する地域の各団体、NPO、企業など多様な「住民」が主体となって、行政と協働・役割を分担しながら、自主的なまちづくり計画を策定し、事業実施できる仕組みを整備している。 |
| B | ・意見公募手続、目安箱、タウンミーティング、市政懇談会、市民ワークショップ等様々な手段、手法を活用することにより市民の意見・ニーズの把握に努めている。 |
| B | ・市役所、各公共施設に意見箱の設置やホームページ(パブリックコメント含む。)により住民意見集約に努めている。 ・住民参加による地域審議会、区長会等の各種委員会において、市民の意見集約をしている。 |
| B | ・地域によっては、合併前にはなかった積極的な地域おこしの動きが見られる。 |
| B | ・住民参画型行政の体制は確立されていないが、従来からの手法により、各地区及び各種団体等からの要望については、提出されており、迅速に対応できている。 |
| B | ・自治基本条例により、委員公募や意見募集を行っている。 |
| C | ・合併と関係なく、市長本人が地域へ出向いて、住民から直接意見を伺う「市政懇談会」「市長をかこむ会」などを実施している。 ・商工団体や女性団体等各種団体との懇談会も実施し各層からの意見を行政に反映している。 |
| C | ・地域審議会の設置により、行政への意見は維持されている。 |

| | |
|---|---|
| C | <ul style="list-style-type: none"> 自治会制度の導入により、住民参画型行政が推進された一方で、行政機能が本庁中心に移行され、周辺地域においては、住民の声が届きにくくなっている。年に一度は、自治会主催で地域づくり懇談会を開催するも周辺地域では形骸化し、住民の行政参画意識も低下し、真の声が届きにくくなっているのが現状である。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から原則として、町内に在住、在勤又は在学する者で組織した団体及びグループ(概ね10名以上)を対象として、町長、副町長及び担当課長と直接話を行える「町づくり懇談会」の制度を導入した。 合併時に定めた地域審議会を毎年開催し、委員と様々な意見交換を行っている。 |
| C | 特になし |

(2) 合併を契機にコミュニティの仕組みも見直されるなどすることにより、コミュニティが活性化される。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|----|-------|---|
| A | B | C | D |
| 3 | 10 | 4 | 1 |
| 13 | | 5 | |

・旧市町村間で差異のあった自治組織を自治会として統一し、この自治会を中心として自主組織の育成等を図っており、今後新たなコミュニティの形成と活性化が期待できる。
 ・ネットワーク型の住民自治組織を構築し、コミュニティの活性化につながっている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・校区単位に地区自治会が組織され、連合自治会の構成団体となることで地域コミュニティ組織の基盤の強化が図られた。 |
| A | ・行政連絡機構を含めた自治組織について、合併前そのまま引き継いでいたものを平成19年に3つの組織に再編し、より効率的な住民自治・コミュニティ活動の推進を図るため、来年度から2つの組織に再編することとした。また、地域審議会その他、2年に1回全30地区において市政懇談会を実施し、地域からの意見を伺っている。 |
| A | ・自治組織の整備 |
| B | ・「地域におけるまちづくり推進事業」において、ネットワーク型の住民自治組織である「まちづくり協議会」という新たなコミュニティを構築することにより、多様な主体が連携して地域の現状把握や課題解決に取り組むなど、コミュニティの活性化につながっている。 |
| B | ・合併市町村間でのコミュニティ活動のあり方について、地区公民館主導で行うこととしたことから、今後、この流れの中で、コミュニティ活動が活性化する可能性がある。 |
| B | ・周辺地域を含め、現在、地域コミュニティの再生に取り組んでいるところであり、防犯灯のLED化整備事業の実施、コミュニティ活性化に取り組む意欲ある地域への交付金など、コミュニティ再生に向けた取組みを進めている。 |
| B | ・合併により新しく自治会組織が構築され、自治会を中心として自主組織の育成等を図っており、今後地域において新たなコミュニティの形成と活性化が期待できる。 ・旧市町村間で差異のあった自治組織を自治会として統一し、新市町の連合自治会を中心として、活力あるまちづくりを進めるため、自主防災、コミュニティ、環境美化など、多岐にわたる地域活動を果たしている。 |
| B | ・地域内の問題や課題を地域住民が話し合い、責任を持って決定することで住みよい環境を築くことを目的に、「住民自治組織」の結成を始めとする「住民自治」を推進している。 |
| B | ・地域コミュニティ基本計画を策定し、公民館を地域の連携拠点とした協働のまちづくりを進めている。 |
| B | ・交付金事業による、小学校区単位の自主・自立の取り組みが芽生え始めている。地域により取り組み方に温度差もあるが、地域づくりは時間がかかる分野でもあることを理解し推進していく。 |
| B | ・旧市町村で違いのあった区や組織を統一し、地域コミュニティの活性化が図れたが、組未加入者が増加傾向にあるため、加入者を増やすための施策等の検討が必要。 |
| B | ・コミュニティの見直しは行っていない。 |
| B | ・コミュニティの仕組みを見直すまでには至っていないが、新市町の補助事業に際して、各行政区が自ら計画を考え、自治活動の活性化を図り、集落機能の再生と自立を促進することに取り組んでいる。 |
| C | ・旧市町村の自治会組織が統合され新体制となったが、活動状況・運営方法は合併前からあまり変わらず、会員の減少や役員の後継者不足など課題も多い。 |
| C | ・合併と同時に、新市町全域において自治会制度を導入し、住民自治の精神により地域コミュニティが活性化され、地域づくり計画書に沿った特色ある活動が行われるようになった。しかしながらその反面では、自治会長等自治会役員に負担が集中し、特に山間部の自治会においては少子高齢化により組織運営が厳しくなり、活力が低下する一方である。 |
| C | ・過疎、高齢化により、地域コミュニティの維持が難しい地区が増加しており、活性化されているとは言い難い。 |
| C | ・集落単位でのコミュニティが主であり、新たな地域コミュニティの構築には至っていない。 |
| D | ・高齢化等による人口減少で限界集落も増えつつあり、地域コミュニティは悪化している。 |

(3) 合併により新しい市町村の歴史を自らが刻んでいく、という意識が醸成され、地域への愛着が高まる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|----|-------|---|
| A | B | C | D |
| 2 | 11 | 5 | 0 |
| 13 | | 5 | |

・各種大会、イベント等を統一し、新市町としての一体感の醸成に努めている。
 ・一体感は醸成されつつあるが、歴史を刻んでいくという意識は高まっていない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・「ふるさと」への思いを大切に」というコンセプトで「がんばる地域支援事業」を展開している。地域住民の主体的な取組により、イベント開催だけではなく移住促進に係る空き家バンクの創設など、地域事情に応じた事業を展開している。 |
| A | ・旧市町村同士ともに栄えた歴史を活かし、より広域的な視点で住民の共通のアイデンティティである地域資源、特性を活かしたまちづくりをすすめている。 |
| B | ・まちづくり協議会を設立する際や、まちづくり計画を策定する際には、現状を把握する必要があるため、地域のことを見直し、新たな課題や魅力に気づく機会となる。また、地域におけるまちづくりは、住民自治の取り組みであることから、これまで行政が担ってきた役割を住民が担うことで負担感を伴うが、反対に自らの責任で行う取り組みは、やりがいもあり、地域への愛着を育むことにもつながる。 |
| B | ・総じて、旧自治体のプライドがそれぞれ住民間にはあるが、相互に気をつかう面も見受けられ、今後、より一層一つの自治体としてまとまりが良くなっていく見込みがある。 ・各種大会、行事、イベントなどは、すでに一本にまとめられており、この面ではすでに新市としての一体感がある。 |
| B | ・合併前に旧市町村単位で実施されていた花火大会が、合併後一時なくなったが、地域からイベント復活の活動が始まり、イベントが復活した。 |
| B | ・市民運動会や成人式などを統一して実施している。 ・今後も、合併10周年を機に記念式典・イベントを実施し、また、市民の誰からも親しまれる市民の歌、シンボルマーク、ロゴマークの作成など、一体感の醸成に努める。 |
| B | ・「伊豫國あじの郷づくり」の推進、「シティブランド確立事業」の実施により、地域間の一体感を高めるとともに、市に対する誇りや愛着を感じてもらえるよう努めている。 |
| B | ・今年度、いくつかの合併10周年記念事業を実施し、一体感の醸成を図っている。 |
| B | ・それぞれ特徴のある自治体が合併してできており、様々なデメリットもあったが、ジオパークで「ジオ多様性」を売りにして新しいまちの歴史を刻んでゆく素地ができた。 ・広域な市であり、地形や歴史・風土も違い、市としての一体感の醸成が市民レベルではまだまだ難しい部分でもあるが、10周年を迎え、さらに人が交わり、時をえて愛着が深まるものとする。 |
| B | ・市歌を制作し、市民への配布や地域行事での合唱など郷土愛の醸成を図る一助となった。 ・市のイメージキャラクターの誕生により、各行事への参加によって、イメージキャラクターのイメージが市民へも定着しつつある。 |
| B | ・合併記念イベントの実施や各地区のイベント等への参加促進 |
| B | ・融和的な合併と全国でも先進的な取り組みでもある自治会制度により、新市町全域の一体感と地域への愛着は高まりつつあると思われる。 |
| B | ・地域の特色を活かしたイベント開催を通し地域間交流が図られるとともに、地域課題に取り組む団体が組織されるなど、一体感は醸成されつつある。 |
| C | ・合併により広域な地域への愛着はまだ高まっていない。逆に薄れているか、より小さい地域への愛着が生まれてくることの方が多く感じる。 |
| C | 特になし |
| C | ・対等合併ながら、人口格差のある合併であり、周辺地域は更なる高齢化が進行し新しい歴史を刻んでいくという意識は薄い。 ・周辺部の住民にとっては合併の影響が大きい、中心部の住民は少ないと思われる。 |
| C | ・少子高齢化が他市町よりも進み方が早い状況で、「新しい歴史」よりも「集落の存続」を考えなければならない状態。 |
| C | ・互いの歴史、文化に触れ合う機会が増えると同時に一体感の醸成されつつあるが、スピードは緩やかである。 ・新町の歴史を刻むという意識については感じられない。 |

(4) 新団体となり、地域間交流が活発化、地域資源が広く共有され、市民活動が活性化される。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|----|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 10 | 0 | 1 |
| 17 | | 1 | |

・各地域で活動していた団体の活動範囲が広がり、団体同士の交流や他の組織・団体との協働等で市民活動の活性化が期待される。
 ・市町全域を対象とした文化・スポーツ等の各種大会、イベント等により、地域間交流が活発化している。
 ・地元主体の団体が設立され、資源を活用した地域間交流が促進されるなど、市民活動の活性化につながっている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴い、まちづくり協議会が設立された地域では、協議会を構成する町内会や企業、NPOなど、多様な主体が集まることで連携や交流が活発になるほか、多くの構成員が持つ情報が地域で共有され、地域活動の活性化にもつながっている。 ・地元が主体となった団体が設立され、資源を活用した地域間交流が促進されるなど、市民活動の活性化につながった。 ・本市で開催される様々なイベントに合併した地域の方が参加して、農水産物など地域資源を活用した特産品の販売機会が増えるなど交流の輪が広がっている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベントについて市域全体に広域で情報発信されることで、地域外からの参加者が増加し、地域間交流が活発化した。 ・文化・スポーツなどの各種大会では市域全体が対象となるため、交流機会が拡大した。 ・「がんばる地域支援事業」は、事業をスタートした段階では旧行政区単位での活動であったが、現在は島しょ部と陸地部の広域エリアでの展開としている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町で開催される各種イベントやお祭りにおいて、旧市町区域を越えた市内各地域からの参加が増加し、交流が広がっている。 ・ほとんどの団体活動は一本化されており、地域資源についての相互の認識も深まっている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビや市報などにより、地域資源が広く共有された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ大会、市民大運動会の開催により、各地区の市民と交流、融和が図られた。 ・地域資源においては、「産業創出課」を主管として、新市町らしさ、新市町ブランドの確立に向け重点的に取り組んでいる。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブなどの地域間交流人口の増加。 ・地域資源等を利用した、各小学校間における共同学習等での交流。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ交流など町域で実施することにより、相互交流が図られている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で活動していたボランティア団体等が、活動範囲が広がったことによる団体同士の交流、他の組織・団体との協働等でさらなる市民活動の活性化に期待したい。 ・合併後、公民館で実施する学級や講座等で、地域間交流が活発化した事により、文化や伝承活動を中心とした情報交換が活性化。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域においては、これまで4つの自治会単位が主な活動単位であったが、合併を機に連合自治会(小中学校単位)での活動も行うようになった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併にともない旧市町村にあった各種団体も合併が推進され、住民レベルの交流が活発となり、活性化が期待できる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・新市町の一体感の醸成がまだ十分とは言えないが、市内で統一して実施するイベントや、合併の周年記念の式典・イベント等を通じて今後一体感の醸成が図るとともに、地域間交流の促進やそれに伴う市民活動の活性化に努める。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・「食と食文化をテーマとしたまちづくり」の推進、「シティブランド確立事業」の実施により、地域資源の活用、市民活動の活性化に努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・ジオパーク活動によって自分たちの周りにある地域資源にもう一度目を向けるようになって、市民同士の交流、地域資源への関心が高まった。 ・ジオパーク認定を契機に各コミュニティが線につながり、交流の機会が増大している。地域間交流にも活用され地域活性化の柱となっている。 ・男女共同施策における女性組織活動において、各町単位の地域資源や課題の共有がなされ、以前の特化した活動内容から、活動の広がりや内容の強化が期待される。 |

| | |
|---|---|
| B | ・各地区のイベントや行事において地域間交流が活性化している。 |
| B | ・青年団や商工会などでは、旧市町村には関係なく、イベントなどで互いが助け合い協力する動きが見られる。 |
| B | ・自治会活動の中で、それぞれの地域間で交流が盛んになり、旧市町村のエリアを超えた活動と地域資源の活用が図られるようになった。 ・住民活動も活性化され、環境NPOやボランティアグループの活躍が顕著になってきた。 |
| B | ・公民館及び小学校が6地区にあるため、その地区単位で活動を行うことが多く、それぞれの地区で活発に活動している団体はある。 ・地域間交流については、自治体の拡大に伴い同趣味等のグループの交流などは活性化していると考えられるが、それぞれの専門分野の交流が主となり、他団体の動向には興味を持たない状況もあるように思われる。 |
| D | ・特異な地形もあり、旧市町村間交流は進んでいるとは言えない。 ・団体運営は現状維持が精一杯の状況。 |

1-4 地域の知名度向上、イメージアップ

(1) 新団体全域での観光PRなどが可能になる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 12 | 6 | 0 | 0 |
| 18 | | 0 | |

・旧市町村の魅力ある多様な地域資源を総合的にPRすることが可能となり、一体的な観光振興を図ることができている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・合併によって、旧市町村の魅力ある地域資源にさらに磨きをかけるなど、旧市町村間の観光資源との相乗効果による誘客や広域的なPRに努めている。 |
| A | ・しまなみ海道を軸として、サイクリングなど一体的な観光振興が可能となった。 |
| A | ・総合的なパンフレット及びPR動画など新市町全体を集約した観光PR媒体による情報発信を行ったり、観光客誘致やキャラバンなども合理的に新市町全域の魅力を発信することができ、効果的かつ効率的に事業を進められ、合併による経費削減等の効果につながった。 ・新市町による広域な観光PRとなったため、各市町独自の詳細な情報は集約されコンパクト化された部分はある。 |
| A | ・旧市町村には、それぞれ素晴らしい観光資源があり、ひとつになって宣伝することで、魅力アップにつながっている。多様な地域資源を組み合わせた観光バスツアーやスタンプラリーを実施したり、ご当地グルメなどを活用した観光PRの取り組みを積極的に行っている。 |
| A | ・市内に点在している産業遺産が人気となり、また、全国屈指の高山植物の宝庫である赤石山系を含め、山岳観光、産業遺産、宿泊施設等をセットにした滞在型観光ルートを設定することにより、新たな集客機会の創出を図ることができる。 |
| A | ・観光協会の合併と地域の拡大により旧市町村にあった観光資源を一括してPRすることが可能となった。 |
| A | ・新市町の公式HPや広報誌、観光パンフレット等で、新市町内全域の観光情報の発信が行えるほか、旧市町村観光協会も合併し、同様に新市町内全域での情報発信が可能となった。 |
| A | ・特産品を活かした観光PR力の向上により知名度が向上した。 |
| A | ・文化施設や温泉施設、また官民一体となってブランドを開発し、市内外への情報発信している。 ・新市町内に広く含まれる県立自然公園区域を活用した観光PRが可能となった。 |
| A | ・中心部にある美術館などの文化施設と山間部の石鎚山や四国カルストなどの自然環境を合わせてPRできるようになった。 |
| A | ・地域資源を活用した観光施策による新市町全体の観光地PR。 ・広報誌等で広範囲にPRが可能となり、地域イベントへの来場者が増した。 |
| A | ・幅広い観光資源により、情報発信を行っている。 |
| B | ・新市町の長所や短所をきちんと整理したうえで、新市町の持つ良いイメージをシティブランドとして確立させ、個別の特産品のPRではなく、市町そのものの魅力を広く発信していくことにより、知名度の向上に努めることとしている。 |
| B | ・イベント等も旧町単位で実施されており、旧町が連携・結合した事業はあまり見られないが、日本ジオパーク認定により今後には期待できる。 |
| B | ・アイランダーやアンテナショップ等への出店 |
| B | ・町並みから村並み、そして山並みへと続く、一体感のある観光戦略が可能となり、新たな観光資源が掘り起こされ、新市町の名のもと、全域で様々な取り組みが行われている。 ・一部の自治会では、地域の景観資源や文化を生かしたコミュニティビジネスへと発展が見込まれる住民の取り組みも始まっている。 |
| B | ・観光資源が増え、それぞれを結びつけることにより、その有効活用を図ることが可能である。 ・落ち込んだ経済の底上げを図るため、今後、観光まちづくり事業による観光振興が必要である。 |
| B | ・相互の観光資源などを有機的に連結し、対外的にPRしやすくなった。 ・新市町名をテーマとした町づくりの推進により、特色あるPRが可能となる。 |

(2) 農産物や工業製品などのシェアが高まり、イメージアップにつながる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|----|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 10 | 1 | 0 |
| 17 | | 1 | |

・地域産物をブランド化し、PR活動・販売支援等を行うことで、地域外の需要向上やイメージアップに努めている。
 ・合併により主要農産物や工業製品の出荷額が、全国一位や県内一位となることで知名度が向上した。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・合併により新たに加わった地域を中心として生産される農水産物や加工品をブランド認定し、その高品質・安定生産を支援するとともに、トップセールスなどのPR活動・販売支援等を行うことにより、ブランド産品の生産地として県内外でのイメージアップにつながった。 |
| A | ・海産物の一大集積地として日本最大の海事都市を標榜し、広域で一体的な振興を図ることができるようになった。 ・ブランド製品の定着による産業振興、地域ブランドの確立を今後も積極的に推進する。 |
| A | ・柑橘生産においては国内シェアの高かった旧市町村産を、より地名認知度の高い新市町産として、PRできるようになった。 ・養殖魚では、一部の魚種において、合併後に全国シェア3割弱と市町村別生産量全国1位となり、それをより地名認知度の高い新市町産としてPRすることができるようになった。 ・合併したことにより、これまで各市町村で取り扱っていた特産品を新市町として取り扱うことができるようになったことで、より多角的にPRでき、イメージアップにつなげることができた。 |
| A | ・合併により主要農産物や工業製品の出荷額が県内一となるなど、知名度が向上した。 ・主要農産物や工業製品の出荷額が県内一となるなど、産業基盤が飛躍的に向上するとともに、新市町のグレードがアップした。 |
| A | ・合併により紙パルプ工業製品の出荷額が全国一となり、日本一の紙のまちとしてのPRができるようになった。 |
| A | ・特に農産物において、「自然豊かな野菜」という、イメージアップにつながっている。 |
| A | ・地域特産品の創出を行っている。 |
| B | ・多くのブランドみかんや西日本有数の規模を誇る魚市場を有することで、当市の「みかんと魚のまち」というイメージは既に定着しており、一定のシェアを確立している。また、合併以前から農協及び漁協は一本化されており、地域全体として品質改良、販売促進に取り組んできたところでもある。 ・合併しエリアが広がったことで、みかんなどの農産品、水産練製品をはじめとする各種加工品など、全国へ向けて十分アピールできる地域資源が増えたことで、より広く地域ブランドとして売り込むことができないか対応を検討しているところである。 |
| B | ・文化・歴史を共有する旧市町村同士の一体感が醸成され、イメージアップに繋がっている。 |
| B | ・地域産品の商標登録や、ブランド認定事業など、地域産品のブランド化により、地域外の需要向上、イメージアップに努めている。 |
| B | ・「食と食文化をテーマとしたまちづくり」を精力的に推進することにより、イメージアップに努めている。 |
| B | ・製造業は同一・関連産業の集積に乏しくシェア拡大に結びつく要素がほとんどない。多様な農産物が生産されているもののブランド力が弱く、当面イメージアップにつながる戦略が不足している。 ・新市町観光協会が設立されパンフレット(英語版含む)が統一され、刷新された。 ・ジオパーク認定により新市町全体でのPRが可能となった。 ・イメージキャラクターが誕生し、旧市町村の特色(コスプレ)を活かしたPRが可能となった。 ・愛媛マルゴト自転車道の普及により新市町全体をコースとしたイベントにつなぐ可能性ができた。 ・各地域の特色を生かした体験型アクティビティをまとめてPRできるようになり、近年の観光客の強いニーズである滞在型の観光スタイルの提案が可能になった。 ・多様な農産物が生産されているものの、ブランド力が弱かったが、ジオパーク認定を機に、「ジオの恵み」としての市全体の農林漁業のイメージアップと新しい展開が期待できる。 |
| B | ・ブランド育成支援事業等により、農産物やこれらを使った加工品等の開発、PR及び販路開拓等の支援に努めている。 ・工業製品においては、新市町内に、全国シェアの上位を占める事業所も見受けられ、イメージアップにつながっていると思われる。 ・中小零細企業振興条例を制定し、様々な角度から中小零細企業の振興施策を検討するため、円卓会議を開催しているところである。 |

| | |
|---|---|
| B | ・柑橘の新品種等への取組 |
| B | ・地場産業である砥部焼において、知名度は向上している。 |
| B | ・地名ブランドや道の駅として複合施設を備える農産物直売所や道の駅、町の駅、手仕事職人の家などにより、農産物や工芸品等のシェア、イメージが更に高まりつつある。 |
| B | ・農業関係については、共撰が統合し、スケールメリットが出ている。今後は新市町内1共撰が実現すれば、合併効果が発現されると見込まれる。 ・水産関係においても、新市町内2漁協体制であり、1漁協が実現すれば、合併効果が発現されると見込まれる。 |
| C | ・農業において、生産戸数・面積が増加することにより実質的に規模拡大につながり、販売面でも有利に展開できるが、高齢化や鳥獣害の問題もある。 |

1-5 行政経費への理解向上

受益と負担の関係について、これまで以上に理解が深まるなど、合併や合併協議を通じて市町村の行政経費に対する住民の関心が高まる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 5 | 7 | 6 | 0 |
| 12 | | 6 | |

・合併により住民の負担が統一されたことにより、負担額が変更されたことから、行政経費に対する住民の関心が高まった。
 ・税の取扱いをはじめ、各種負担や福祉制度について、負担の公平性を確保し、不均衡が生じないように調整が行われた合併協議を通じ、受益と負担の関係について理解が深まった。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・上水道料金については合併協議においては未調整項目とされていたが、合併後、2回の料金改定を経て統一されたことから理解と関心が高まった。またその他の公共料金についても合併後、順次統一されている。 |
| A | ・住民の委員会、審議会等への参画を促すことにより、住民の行政に対する関心を高め、住民の行政への参画を促進している。 |
| A | ・税の取扱いをはじめ、各種負担や福祉制度について、負担の公平を確保し不利益にならないことを基本とし不均衡が生じないように調整が行われた合併協議を通じて、受益と負担の関係について、これまで以上に理解が深まった。 ・財政の状況が厳しさを増す中で、透明性を高め、説明責任をより適切に図ることが重要。 |
| A | ・町政懇談会時に財政状況について意見が交わされるなど、住民の関心は高まっている。 |
| A | 特になし |
| B | ・合併により住民の負担が統一されたことにより、負担額が変更されたことから、行政経費に対する住民の関心が高まった。 |
| B | ・合併の結果自らの住む旧市町村の損得という観点から、旧市町村間の財政状況の差異等関心はあったかと思うが、合併により受益と負担の関係についての理解が深まったとは言えない。 |
| B | ・使用料について、合併を通じて関心が高まったというより、施設を維持していく観点から負担増を理解していただく必要がある。 ・上水道料金の平準化を行うことにより上水道に対する住民の関心が高まった。 ・林道開設に当たっては地元分担金の軽減を図ることにより地元の理解を得られるようになった。 ・平成16年4月から粗大ごみ処理手数料の有料化、指定ごみ袋による燃やすごみの有料化を行った。受益と負担についての理解は深まったと考えられる。また、ごみの排出抑制についても理解が深まったと考える。 ・旧市町村ごとに設定されていた各種事業に係る分担金率が平準化され、各旧市町村間の不公平感が払拭された。また平準化されたことにより、関係者への周知が容易となり、事業に対する関心が高まった。 |
| B | ・各種公共料金の統一 |
| B | ・各種団体・協議会への補助金や使用料等の見直しを行い、住民に適正な執行による理解が得られ財政の健全化が図られている。 |
| B | ・交付税の段階的削減や税収の減、また公会計制度による情報公開によって、今後、町の財政に対する住民の関心は更に高まると予想される。また行革の面で行政職員に対しても要求が高まっている。 |
| B | 特になし |
| C | ・従前より行政のスリム化、行政改革に取り組んできたところであるが、使用料や受益者負担金の値上げなど、自らの負担に直結するものについては、今も不満や反発の声が寄せられることがあり、引き続き、理解を得るための広報活動に努める必要がある。 |
| C | ・合併時の住民サービスに係る使用料・手数料等の住民負担の調整については、住民間の負担の公平を確保するという観点から、原則、中心市の制度に統一することとしたため、関心は薄い。 |
| C | ・合併後に役場の職員数を大幅に削減し、それによって行政経費が削減されたことは新聞報道等で把握されている方が多く、行政経費に対する関心の高まりを感じる。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

1-6 産業活動の円滑化

(1) 各種手続きに係る申請等が一本化される。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 6 | 3 | 9 | 0 |
| 9 | | 9 | |

- ・合併後は各種手続きに係る申請書類はほとんど統一できているが、一部手続きについては支所等で手続きを行うことが難しい状況である。
- ・合併により、手続きや様式は統一されたが、それが住民の利便性の向上につながったかは疑問。
- ・福祉関係の手続きについては、窓口対応について統一的な対応が可能となり、住民への相談事業の円滑化に寄与している。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・福祉関係の手続きについては、窓口対応について統一的な対応が可能となり、住民への相談事業の円滑化に寄与している。また包括支援センターの対応もスピード感を持った対応が可能となっている。 |
| A | ・本庁、各支所にそれぞれ窓口を置き、対応に差がでないよう情報交換や打ち合わせ会を開いている。 |
| A | ・商工会議所と市の部署を同じ施設に配置する商工版ワンストップサービスやJA、県、市の農業部門を集約した農業版ワンストップサービスの実施 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加手続きが統一され、入札に参加しやすくなった。 ・各種申請様式を統一し申請しやすくなった。 ・学校教育の窓口一本化により、学校関係の手続きや対応が、より均一となった。 ・畜産登録等各種申請様式等統一した。 ・審査基準が統一とされ公平な取扱いがなされている。 ・公民館施設貸与の基準を設け申請書、使用料等を統一している。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設利用の際の予約システムや電子申請等を促進している。 ・権限委譲により、パスポート等、より身近なところで申請手続き等が可能となった。 |
| A | ・各種業務に基づき、窓口を設けている。 |
| B | ・合併後、申請が一本化された取り組みはないが、今後、マイナンバー制度の導入や通信基盤の整備等によってワンストップ窓口の一本化を図れる基盤が整備されると予想される。 |
| B | 特になし |
| B | 特になし |
| C | ・事例はないと思われる。 |
| C | ・特に、効果を発揮していない。 |
| C | ・合併により、手続きや様式は統一されたが、それが住民の利便性の向上につながったかは疑問。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・農業関係については、JAからの申請は新市町へ一本化され、連絡系統もスリム化した。また、各種補助制度の統一も図られた。 ・漁業関係についても、申請の一本化により、スムーズな事業展開ができています。 |
| C | ・合併後は各種手続きに係る申請等はほとんど統一できているが、一部手続きについては支所等で手続きを行うことが難しい状況である。 |
| C | 特になし |

(2) 多様なメニューでの観光振興や企業誘致等を行いやすくなる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 6 | 5 | 0 |
| 13 | | 5 | |

・旧市町村の地域資源が集約され、多様性を活かした観光振興が図られている。
 ・企業誘致については、不利な地理的条件等により十分な効果が発現していない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・修学教育旅行による集客交流人口の拡大を目指す中で、他県からのチャーター船を利用して島しょ部に寄港する動線の確保や、島しょ部の地域資源を活用した修学教育の体験メニューが創設されるなど、新たな島の振興策への取組みが始まっている。 ・農業関係の補助事業が充実するとともに、現地での技術指導や講習会の機会が増え、生産者の栽培意欲の増進につながった。 ・周辺地域の企業に「企業立地促進条例」を適用し、規模拡大を促進した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・山間部、沿岸部、島しょ部などの地域の多様性を生かした観光振興や企業誘致が図れるようになった。 ・「しまのわ2014」の取組は、地域資源を見直して多様なメニュー展開にチャレンジできたことで、今後の継続に向けた取組に注力したい。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併したことで、地名認知度が少しでも高い新市町の名で、企業誘致に向けたPRが出来るようになった。 ・新市町として旧市町村の歴史・文化・自然・食などの魅力的な観光資源が集約され、調和を図りながら多彩な観光資源を組み合わせつつ活用を図ることが可能となり、観光振興の向上につながった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の合併と新市町域の拡大により旧市町村にあった観光資源を一括してPRすることが可能となった。 ・企業誘致は組織拡大にともない専門の係の設置により、円滑な対応が可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の合併及び観光協会の合併により、新市町全域における観光について総合的な情報発信により振興が図れるようになった。 ・企業誘致が総合的に行えるようになった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町との広域観光連絡推進協議会の設立、高速道のインターチェンジや国道11号の交通網を生かした企業誘致を促進した。 ・さらなる企業立地を促進するため、奨励金の交付、必要な便宜の供与、固定資産税の課税免除等の奨励措置により、企業誘致及び雇用機会の拡大を進めている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・多様なメニューでの観光振興は可能になった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・文化的・歴史的施設をはじめ、観光資源にボリュームができたことから、多様な観光振興の展開が期待できる。 ・企業誘致に関しては、地形的に大規模な土地確保が困難であるが、合併後における廃校舎を活用した誘致実績もあることから、企業が求める立地条件によるところではあるが、その選択肢は増加しているものとする。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進条例の制定などで、商工業の振興や企業立地の推進を図っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・財政規模、人口規模の増加することが直接的効果につながる事例は見られないが、四国横断自動車道の南進や日本ジオパークの認定により観光振興や企業誘致等の推進が期待される。 ・ジオパークの認定により、町並み等の伝統ある観光地のブラッシュアップ、新しいスポットでの観光振興が期待される。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・地名ブランドや移住への取り組み、新たな観光の取り組み等により、観光振興や企業誘致等を行いやすくする基盤が整いつつある。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致促進条例の制定 |
| B | 特になし |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・新市町発展の原点である地域資源を活用した観光振興に取り組んでいる。 ・周辺地域への企業誘致等はほとんどない状況である。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興においては、旅行商品の開発や特産品開発の面で広域での組み合わせが可能となった。 ・企業誘致等においては、地理的特性上、なかなか困難である。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な合併であり、多様なメニューと言えるほどのものがない。 |

| | |
|---|---|
| C | ・観光振興に関しては多様な地域資源の発信が可能となったが、企業誘致に関しては地理的条件等により十分な効果が発現していない。 |
| C | 特になし |

1-7 防災力の向上

防災体制強化や合併に伴う災害予防事業の推進により、安全、安心な社会づくりが進められる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 12 | 6 | 0 | 0 |
| 18 | | 0 | |

- ・危機管理担当課の新設・増員等により、危機管理体制が強化された。
- ・自主防災組織の設立、防災士の育成、防災行政無線の整備等により、防災体制が充実した。
- ・市町全域の防災訓練等の実施により、旧市町村の域を超え、新市町が一体となった意識の向上や連携した活動を行うことができるようになった。
- ・消防ポンプ自動車や消防救急艇など資機材の充実により、消防救急体制が強化されるとともに、合併による消防団員の増加や組織再編により対応能力が向上した。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域において老朽化した小規模ポンプの改修を行うとともに、雨水計画の抜本的な見直しを行う。 ・防災行政無線のデジタル化により、災害対策本部と避難所等で双方向通信が可能となるため、迅速な情報の共有、伝達が可能となる。 ・備蓄物資の分散配備により、島しょ部についても食料・飲料水等の迅速な供給が可能となっている。 ・消防ポンプ自動車や消防救急艇の配備により、島しょ部における消防救急体制が充実した。 ・周辺地域に耐震性貯水槽を整備することにより、大規模災害時における消火活動用の消防水利が確保された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監及び危機管理担当参事が配置されるとともに、防災危機管理課が設置され、危機管理体制が強化された。 ・大規模災害に対する備えが体制的・量的に充実でき、災害発生時に効果的な対応が期待できるようになった。 ・自主防災組織の組織率が向上するとともに、地区単位で防災会が組織され地域防災体制が強化された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全課を設置し、安心、安全のまちづくりを進めている。 ・周辺地域においては、地理的な関係と初動体制の強化を図るため、消防・防災及び救急体制の整備については、近隣市町消防本部と連携体制を確立している。 ・災害等の非常時における的確な情報収集や伝達手段を確保するため、防災行政無線の整備し、自治会広報設備との接続を行い、一体的な情報伝達手段を確保している。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地域で自治会を中心として自主防災組織の育成、充実等を図っている。 ・大規模災害時における組織及びシステム構築のため、合併で新たに設置された市民安全部、常備消防、消防団及び自主防災組織等が連携して防災訓練を実施し、安全、安心な社会づくりが推進されている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課新設により、防災体制及び災害対策の強化を図った。 ・地域への働きかけにより、各地域にて自主防災組織を結成し、市内全域をカバーした。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部門の設置、消防防災センター建設 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・全戸対象とした住宅用火災警報器設置推進事業補助金により設置率が高まり、地域防災力が強化された。 ・自主防災組織連絡会を定期的開催することにより、地域活動状況等の情報を共有することができるようになり、旧市町村の域を超え新市町全域が一体となった意識の向上や連携した活動を行うことができるようになった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公共施設の耐震化、防災行政無線の統一、危機管理室の設置による防災体制の強化を図った。 ・市内全地区に自主防災組織が結成され、自主防災組織連絡協議会を設立し、防災訓練等を共同で実施をしている。さらに防災士会を結成し、防災対策の強化を図っている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・常備防災を設置 ・消防団の強化 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の甚大な被害発生の影響で、防災に対する住民意識・組織づくり・機器整備への取組みが高まっている。 ・地球温暖化等の影響による豪雨災害や、南海トラフ地震への備え。 |

| | |
|---|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画を改定し災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を明記しあらゆる段階での行動計画を示すことができた。 ・財政規模の向上、交付金や補助金の充実により防災無線(同報系)・(移動系)の新市町全域でデジタル化整備、消防詰所・消防ポンプの整備、避難道の整備、津波ハザードマップの作成、防災倉庫の設置、非常用持ち出し袋の全戸配布、原子力災害時の要援護者屋内退避施設確保事業等、防災力の向上が図られた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課を中心に、関係機関が連携し、防災・減災事業に取り組んでいる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線が整備されていない地域にコミュニティFMを活用し、緊急放送等の受信時に自動起動する告知放送受信機(防災ラジオ)を各世帯に配布。緊急情報等を市内全域に一斉に伝達することが可能となった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの自主防災組織の設立や新市町全域の防災訓練等により、防災意識の高揚を図っており、防災力の向上につながっている。 ・消防団の再編が行われ、対応能力の向上と資機材の充実など効率的な活動が可能となった。なお、消防は元々広域事務組合で一本化されている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立、防災士の育成、防災行政無線の整備等に取り組み、防災体制の強化に努めた。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後に推進した自主防災組織は、100%になった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・全自治会において「自主防災組織」が結成され、地域の安全・安心の体制が強化されている。 ・全町あげての防災訓練や防災士育成により、足並みの揃った防災意識の向上にも努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併により町内の消防団員数が増となり、限界集落での防災体制が推進できる。 ・専門の係を設置したことにより、今まで以上に町内の危機管理事務について推進が可能となった。 ・防災意識の向上や防災専門の係による呼びかけ強化に伴い、合併後自主防災組織の組織率が急速に高まっている。 |

1-8 専門的できめ細かい施策の推進

(1) 専門性の高い行政課題に対応する部・課・係等を設置しやすくなる。(新しい行政分野への取組拡大)

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 11 | 2 | 5 | 0 |
| 13 | | 5 | |

・合併に伴う組織規模の拡大と職員数の増加により、多様な住民ニーズや新たな行政課題に対応した部・課・係等の設置が可能となった。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・合併に伴う組織規模の拡大と職員数の増加により、少子高齢化、都市計画、国際化、情報化等の特定課題に対応した部・課・係等の設置が可能となった。 |
| A | ・海事産業の一大集積地として日本最大の海事都市を標榜し、広域で一体的な振興を図るため「海事都市推進室」が設置されている。 ・また合併による広域化に伴い、地域振興を図るため「地域振興局」が設置されている。 ・さらには中心市街地の活性化を図るための「中心市街地活性化推進室」や新市町独自のブランド力をさらに高めるための「ブランド推進室」、税外債権の徴収強化を図るための「債権管理室」が設置された。 ・公共下水道事業への企業会計方式の導入に対応するため、下水道部門と水道部門を統合して上下水道部を設置した。 |
| A | ・旧市町村では総務係で兼任であった選挙管理委員会や監査事務局を独立組織としている。 |
| A | ・合併後、危機管理・原子力対策室、債権管理室、都市デザイン室など専門部署をいくつか設置した。 ・規模が大きくなったことも設置可能となった一因である。 |
| A | ・防災・危機管理部門の充実・・・「市民安全部」の新設 ・市有施設の一元管理部門の充実・・・「施設管理部」の新設 ・国土調査事業の推進・・・「国土調査課」の新設 ・林業業務の推進・・・「林業課」の新設 ・総合6次産業の推進・・・「農業革新都市推進室」の新設 ・特定行政庁への移行・・・「建築審査課」の増員 ・後期高齢者医療の推進・・・「国保医療課」の増員 ・地域包括支援センター業務の充実・・・「包括支援係」の新設 ・地域医療の確保、充実・・・「地域医療係」の新設 ・産業振興政策の推進・・・「物産係」の新設 ・特別支援の推進・・・「発達支援係」の新設 |
| A | ・危機管理課・産業振興課・人権啓発課・工事検査官等を設置し、企業誘致や防災対策など専門性の高い分野の体制が強化された。 |
| A | ・発達支援センターの設置 |
| A | ・組織再編により多様な住民ニーズ、新たな行政課題に対応した組織体制を構築した。 |
| A | ・産業創出課設置による、ブランドの育成、企業誘致、観光を推進、危機管理室設置による防災対策の強化、新エネ推進室設置による地球温暖化に向けた環境対策を推進している。 |
| A | ・行政改革の一貫として職員の削減を積極的に行っていく中で、選択と集中により、重点施策に取り組む部署においては「室」「班」を設置し、専門性の高い行政課題に対応している。 |
| A | ・行政課題や主要産業を推進するため、防災対策課、水産振興室、農業支援センターを設置する。 |
| B | ・平成26年4月に大規模な機構改革を行い、本市が抱える地域課題の解決に向けた組織・体制を構築した。 |
| B | ・合併による個々の業務の事務取扱量は増加する傾向にあるが、職員数は減少しているため専門的な部署の設置は困難な状況にある。 |
| C | ・新たな部・課・係は設置していないが、サービスを低下させない程度の職員を残し、支所機能を残している。 |
| C | ・合併当初は行革部門など、専門性の高い部門の設置も見られたが、人員削減により専門性の高い部門の設置は困難になりつつある。 |
| C | ・近年、権限委譲等により新しい行政分野への取組拡大もされているが、職員の人員削減に伴いきめ細かい業務・施策が推進されているとは言い難い。 |

| | |
|---|---|
| C | ・新しい係を立ち上げる等、一部では専門性が高くなったが、全体に職員が減少して一人ひとりの職務分担の範囲が広くなり、負担が大きくなっている部署もあるように思われる。 |
| C | 特になし |

(2) 規模が大きくなることにより、職員一人ひとりの業務範囲が狭く深くなり、専門性の高い施策が展開される。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 4 | 1 | 13 | 0 |
| 5 | | 13 | |

- ・職員数の減少や権限移譲、市民ニーズの増加・多様化等による業務量の増加により、職員一人ひとりの業務範囲が拡大している。
- ・組織の再編等も行いながら、住民の高度な要求に応えるための職員資質を高める研修等に力を入れる必要がある。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村においては、職員1人で幅広い分野の業務を担当する必要があったが、合併により組織規模が拡大したことで、少子高齢化、都市計画、国際化、情報化等の特定課題に対応した職員の配置・増強が可能となり、旧市町村の時よりも専門的な施策の展開が可能となった。 ・技術職員の充実により、大気・悪臭・水・騒音等の公害に対して、より専門的に対応できるようになった。 ・機械や電気、化学などの専門職員が施設等の維持管理部門に配属されることにより、専門性の高い維持管理体制が充実した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・建築技師を確保できたことで、公の施設の見直しとそれに伴う長寿命化対策や修繕などに柔軟かつスピーディーな対応が可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併による組織拡大により、専門部署の設置による専門性の高い施策の展開は実施されるようになったが、合併のメリットである人員削減を実施しており、職員一人ひとりの業務範囲は今後拡大していくことが予想される。 ・今後は、自立した行政運営をしていくため、職員個人の能力開発が必要と考えられる。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数は減少しているが、必要に応じ専門知識を有した職員を配置する。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の細分化により、専門性の向上が図られたが、部署内での事務の個別化が進み、組織としての連携に支障が出ている部分がある。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の減と権限移譲等による業務数の増により、効果は十分に表れていない。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後、一時的には十分な人員を確保できていたが、近年の社会情勢や厳しい財政状況下で、職員数を大幅に削減しており、加えて住民ニーズの増加・多様化など、職員一人当たりの業務量が年々増加している現状においては、業務範囲が狭くなることはない。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の少ない自治体との合併で、規模が大きくなったとは言えない。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴い職員数も順次削減しているところであり、職員の業務範囲も拡大している。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲や新たな行政課題への対応により市の業務範囲は拡大している。 ・更に定員適正化により職員数の削減を進めているため、職員一人あたりの業務範囲が狭くなってはいない。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・専門性は高まったが、業務量が大幅に増加し、職員削減にある中、職員一人ひとりの担当業務範囲が広くなり、負担増となった。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の人員削減等により業務範囲が狭くなったとは感じない。 ・支所職員の削減による広田地域への住民サービスの低下。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・今後更に行革の一貫として職員の削減が実行されれば、職員一人にかかる負担が増えることとなり、業務範囲が広く浅くなると思われる。 ・組織の再編等も行いながら、住民の高度な要求に応えるための職員資質を高める研修等に力を入れる必要がある。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・役所の弊害といわれる縦割り行政を解消すべく、平成24年度から課内に室を設置するとともに、係制を廃止し職員相互の協働を図る環境整備を行っている。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・交付税の特例措置の終了を見据え、経費削減のため、合併後は積極的に人員削減を行っている。 ・小規模な合併であるため、職員数に余裕は無く、法改正や権限移譲等により全体として業務は増加傾向にあり、職員一人ひとりの業務範囲が狭く深くなることは無いと思われる。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

1-9 権限委譲による自立性の向上

権限移譲による自立性及びサービスの向上が図られる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 3 | 2 | 13 | 0 |
| 5 | | 13 | |

・職員の人員削減や市町財政が厳しくなったことにより、権限移譲に伴う人員や財源の確保が困難となっており、権限移譲により自立性及びサービスの向上が図られたとは考え難い。
 ・権限移譲と市町村合併との間にあまり関連性を感じない。
 ・旅券申請事務やNPO法人設立認証事務など、生活の身近な事務の移譲については自立性とサービスの向上につながっている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・福祉事務所や保健所などは、周辺地域には設置されていなかったが、合併により様々な権限が市に付与されたことで、新市町の責任と判断で新しい行政分野への取組がより広く行えるようになった。(例:生活保護の決定、実施や食鳥検査事業) ・旧市町村における開発許可等の許認可が新市の権限で行われるため、事務処理速度が向上した。 |
| A | ・旅券申請やNPO法人関係事務など、窓口サービスの向上につながっている。 |
| A | ・特別障害者手当の申請受付から支給決定までの流れが円滑になった。 ・旅券(パスポート)申請が可能になった。 ・開発許可の事務手続きが、県から市へ権限移譲された。 |
| B | ・旅券事務の権限移譲などにより窓口サービスの向上が図られている。 |
| B | 特になし |
| C | ・生活保護、建築確認、開発許可等の権限移譲事務の範囲が広域化した。 ・今後は地域創生の視点から地域実情に応じた規制緩和と権限移譲について取り組んでいく必要があると痛感している。 |
| C | ・権限移譲と市町村合併との間にあまり関連性を感じない。 |
| C | ・権限移譲は、住民により近い場所で業務を行うことができるという点でメリットがあるが、市町において人員も経験も不十分なまま移譲が進めば、少数の職員が広範な専門的知識を要求されることになり、負担が増すことが懸念される。 |
| C | ・職員の人員削減と市の財政が厳しさを増しており、権限移譲にともなう人員と財源の確保の見通しが不明であり、自立性及びサービスの向上が図られるか先行き不透明である。 |
| C | ・権限委譲された事務に専属の職員を配置する余裕はなく、職員の兼務事務が増加するだけであるため、権限委譲により自立性及びサービスの向上が図られることは考え難い。 |
| C | ・権限の移譲はある程度受けたが、自立性が向上したとまではいえない。 |
| C | ・旅券申請事務やNPO法人設立認証事務など、生活の身近な事務の委譲については自立性とサービスの向上につながっている。 ・職員の負担増となる権限委譲については、逆に他の分野でサービスの低下を招く恐れもあり、今後は県と市町が連携した取り組み等により、サービスや行政効果の向上を目指すできと考える。 |
| C | ・町レベルでの権限移譲による自律性の向上は困難であると思われる。 |
| C | ・権限委譲は自治体行政の自立性を高める一つ的手段と思われるが、合理化が進む中で、専門性を求められる事務の権限移譲については職員の負担増加となる可能性が高く、住民のサービス向上にはつながらないと思われる。 |
| C | ・権限移譲は合併を契機とした効果には直結していないと考える。 |
| C | ・特に、効果を発揮していない。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

1-10 広域的なまちづくりの充実

(1) 広域的な視点から、道路整備や土地利用を進めやすくなる。意思決定が迅速化する。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 6 | 9 | 3 | 0 |
| 15 | | 3 | |

・文化施設や保健福祉施設等の公共施設の整備の際には、地域の個性を活かした効率的な配置・整備が期待できる。
 ・対象範囲の拡大に伴い、広域的な計画樹立が容易となるが、合意形成等に時間がかかる。
 ・新市町で一体的な土地利用が可能となったことで、広域的な視点から幹線道路や生活道路等の整備を計画に行うことができている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・合併特例債等を活用することにより、中心地区以外においても広域的な視点から幹線道路や生活道路等の整備を計画的に行うことができる。 |
| A | ・公の施設の見直しにおいて、拠点性もひとつの大きな判断材料としている。 ・広域的な視点に立った適正配置に向けた取組が進行中である。 |
| A | ・合併による広域化を見越して広域都市計画区域の線引きが廃止され、新市町の範囲を対象として都市拠点連結型の都市計画区域として分割されたことから、今後のまちづくりを進めるうえで新市町の独自性が発揮されやすくなった。 |
| A | ・都市計画マスタープランなど、広域的な見地から一元化できた。 |
| A | ・土地区画整理事業等、広域的な観点での事業推進をすることが容易となった。さらに新市の均衡ある発展を図るため、計画的な土地利用や市街地整備を推進し、限りある土地の高度かつ有効な活用に努めている。 |
| A | ・主要道路へのアクセス等、広域的な視点により道路整備が図られる。 |
| B | ・長期財政計画に基づいた道路整備を実施している。 |
| B | ・新市町で一体的な土地利用が可能となったことで、総合的な都市計画が可能になったと考えられる。 ・今後、文化施設や保健福祉施設等の公共施設の整備が必要になった場合には、地域の個性を生かした効率的な配置・整備が期待できる。 |
| B | ・合併により、広範囲での計画が可能となった。 |
| B | ・県と市町の連携により事業展開の方策。 |
| B | ・港務所の整備 |
| B | ・合併以前に比べれば、広域的な視点から、道路整備や土地利用を進めやすくなったが、当然と言えば当然のこと。 |
| B | ・公共下水道の整備や、国道379号線の道路整備が少しづつ進んでいる。 |
| B | ・広域的なまちづくりの視点からすると、対象範囲の拡大に伴い、その分計画立案から実施までにかかる合意形成等に時間がかかる。 |
| B | ・財源的には、国の合併支援措置(合併特例債等)で重点的な予算配分を行い基盤整備が進められている。 ・国道や県道と接続する町道(生活道路・主要物流経路・地域防災の避難経路・バス路線・通学路等)の整備により、地域住民の日常生活圏の拡大・各公共施設へのアクセスの改善や既存公共施設の有効活用・地域間の交流の充実・地域住民の利便性の向上(デマンド交通)・観光施設への利便性の向上が図られている。 ・平成26年度から観光まちづくり事業も展開されることから、より一層、道路整備の効果が発揮されるものと期待する。 |
| C | ・本庁から支所まで車で1時間を要すこともあり、意思決定など、迅速化を図ることが難しいものもある。 |
| C | ・基本的なインフラ整備は高度成長期の公共事業でおおよそできており、整備より管理に重点が置かれる時代となったと考えられる。広域的な計画樹立はやりやすくなるが、合併により意思決定が迅速化するとは考えられない。 |
| C | 特になし |

(2) 広域的な交通体系を整備しやすくなる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 4 | 9 | 4 | 1 |
| 13 | | 5 | |

・合併により、広範囲での計画が可能となった。
 ・コミュニティバスの拡充やデマンド交通の立ち上げにより、地域の足を確保している。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・航路が広域的な見地で再編できた。 ・地域間を接続する幹線道路の整備が進んだ。 |
| A | ・バス路線再編等による効率化 ・コミュニティバス運行ルートの拡充。 |
| A | ・公共交通の基本方針を定め、中心部交通、幹線交通及び各地域の地域内交通に交通体系を区分し、整備を進めている。 ・路線バスの維持確保、中心部の利便性向上、スクールバスの住民利用など地域の実情に応じた取り組みを進めている。 |
| A | ・旧市町村間を路線とするコミュニティバスの運行が可能となった。 |
| B | ・広域的な交通体系の整備を図るため、環状線整備事業やJR駅周辺整備事業を実施する。 |
| B | ・周辺部と中心地を結ぶ地域バスを設置し、市街地との一体性を図っている。 ・周辺部から近隣市町方面のバスを廃止したことにより、復活を望む声もある。 |
| B | ・合併前後で公共的的交通に変化はないが、現在「地域公共交通活性化協議会」を設立し、公共交通のあり方について、協議・検討を行い、総合的な地域公共交通総合連携計画を策定中である。 |
| B | ・地域公共交通計画に基づき、新たな地域公共交通機関の導入を進めている。 |
| B | ・合併により、広範囲での計画が可能となった。 |
| B | ・新交通システム協議会による新しい公共交通の維持。 |
| B | ・橋開通により、路線バスの延伸 |
| B | ・広域的なまちづくりの視点からすると、対象範囲の拡大に伴い、その分計画立案から実施までにかかる合意形成等に時間がかかる。 |
| B | ・交通弱者の生活交通確保のためデマンド交通を立ち上げ、地域の足として現在運行している。 ・今後も住民のニーズを把握しながら発展させていく必要がある。 |
| C | ・旧市町村間を結ぶ基幹道路は、国道及び県道のみであるため、当市の場合は、広域的な整備よりも各地域から基幹道路へのアクセス道路の整備が住民から求められている。 |
| C | ・現状においては、新たな広域的な交通体系を整備する計画は無く、財政的な側面からもハード面の整備は難しいと思われる。 ・公共交通手段の確保という観点では、市内路線バスの維持・活性化や、市内の交通結節点である鉄道駅周辺やバス営業所周辺の整備を推進している。 |
| C | ・交通体系整備後における、利用者の確保・維持が課題となる。 |
| C | ・地域公共交通については、人口減や景気の低迷の影響で便数の減少や路線の廃止等衰退傾向にある。広域的な交通体系の整備は地理的・財政的に非常に厳しい。 |
| D | ・広大な面積に集落が点在し、加えて山間部であるため、交通体系の整備は困難。 |

(3) 重点的投資、大規模投資の実施可能性が向上する。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 11 | 4 | 3 | 0 |
| 15 | | 3 | |

- ・合併により組織や財政規模が拡大したことから、旧市町村では実施できなかった大規模投資が短期間で可能となった。
- ・合併特例債の活用により大規模事業が実現できた。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債等も活用しながら、周辺地域においては、スポーツ活動の拠点となるスポーツセンター等の整備、島しょ部の救急対応と沿岸部の消火活動を担う消防救急艇の整備等が可能となったほか、中心地域でも、JR駅周辺整備や環状線整備など大規模な都市基盤の整備が進められている。 ・下水排水路等の整備が合併地域全域に拡大し、生活環境の改善につながっている。 ・周辺地域において簡易水道再編推進事業、上水道第9次拡張事業を実施した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の統廃合や適正配置に伴い、新しいごみ処理施設、し尿処理施設などの環境衛生施設や市営球場や中央体育館などの市民のスポーツにおける中核的施設の整備が実施されている。 |
| A | 特になし |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債を活用し、高度衛生管理型荷捌所を主とする水産流通基盤整備や新火葬場建設などの大規模事業が実現した。 ・今後も、新市町のまちづくりのため必要な事業については、財政状況を勘案しながら、可能な限り合併特例債を活用し実施していく。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の財政規模では、大規模投資ができなかったが、合併により組織と財政規模が拡大したことから短期間で大規模投資が可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり事業の実施 ・まちづくり実施計画の策定 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの行政主導のまちづくりから、住民と協働のまちづくりへと転換を図り、民間の資金やノウハウを活用し、効率的・効果的な公共サービスを提供するため、官民連携の手法を積極的に推進していく。 ・地域公共ネットワーク事業、CATV事業、庁舎建設事業、防災行政無線更新事業のほか、各地域においても合併前の自治体単独では実施出来なかった事業を実施することが出来た。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎の建替え、学校給食センターの統合整備、中学校の改築、児童館の設置等の整備ができた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・造船振興計画 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の管理については、南海トラフ大地震に備え、各集会所の耐震診断から補強工事までの実施が進み、避難所施設として整備が進められている。 ・社会基盤等については、財源的には、国の合併支援措置（合併特例債等）で重点的な予算配分を行い基盤整備が進められた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤整備や福祉施設の移転建設など、大規模な事業が実現した。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後行財政の健全化に努めており、今後各地域の課題も含めた大規模な事業の着手も進められると考えられる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・若者定住促進宅地や道の駅の新設など、重点・大規模投資の実施が可能になった。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・広域的なまちづくりの視点からすると、対象範囲の拡大に伴い、その分計画立案から実施までにかかる合意形成等に時間がかかる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル放送への対応、デジタル防災無線の整備、庁舎改修及び増築等重点的な投資が実施できた。 ・イントラネット基盤施設整備事業 ・デジタル同報系防災行政無線整備事業 ・庁舎改修増築事業 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模合併であり財政状況を見据えると、新たな大規模投資は考え難い。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・特に、効果を発揮していない。 |
| C | 特になし |

(4) 施設・サービスの集約化による質的・量的な向上が見込まれる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 6 | 5 | 0 |
| 13 | | 5 | |

・学校の統廃合により小中学校の適正配置が図られ、教育環境の向上が図られている。
 ・市民文化ホールや地域交流センターなどの整備を計画しており、施設の集約化によって機能やサービスの向上が見込まれる。
 ・施設・サービスの集約化により、サービスを受けるための時間コストが増大する場合もあるため、地域の利便性も考慮し、住民の理解を得ながら進めていかなければならない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・クリーンセンターにおいて、焼却灰を溶融することによって資源化を図れるようになった。 ・合併によって、住民が利用できる施設やサービスの充実が図られた。 |
| A | ・学校の統廃合により小中学校の適正配置が図られ、教育環境の向上が見込まれる。 ・公の施設の見直しにおいては、集約化・複合化による総量削減に取り組んでおり、引き続き公の施設として運営する施設においてサービスの向上に取り組んでいく予定である。 |
| A | ・少子化のため学校児童数が減少していたが、学校の統廃合により一定規模の児童数を維持することができ、ある程度の学級規模での教育体制をつくることが出来てきた。 |
| A | ・イントラネット網の整備により、情報を本庁に集約したうえで、本庁・支所だけでなく連絡所等でも各種証明受けられるなど、合併前と同水準の窓口サービスを維持している。また、市民サービスセンターを新たに新設し、各種証明を受けられる等、窓口サービスの向上を図った。 |
| A | ・審査会委員等の人材(専門職種)確保が可能となり、質的な向上が図られた。 ・学校教育施策の共通認識が深まり、学校教育の充実や向上が期待できる。 ・学校再編で統合が進む事で学校施設が集約化され、質・量的な向上が図られている。今後も、公共施設全体について、人口減少と少子高齢化による施設の需要の変化と公共施設等管理総合計画(計画未策定)による集約化が必要となる。 ・施設利用が広域的になった。 ・図書館施設では電算システムを導入し、各館ごとの図書冊数、貸し出し状況を把握し、貸出サービスの幅が広がった。 |
| A | ・老朽化し、居住水準が低い公営住宅や町単独住宅の整備統合をし、公営住宅の新築工事(湊中団地)により町外からの入居者もあり、人口の増加に寄与し、又は住宅に困窮している住民の居住安定が図られている。 社会基盤等における施設の集約化・質的・量的な向上が図られた。 |
| A | ・学校給食センターを新設し、新市町内に3箇所あった学校給食センターを統合する。 |
| B | ・施設・サービスの集約化により、財政負担の軽減や質の高い住民サービスの提供が可能となる一方、サービスを受けるための時間コストが増大する場合もあるため、地域の利便性も考慮し、住民の理解を得ながら進めていかなければならない。 |
| B | ・周辺地域内において、小中学校を合同校舎とし、消防団詰所も統合し、小中学校敷地内に新築移転し、行政の効率化の取組みを図った。 |
| B | ・合併後のサービス低下を防ぐために事務所の方式は総合支所方式としており、その他の施設についても集約化までは進んでいないため、効果が発現しているとは言い難いが、今後本庁方式等へ移行した場合には、効果が期待できる。 |
| B | ・文化ホールや地域交流センターなどが計画されており、施設の集約化によって機能やサービスの向上が図られる。 |
| B | ・一部の体育施設については、指定管理者制度の導入を実施しており、その運営管理等について毎年市民アンケート調査を実施しているが、住民対応等において満足のいく評価を得ており、質的な向上が見られる。 ・庁舎機能、保健センターなど一部集約された施設はあるが、依然支所、市役所窓口など設置している状況で、完全に集約できたときに、効果が期待できる。 |

| | |
|---|--|
| B | ・広域的なまちづくりの視点からすると、対象範囲の拡大に伴い、その分計画立案から実施までにかかる合意形成等に時間がかかる。 |
| C | ・面積が広大であるため、集約が困難。 |
| C | ・各地域の声もあり、庁舎以外の集約化は困難である。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

1-11 行財政の基盤強化

(1) 規模が大きくなることにより、効果的で安定的な行財政運営を行いやすくなる。

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 3 | 7 | 1 |
| 10 | | 8 | |

・合併により行財政規模が大きくなったことで、効果的な人員配置や財源配分が可能となった。
 ・旧市町村単独では困難であった長期研修や派遣が可能となり、職員の能力向上や住民サービスの向上が図られた。
 ・財政面では合併特例債等によるメリットはあったが、期限切れによる財政状況の悪化が予想され、今後の行政運営に支障が出てくるものと思われる。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の維持管理体制を集約することにより、経費が縮減された。 ・一部事務組合の解消や教育委員会・農業委員会等の一元化により、経費削減が図られた。 ・旧市町村単独では困難であった専門的な知識習得のための長期研修や派遣が可能となり、職員能力の向上や住民サービスの向上が図られた。 ・物品購入の一本化や一括契約・発注等が実現し、経費節減が図られた。 ・議会費や総務費で合併による削減効果があったことより、民生費等の住民サービス向上のための費用に重点を置いて予算配分をすることが可能となった。 ・上水道事業や簡易水道事業の統合により、効果的で安定的な運営が可能となった。 ・ごみの焼却処理を集約することにより、安定的に運転管理を行うことが可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・財政規模が大きくなったことで、効果的な財源配分が可能となった。 ・合併特例期間による普通交付税の算定替により、現在のところは安定的に財政運営を行っているが、合併特例期間終了後の普通交付税の減少に対応するためには、財政基盤強化のための取り組みが必要である。 ・本庁への職員配置が増えたことで、効率的・効果的な業務の執行が図られた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の財政規模では、大規模投資ができなかったが、合併により組織と財政規模が拡大したことから短期間で大規模投資が可能となった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・新市町規模において総合的な運営を行うことができるようになったため、予算・人員の配分等、より効果的に充てることができるようになった。 ・26年度から公共施設総合管理計画の策定に取り組んでおり、今後それに基づき、旧市町村の垣根を越えて公共施設を整備することで、より効果的な行政サービスの実施が可能となると考えられる。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・特別職や議員、職員などの人件費が大幅に削減された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・中長期財政計画等により、安定的な財政運営に努めている。 |
| A | 特になし |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併は、全体として重複している経費を削減し、国家財政の危機的な状況に対応しようというもので、そのような観点からは、重複した経費の削減は実施している。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・自治体経営という視点から、行政評価システムを導入し、事務事業等の見直しを行い限りある資源を有効的、効率的に活用し、職員の研修充実や政策形成能力の向上を推進した。 ・合併した事で、必然的に財政規模は大きくなり、合併特例債が活用出来ることもあり、その上、一定期間、普通交付税の合併算定替えにより交付額の大きな減少は先延ばしとなったことで、今までは効果的な事業に取り組めるなど、三位一体の改革の期間以降、一定期間はある程度、安定した財政運営を行えたが、過疎・少子化対策や低迷する地方の農林水産・商業対策などにより、大胆かつ将来を見据えた事務事業の見直しは十分には実施出来ておらず、そのため、長期的な展望に立った安定的な財政運営をしているとは言えない。 |
| B | 特になし |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・合併により、特に規模が大きくなったわけではない。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤の強化に至っておらず、効果的・安定的な財政運営は困難な状況である。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・財政面では合併特例債によるメリットはあったが、期限切れによる財政状況の悪化が予想され、今後の行政運営に支障が出てくるものと思われる。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模合併のため、効果は表れていない。 ・規模が大きくなり効果的で安定的な行財政運営を行うためには、住民の顔が見える細やかな行政サービスは犠牲にしなければならない状況も発生するのではないかと危惧する。 |

| | |
|---|---|
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| D | ・合併後10年間補償された交付税や合併特例債等により、合併後のシボルの事業や基本的なインフラ整備はほぼ完了したが、今後段階的に財政事情が悪化していく中で、効果的・安定的な行財政運営は難しいと考えられる。 |

(2) 合併を契機とした行財政改革の推進

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 11 | 6 | 1 | 0 |
| 17 | | 1 | |

・組織再編や議会の統合等により、職員数や議員定数の見直し等が行われ、管理経費の削減が図られた。
 ・指定管理者制度の導入や補助金制度の見直し、学校の統廃合等により、行財政改革が図られている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村の人口当りの職員数は、中心市を大きく上回っていたが、合併後においては他団体と比べ低水準を維持している。 ・人事考課の適切な運用や人材育成の推進を目指す中心市と合併することにより、周辺市町村の職員についても競争原理が生まれ、職員の資質向上や活性化が図られた。 ・旧市町村の自動車運送事業及び船舶運行事業を民間譲渡し、公営企業を廃止したことにより職員数削減が図られた。 ・総務・財政・企画等の部門や議会の統合等によって、職員数や議員定数の見直しなどが行われ、管理経費の削減が図られた。 ・公営事業であった病院を民間譲渡したことでコスト縮減が図られた。現在、譲渡先の医療法人に運営補助を行っているが、法人の自主事業強化に伴い、補助額については柔軟な対応を行なっている。 |
| A | <p>「集中改革プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づく職員の定員の適正化 ・投資的経費の圧縮 ・経常経費の5%削減 ・市債借入れの抑制と基金の確保 <p>「公の施設等評価及びあり方方針の策定」による公の施設の見直し</p> |
| A | ・規模拡大効果により事務や財政の効率化が進んだ。公共施設の再編・整理についても今後進む見込みである。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併のメリットである人員削減により人件費の削減は進んでいる。 ・指定管理者制度の導入等、一定の行政改革の推進効果は表れている。 |
| A | ・行政改革推進係を設置し、また、行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、計画的に行財政改革を実施している。 |
| A | ・合併直後の高い公債費率と弾力性の低い財政状況を打開するため、第一次行政改革大綱を策定・実施した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の積極的な推進。 ・中学校の統合。 ・業務の集約化による職員の削減。 |
| A | ・首長や議会議員の定数削減・職員の定数削減に伴い、人件費においては財政への効率化が顕著に現れている。 |
| A | ・合併してもなお厳しい行財政事情に直面しており、行革大綱、集中改革プランに基づき、数値目標を設定した上で、行財政改革は更に推進して行かなければならない。 |
| A | ・行政改革で継続的な見直しを行うことができている。 |
| A | ・行政改革推進委員会、行政評価委員会を設置し、外部識者等により検証を行っている。 |
| B | <p>合併に関係なく、行財政改革には取り組んできたところであり、合併後もそのように努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減による総人件費の抑制(併せて出張旅費、特殊勤務手当の見直し・削減) ・行政評価システムの導入 ・指定管理者制度の導入 ・各種団体への補助金の見直し ・高金利債の借換え ・広告事業の開始 など |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併を契機として策定したものではないが、行政改革大綱に基づき、それぞれの実施計画項目に沿って、行財政改革に努めている。 ・周辺地域については、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化、定住の促進を図るため、定住促進住宅の建設や町おこし協力隊の派遣などを行っている。 |
| B | ・「行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」に基づき、積極的な行財政改革に取り組んでいる。 |

| | |
|---|---|
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・「持続安定社会づくり」「共に考え、共に創る協働社会づくり」「行財政基盤づくり」を視点として、行政改革大綱を策定し、財源の確保、少数精鋭で経営感覚を持った職員の育成、市政の透明性向上、丁寧で心のこもった行政サービスの提供に努め、協働型行政改革を推進していく。 ・合併協議で調整できなかった合併後に調整が必要な事業が一部残ったり、調整により旧市町村においては新たな事業が出来たりしたことで、合併前よりも事務事業が増加し、将来の交付税の算定替えによる減少を考慮すると行政改革の必要性は高まり、その上に、合併直後の三位一体の改革による大きな影響と併せて、行政改革を加速化する必要に迫られた。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の統合 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・人員削減等により行財政改革は進んでいる。 |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金制度の見直し、議員定数の削減、職員数の削減等の行財政改革に取り組んできているが、徐々にしか効果が上がっていない。 |

(3) 公営企業や第3セクターの経営改善・統合等による効率化

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 9 | 2 | 0 |
| 16 | | 2 | |

・上水道事業を統合したことにより、給水量の安定供給や経営基盤の安定化、事業運営体制の健全化が図られた。
 ・第3セクター等について、経営改善や統廃合、民営化等により、効率化に取り組んでいる。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・周辺地域の土地開発公社を廃止し、中心地域の土地開発公社に統合した。 ・合併に伴い、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの統合が行われ、旧市町村域を超えた交流が促進されるとともに、構成範囲の拡大により情報の共有など団体の組織力の強化が図られた。 ・旧市町村の公営企業であった自動車運送事業及び船舶運航事業、病院事業を民間譲渡することにより、職員数や経費の削減が図られた。 |
| A | ・合併当時25%以上市が出資している関与法人が14法人あったが、法人の設置目的である事業の役割を終えたものについて解散を進めてきた結果、5法人の廃止を行った。この廃止に伴い将来の経営リスクを回避するとともに持続する第3セクターの公共的活動を支援することで活性化に向けた取組が実現可能となった。 |
| A | ・産業振興公社が広域となり、経営改善・統合が行われている。 |
| A | ・合併による組織拡大と事務の効率化により、人員削減が可能となった。 |
| A | ・外郭団体評価指針を策定(平成20年)、それに基づく評価診断書を作成し、団体の経営健全化を進めた。 |
| A | ・合併してもなお厳しい行財政事情に直面しており、上水道などの公営企業や道の駅等の第3セクターの経営改善・統合等による効率化は避けて通れない課題である。 |
| A | ・一部施設は指定管理者制度により運営している。 |
| B | ・従来から、病院機能の充実、体制強化に努めており、また上水道についても同様である。 ・合併とは関係ないが、土地開発公社については、解散し債務整理をおこなった。 |
| B | ・周辺地域にある第3セクターの経営改善に積極的に取り組んでいる。 |
| B | ・事業部門見直しや会社陣容の整備など、経営改善を行った。景気回復の兆候もまだ地方までは伝播していない中、依然経営状況は厳しく、明らかな効果の発現は見られないが、今後の景気回復に伴う経営状況の改善に期待したい。 |
| B | ・「第三セクター等経営改革プラン」を策定し、市内に所在する第三セクター等に関し、民営化を含む改善を実施している。 |
| B | ・農業集落排水事業について、使用料の料金体系及び料金の見直しを行い、維持管理費は、使用料収入で賄えるよう改善を図る。 ・上水道事業経営統合により、経営基盤が安定し強化された。 ・第3セクターについては、旧市町村の特色ある機能に特化した組織が成立していたが、合併により海から山までの広い環境の中で判断をすることとなった。そのことにより組織そのものの在り方を再確認することや、経営に関する考え方がシビアになり第3セクターの能力格差が広がった。このことから機能的で効率的な運営を求められ、組織の経営感覚が磨かれた。しかし、本格的な刷新にまでは至っていないことから、更なる効率化が必要である。 |
| B | ・スポレクの経営改善(役員定数の削減) |
| B | ・合併直後において使用料・補助金等の見直しを行い、経営改善への指導・助言を行うことにより経営の効率化を図っている。 |
| B | ・合併協議により、第三セクターについては現行どおり新町に引き継がれた。今後は組織・機構の合理化を提案し、見直しを行うこととしている第3次行政改革大綱に基づく取り組みを実施していく。 ・公営企業においては、上水事業・簡易水道事業を新市町上水道事業に統合したことにより、給水量の安定供給、事業運営体制の健全化が図られた。 |
| B | ・現時点では公営企業や第3セクターの統合等は行われていないが、今後類似団体の合併等による効率化が期待できる。 |
| C | ・土地開発公社等について事業・組織を統合し、効率化を図った。公営企業とできるものは公営企業化し、合理化を図っていく。 |
| C | 特になし |

(4) 事務事業の見直しによるサービス水準・経費適正化

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 7 | 9 | 2 | 0 |
| 16 | | 2 | |

・各種団体に対する補助金・負担金が一本化され、経費削減が図られている。
 ・事務事業評価による事業見直しが行われ、適切かつ効果的な事務執行に努めている。
 ・合併による激変緩和への配慮等から、合併のメリットである行政改革を十分に発現するところまでは至っておらず、今後も一層の見直しを進めてゆかなければならない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業のすり合わせを行うことにより、各団体(例 社会福祉協議会・シルバー人材センター・交通安全連絡協議会)に対する補助金・負担金の支出が一本化され、経費削減が図られた。 ・事業内容を精査することにより、事業の廃止が行われる一方、周辺地域にはなかった事業(例: 敬老マッサージ事業 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業等)が実施されるなど、サービス水準や経費の適正化が図られた。 ・焼却施設について、4施設から2施設へ集約化を行なった。 ・し尿及び浄化槽汚泥処理施設について、3施設から1施設へ集約化を行なった。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後、本庁・支所の事務再編や整理を行い、事務事業の見直しを実施し、サービス水準の平準化が図られた。使用料等の受益者負担の適正化はあまり進んでいなかったが、今年度から来年度にかけて適正化作業を進める予定である。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・祝金、手当、補助金等の統一により経費適正化が図られた。その一方で、高齢者の見守りや老人憩の家等の事業均一化が進んでいない。 ・一般廃棄物収集運搬等で市として積算の統一などを行い、経費の最適化に努めた。 ・団体補助金の見直しを適正化、団体事務局等の返還 ・毎年度、担当課により全事務事業を有効性、効率性、目的妥当性について成果達成度の評価し、事務事業を見直していくことで、高品質なサービス提供と経営感覚で行政改革を進め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢で取り組みを進めていく。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・協議会への補助金や使用料等の適正化。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・各部署毎に実施している拡大経営会議や事務事業評価シートによる自己評価、あるいは分担金や補助金の見直しにより、サービスの水準化・適正化を図っている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併による使用料の見直しにより、料率の水準がある程度低く設定することができたと考える。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価により、評価、見直しを行っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・まだまだ各種見直しには着手したばかりで、大きな成果とはなっていないが、将来を見据え限られた財源や人員を真に必要なサービスに重点的に投資できるよう進めていく必要がある。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併に関わらず、事務事業の見直しを継続しておこない、経費の適正化に努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併前後に関わらず、全事務事業の行政評価(市民評価含む)を実施しており、事務事業の見直しによるサービスの水準・経費適正化に努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・新市町の組織の適正化とともに事務事業のサービス水準と経費について、一定の適正化は図られてきたが、合併による激変緩和への配慮等から、合併のメリットである行政改革を十分に発現するところまでは至っておらず、今後も一層の見直しを進めてゆかなければならない。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員及び担当部長による事務事業評価並びに公募委員を含む行政評価委員による外部評価の実施により事務事業の見直しを行い、適切かつ効果的な事務執行に努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価などにより、事務事業の内部評価と見直しを行っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・体育施設等の指定管理者制度の導入や事務事業の統廃合・廃止等見直しを行っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱に基づき見直しの実施 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・特になし |

| | |
|---|--|
| C | ・事務改善委員会等により事務事業の見直しによる事務の効率化等は検討しているが、住民目線でサービスの向上につながったかどうかは疑問も残る。広域化と人員不足によりサービス水準は低下すると思われる。 |
| C | 特になし |

(5) 組織の簡素化

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 8 | 8 | 2 | 0 |
| 16 | | 2 | |

・限られた財源と人員を最大限に活用するため、組織のスリム化と効率化を図った。
 ・住民ニーズの多様化・複雑化や法改正に伴う各課業務の複雑化に、住民サービスを維持しながら抜本的な組織改革を検討している。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合の解消や教育委員会・農業委員会等の一元化により、経費削減が図られた。 総務・財政・企画等の部門や議会の統合等によって、職員数や議員定数の見直しなどが行われ、管理経費の削減が図られた。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> 限られた財源と人員を最大限に活用するため毎年度、所要の組織改正を行っているが、平成26年度においては大幅な機構改革を行い、部の再編(2部減)を行うとともに、課の再編・統合・新設(9課減1課増)を行ったことで、組織のスリム化と効率化を図った。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> 合併により職員の定数削減を進めてきたことから合併効果は発現している。 合併後のサービス低下を防ぐため、事務所の方式を総合支所方式とし、現在まで継続していることから、今後本庁方式へ移行した場合には、更なる組織の簡素化が可能である。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> 本庁方式で合併するも、合併以降も総合支所方式に近い形となっていた。 現在各支所においては地域振興課1課のみの組織となり、組織の簡素化が図られている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> 最大17部102課あった組織は、総合支所方式から本庁方式へ移行するなかで10部47課まで集約した。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> 組織の簡素化というより、再編が行われた。 上下水道課が水道課、下水道課に再編され、組織の専門化による適切な事務執行が図れた。 入札契約事務及び登記事務が監理用地課へ集約された。 人員削減による経費削減 各種審査会、判定会の集約により組織の簡素化が図られた。 農林水産課が農業水産課及び林業課、市民生活課が市民課及び環境衛生課に再編され、組織の専門的な事務執行が図られるようになった。 早期勤奨退職制度、新採職員の抑制及び業務の見直しによる集約化などにより、職員定数の適正化、組織のスリム化を進め、集中改革プランの職員削減目標を大きく上回る職員数の削減を実現した。 支所の見直し、組織の簡素化により正職員の人件費は削減されているが、臨時職員の業務量による必要性が判断されずに雇用が続けられているケースがある。 合併したことで、議会事務局職員との兼任から、監査委員事務局として職員が専任となったが、監査委員の数が10名から2名に減少した。 監査委員事務局が専任となったことにより、より細かく監査等の実施が可能となった。 旧市町村単位に設置していた中央公民館を廃止し、中央公民館1館、地区公民館24館の体制とした。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画により適正人員の管理に努めている。 |
| A | 特になし |
| B | <ul style="list-style-type: none"> 合併と関係なく、事務事業の状況に応じて組織の見直し(平成22年度:危機管理室を総務課へ、文化振興課を生涯学習課へ、農業委員会事務局を農林課へ編入 平成23年度:監理開発課を財政課へ編入)を行った。また、事業の適切な実施、管理に当たるため部長制を導入したほか、危機管理・原子力対策室、債権管理室、都市デザイン室、契約検査室など、専門性の高い組織を課内に新設した。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> 基本的には、大部大課制による効率的な行政運営を目指しており、変動する社会情勢や住民ニーズの多様化に的確に対応できるよう、毎年、組織機構の見直しを行っている。 周辺地域については、サービスの低下にならない程度に、支所機能を残し、組織の簡素化(職員削減)を行っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画に基づく職員削減、組織のスリム化に努めている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> 合併後において組織機構改革をしたが、市政施行により、簡素化されることは困難である。 市民ニーズの多様化・複雑化や法改正に伴う各課業務の複雑化に、住民サービスの質を維持しながら抜本的な機構改革を検討している。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> 総合支所方式から総合支所・分庁併用方式へ移行 各支所に設置していた課をひとつに統合し、課の再編を実施した。 |

| | |
|---|---|
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・課の削減。 ・班長制度の導入。 |
| B | ・合併後の組織・機構の見直しを行っているが、時代の変化に対応したものとなるよう更なる見直しが求められている。 |
| B | 特になし |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後、横の連携を強化すべく班制度を導入していたが、平成23年度に課体制に移行。 ・住民の多様なニーズに応えるため、新市町のシンボルプロジェクト、重点施策を推進するための「班」「室」を設置するなど、簡素化には至っていない。 |
| C | ・課長の兼務化や課や係を統合し大課制度、大係制度を導入することにより、組織の簡素化を図っている。 |

(6) 既存施設の整理統合に伴う用途変更等による有効活用

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 4 | 9 | 5 | 0 |
| 13 | | 5 | |

- ・支所の空きスペースを図書館や団体事務所等として有効活用している。
- ・幼保、小中学校の統廃合が進み、教育施設については、既存施設の整理統合がある程度進んできてはいるものの、跡地の活用は未定のものがほとんどである。
- ・公共施設総合管理計画の策定を予定しており、既存施設の整理統合、有効活用が見込まれる。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後本庁舎が支所となったところについては、空きスペースを活用し、公営企業局や保健センターの分室事務所、団体事務所等を置いている。さらに、平成26年度に耐震改修を行っている支所では、改修後に社会福祉協議会、シルバー人材センター、包括支援センターを集約し、住民の利便性の向上と一層の福祉の連携強化を図ることとしている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・合併後において統廃合された小学校跡を幼稚園として活用し、幼稚園跡を児童館として活用した事例がある。今後も各施設の統廃合に伴う跡地については有効活用を図ることとなる。 ・廃止後の施設についても、自主管理による市民利用を進めている。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・集めた廃棄物を種類ごとに施設に処理を集約することにより既設施設の有効活用を図っている。 ・公共施設の整理統廃合については、現状ではほとんどできていない状況。今後、「公共施設等総合管理計画」の策定と合わせて協議検討が必要。 ・廃止診療所の消防詰所、地域づくり組織事務所、民間医療機関への無償貸与 ・合併による整理統合ではないが、診療所の再編計画(需要により必要性がなくなった。)等により、一部診療所が廃止となり、有効活用が図られている。貸付料等の財産収入もあるが、施設の設備初期投資と維持管理経費が市の負担増となっているケースがある。 ・養護老人ホームの民間移譲も行うよう進んでいる。 ・保健センターが教育保健センターとなり、教育部の各課配置に活用された。 |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・支所へ郵便局を誘致。また廃校となった小学校に幼稚園の移転や地場産業の研究施設の開設する等、有効活用を図っている。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・幼保、小中学校の統廃合が進み、教育施設については、既存施設の整理統合がある程度進んできてはいるものの、跡地の活用は未定のものがほとんど。 ・他の施設についての整理統合はこれから進む見込み。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴い、給食センターを統合新設し、旧施設は水産加工センターとして民間に貸付け、有効活用を図っている。 ・現在、市民会館の統合・廃止も検討されており、地域の活性化につながる活用方法について協議検討しているところである。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメント推進基本方針を策定、今年度、公共施設白書を作成し、今後、施設の統廃合についても検討していく。周辺部については、中心部と距離があるため、基本的に整理統合は行っていないが、周辺部の小学校については、少子化と耐震化に伴い、小学校校舎を解体、中学校校舎に統合した。 ・周辺部の消防団は、団員数の確保が困難な状況であることに加え、詰所等が分散されているため、3箇所の分散されている詰所を統合し、新たに、小中学校の敷地内に設置した。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・支所を改修整備し、空きスペースに図書館を整備したり、庁舎機能の集約、シルバー人材センターの移転入居を実施することにより、有効活用を図った。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校統廃合計画に基づき統廃合を行った。跡地の活用は地域住民の話し合いにより決めている。 ・旧市町村図書館を支所内に移転したが、元の建物を有効活用するまでには至っていない。 ・公共施設総合管理計画の策定を予定しており、既存施設の整理統合、有効活用が見込まれる。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の空きスペースを商工会議所や消防分署として活用している。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・重複により利用されなくなった施設の有効活用を検討している。 |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・旧小学校校舎を教育委員会事務所と保育所として活用 |
| B | 特になし |

| | |
|---|--|
| C | ・学校の統廃合により、その用途変更等による有効活用が見込まれる。 |
| C | ・2火葬場を1火葬場に統合し、経費削減に努めたが、合併前に旧市町村で整備した大規模施設については、住民感情等もあり整理統合や用途変更が未だに難しく、今後の大きな課題となっている。 |
| C | ・整理統合により使用することの無くなった施設の有効利用については、耐震面などの安全を考慮するとそのまま使用することが困難な状況である。未利用施設に耐震補強をしてまで利用すべき必要性のある施設がないのが実情である。 |
| C | ・地理的に既存施設の整理統合は難しいため、用途変更等による有効活用には至っていない。 |
| C | 特になし |

(7) 税の徴収力強化による税収の増加

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 4 | 7 | 7 | 0 |
| 11 | | 7 | |

・徴収係の設置及び県・市町との連携により、税の徴収力強化は徐々に図られつつある。
 ・合併とは関係なく徴収率は上昇しているが、税収は減少している。
 ・滞納処分等の徴収方法が高いレベルで統一されたことから、徴収力強化につながっている。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|---|
| A | ・滞納処分等の徴収方法が高いレベルで統一されたことから、徴収力強化につながっている。 |
| A | ・合併により組織が拡大したため、徴収部門の専門性等が向上したことから、徴収率の向上が図られ、税収の増加につながっている。 |
| A | ・愛媛地方税滞納整理機構の設立で、職員の派遣等により、専門知識を活用することができ徴収力強化につながっている。 |
| A | ・愛媛地方税滞納整理機構ができたことで、徴収に対するスキルアップが図られ、期限内納税者を増やす政策が浸透してきている。 |
| B | ・愛媛県滞納整理機構をはじめ、平成21年度から市単独でも滞納処分(差押え)を実施している。担当職員のスキルアップにより、年々、件数・金額ともに増加しており、徴収力強化につながっている。また、コンビニ収納を導入し、納税者の利便性向上を図っている。 ・税以外の債権について、債権管理室を設置し徴収能力の向上を図っている。 |
| B | ・債権管理に関する方針・意思決定等を明確にし、債権管理の効率化を図るために、債権管理対策室を設置し、全ての債権について対応している。 |
| B | ・税務課内に徴収担当を設置するとともに愛媛地方税滞納機構との連携により徴収力の強化に努めている。 |
| B | ・公金納付の利便性向上のため、コンビニ収納やクレジットカード等による納付システムの導入を検討。 |
| B | ・差押などの実施による、強制徴収の強化。 |
| B | ・徴収係の設置及び県・市町との連携等により税の徴収力強化は徐々に図られつつある。 |
| B | ・滞納整理機構ができたこと等により専門性が高まり、税徴収等の事務的技術の向上が図られ、担当係の尽力により県内でも上位の徴収率を確保している。 |
| C | ・合併とは関係なく、徴収率は上昇しているが税収は減少している。 |
| C | ・滞納整理機構加入による効果は大きい。 |
| C | ・県、愛媛地方税滞納整理機構への移管及び財産調査(預貯金等)による差押えに取り組んでいるが、徴収率は横ばい状態である。 |
| C | ・合併後徴収率が低下したため、徴収率の向上に努めている。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

(8) 余剰施設の売却等による歳入の増加

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 1 | 9 | 8 | 0 |
| 10 | | 8 | |

・余剰施設について、将来の活用を念頭に、売却可能なものは売却に努めている。
 ・保有財産の有効活用の面から、行革の視点も取り入れつつ取り組んでいるが、歳入増にはなかなかつながらない。

| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・中学校統廃合による閉校施設や消防施設の再配置に伴う廃止施設について売却を行った。 ・現在、公の施設の見直しのなかで民間への施設譲渡にも着手しており、今後、より成果が上がる見通しである。 |
| B | ・未利用(不要)財産については、将来の活用も念頭に、可能なものは処分に努めている。 |
| B | ・施設の統廃合が進めば、余剰となった市有地の売却による歳入確保の可能性はある。 |
| B | ・行政所有の遊休土地については、遊休地周辺の企業等に有料で貸し出しているほか、売却可能な遊休地については、ホームページで売却について広告するなど、収入確保に努めている。 |
| B | ・公共用地の売却 |
| B | ・統合の際の地元からの要望書の問題や、行政が処分するにあたって過去の建築時における地元の協力の経緯から、地元との調整が必要であるため、積極的な売却等には至っていないが、合併後10年を迎えるにあたり、具現化されていないので、今後は積極的な活用等の検討に向かう必要がある。 |
| B | ・余剰施設の売却があった場合に歳入が見込まれる。 |
| B | 特になし |
| B | 特になし |
| B | 特になし |
| C | ・特に、売却等による歳入はない。 |
| C | ・土地・建物で民間等で有効活用できるものは売却を実施しているのみであり、合併による余剰施設の売却事例は現在のところないが、今後の厳しい財政状況の見通しに鑑み、推進する必要がある。 |
| C | ・旧支所の庁舎など余剰施設は残るが、売却等による歳入の増加は見込めない。 |
| C | ・保有財産の有効活用の面から、行革の視点も取り入れつつ取り組んでいるが、歳入増にはなかなかつながらない。 |
| C | ・売却可能な余剰施設は無く、それによる歳入の増加期待できない。 |
| C | 特になし |
| C | 特になし |
| C | 特になし |

(9) 課税対象拡大(例:事業所税など)等による増収

| 効果発現 | | 効果未発現 | |
|------|---|-------|---|
| A | B | C | D |
| 4 | 2 | 11 | 1 |
| 6 | | 12 | |

・合併後、課税対象拡大等をしていない市町が多い。
 ・合併に伴い旧市町の事業所税が発生したことで増収効果があった。

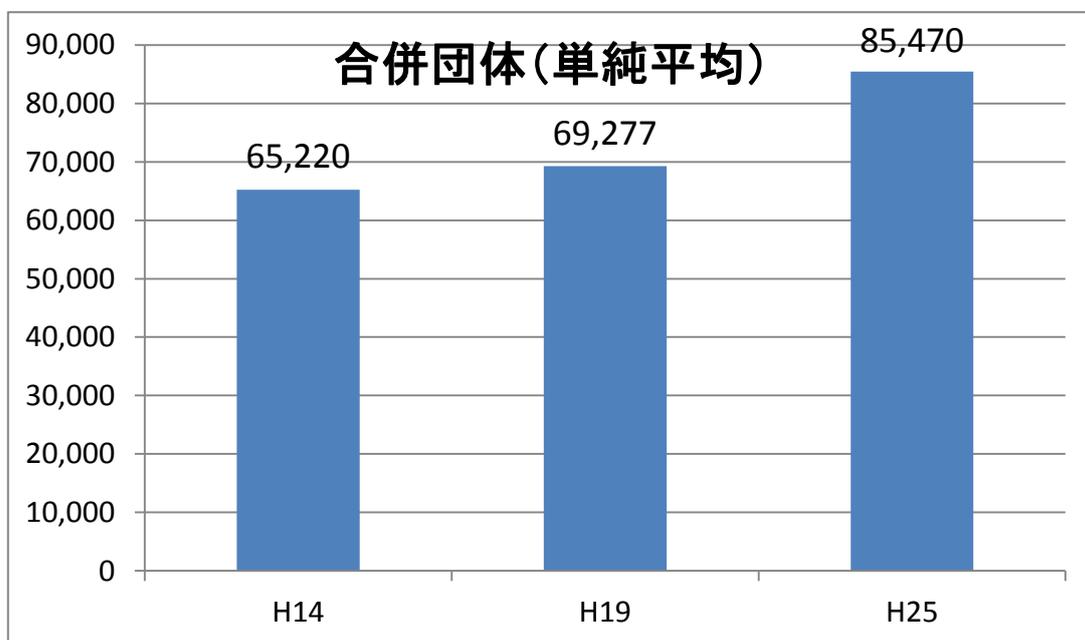
| 記号 | 具体的な内容 |
|----|--|
| A | ・合併により周辺地域の事業所税課税が発生したことで増収効果があった。 |
| A | ・合併に伴い評価の見直しや課税客体の把握など、課税の適正化が図られた。 ・合併による都市構想等により企業活動が活発化したことで、増収に結びついている。 |
| A | ・個人市民税の均等割額の増額、法人市民税の法人割税率の増加による増収 |
| A | ・企業誘致を総合的に行ったことにより、誘致企業に係る税収に起因する増収及び雇用促進に伴う所得向上に起因する増収は発現している。 |
| B | ・法人町民税の税率変更による増収対策。 |
| B | 特になし |
| C | ・固定資産税は旧市で適用していた制限税率1.55%を平成23年度より標準税率1.4%に引き下げた事により減収となった。 ・合併前後で課税客体は変わらないので合併効果は発現していない。 |
| C | ・合併とは関係なく検討すべきことであるが、当面その予定はない。 |
| C | ・小規模な合併であり、事業所税などの課税対象拡大はない。 |
| C | ・課税対象は拡大しておらず、増収にはいたってはいない。 |
| C | ・拡大を見込めるものがない。 |
| C | 特になし |
| D | 特になし |

2-1 国民健康保険料（税）の変化について

・保険料(税)は医療費の多寡等で決まるため、合併以外の要因から上昇する傾向にある。

| 市町村名 | | H14 | H19 | H25 | H25-H14 増減 |
|-------|-------|--------|--------|--------|---------------|
| 現 | 旧 | | | | |
| 松山市 | 松山市 | 72,000 | 77,000 | 94,938 | 22,938 |
| | 北条市 | 66,000 | | | 28,938 |
| | 中島町 | 67,000 | | | 27,938 |
| 今治市 | 今治市 | 73,303 | 76,515 | 97,481 | 24,178 |
| | 朝倉村 | 86,455 | | | 11,026 |
| | 玉川町 | 83,896 | | | 13,585 |
| | 波方町 | 84,096 | | | 13,385 |
| | 大西町 | 82,713 | | | 14,768 |
| | 菊間町 | 83,390 | | | 14,091 |
| | 吉海町 | 79,655 | | | 17,826 |
| | 宮窪町 | 89,172 | | | 8,309 |
| | 伯方町 | 76,134 | | | 21,347 |
| | 上浦町 | 76,002 | | | 21,479 |
| | 大三島町 | 77,958 | | | 19,523 |
| | 関前村 | 92,228 | | | 5,253 |
| | 宇和島市 | 宇和島市 | | | 61,920 |
| 吉田町 | | 68,038 | 21,780 | | |
| 三間町 | | 58,046 | 31,772 | | |
| 津島町 | | 52,297 | 37,521 | | |
| 八幡浜市 | 八幡浜市 | 70,633 | 83,272 | 91,612 | 20,979 |
| | 保内町 | 63,468 | | | 28,144 |
| 新居浜市 | 新居浜市 | 76,625 | 77,294 | 92,070 | 15,445 |
| | 別子山村 | 44,822 | | | 47,248 |
| 西条市 | 西条市 | 81,595 | 80,579 | 93,088 | 11,493 |
| | 東予市 | 69,594 | | | 23,494 |
| | 丹原町 | 76,146 | | | 16,942 |
| | 小松町 | 75,473 | | | 17,615 |
| 大洲市 | 大洲市 | 78,116 | 69,850 | 91,213 | 13,097 |
| | 長浜町 | 74,144 | | | 17,069 |
| | 肱川町 | 64,185 | | | 27,028 |
| | 河辺村 | 47,649 | | | 43,564 |
| 伊予市 | 伊予市 | 79,000 | 63,000 | 90,461 | 11,461 |
| | 中山町 | 61,000 | | | 29,461 |
| | 双海町 | 71,000 | | | 19,461 |
| 四国中央市 | 川之江市 | 77,034 | 81,166 | 95,328 | 18,294 |
| | 伊予三島市 | 77,005 | | | 18,323 |
| | 土居町 | 73,831 | | | 21,497 |
| | 新宮村 | 52,208 | | | 43,120 |

| 市町村名 | | H14 | H19 | H25 | H25-H14 増減 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 現 | 旧 | | | | |
| 西予市 | 明浜町 | 60,277 | 66,568 | 86,244 | 25,967 |
| | 宇和町 | 67,263 | | | 18,981 |
| | 野村町 | 74,953 | | | 11,291 |
| | 城川町 | 56,539 | | | 29,705 |
| | 三瓶町 | 78,173 | | | 8,071 |
| 東温市 | 重信町 | 67,567 | 65,552 | 97,606 | 30,039 |
| | 川内町 | 61,791 | | | 35,815 |
| 上島町 | 弓削町 | 83,284 | 74,934 | 73,230 | △ 10,054 |
| | 生名村 | 72,052 | | | 1,178 |
| | 岩城村 | 74,121 | | | △ 891 |
| | 魚島村 | 55,361 | | | 17,869 |
| 久万高原町 | 久万町 | 64,593 | 49,845 | 74,665 | 10,072 |
| | 面河村 | 42,011 | | | 32,654 |
| | 美川村 | 42,629 | | | 32,036 |
| | 柳谷村 | 44,641 | | | 30,024 |
| 松前町 | 72,646 | - | 84,220 | 11,574 | |
| 砥部町 | 砥部町 | 78,379 | 64,998 | 71,396 | △ 6,983 |
| | 広田村 | 38,751 | | | 32,645 |
| 内子町 | 内子町 | 81,782 | 78,107 | 70,124 | △ 11,658 |
| | 五十崎町 | 65,359 | | | 4,765 |
| 伊方町 | 小田町 | 56,692 | 56,576 | 78,569 | 13,432 |
| | 伊方町 | 56,132 | | | 22,437 |
| | 瀬戸町 | 55,429 | | | 23,140 |
| 松野町 | 三崎町 | 86,706 | 67,543 | - | △ 8,137 |
| | 松野町 | 61,198 | | | 3,042 |
| 鬼北町 | 広見町 | 62,055 | 66,453 | 88,219 | 26,164 |
| | 日吉村 | 48,955 | | | 39,264 |
| 愛南町 | 内海村 | 39,349 | 57,809 | 62,404 | 23,055 |
| | 御荘町 | 62,094 | | | 310 |
| | 城辺町 | 59,802 | | | 2,602 |
| | 一本松町 | 55,062 | | | 7,342 |
| | 西海町 | 52,303 | | | 10,101 |
| 合併団体平均(単純平均) | | 65,220 | 69,277 | 85,470 | 20,250 |
| 非合併団体平均(単純平均) | | 66,922 | - | 74,230 | 7,308 |

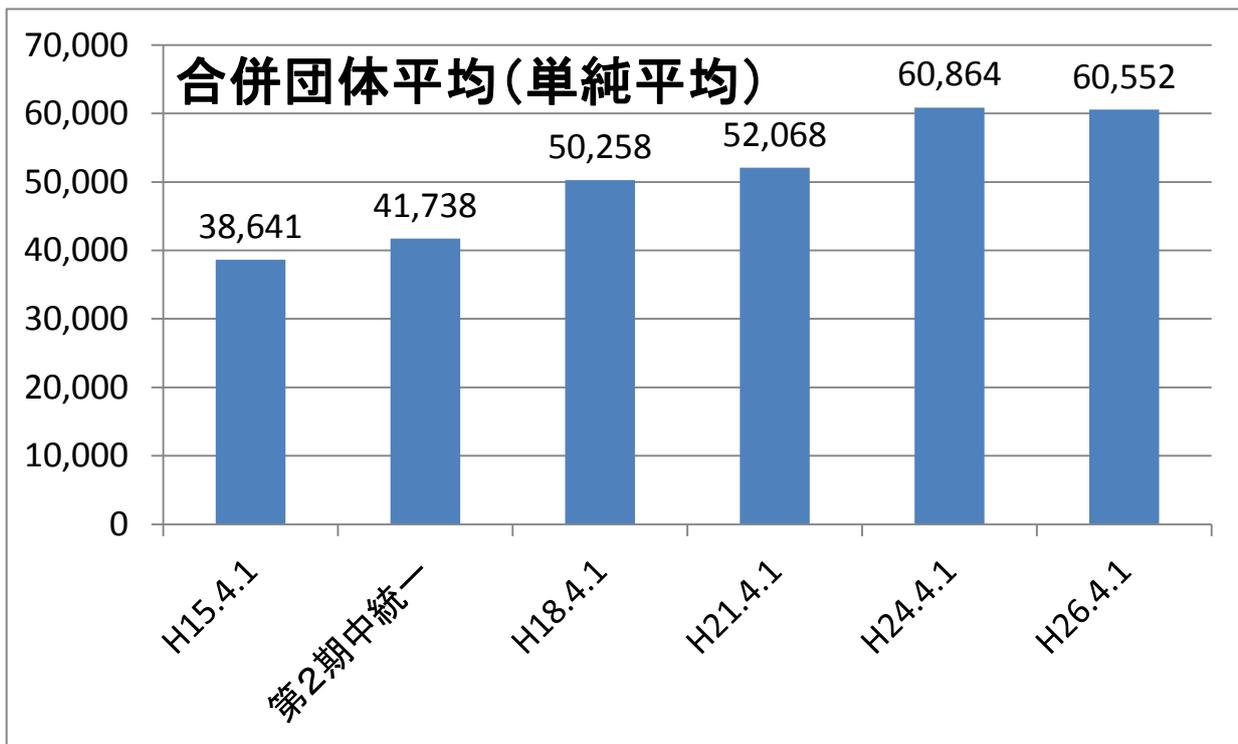


2-2 介護保険料の変化について

- ・合併後、第2期中に料金を統一した市町は8団体(44.4%)であったが、第3期には全ての市町で統一された。
- ・合併後の料金統一時、一部の旧市町村において保険料が下がった。
- ・高齢化や要介護者の増加等により、合併以外の要因から介護保険料が上昇する傾向にある。

| 市町村名 | | H15～H17 (第2期) | | H18～20 (第3期) | H21～23 (第4期) | H24～26(第5期) | | 2期(統一前) -5期増減 |
|-------|-------|------------------|--------|-----------------|-----------------|-------------|---------|------------------|
| 現 | 旧 | H15.4.1 | 第2期中統一 | H18.4.1 | H21.4.1 | H24.4.1 | H26.4.1 | |
| 松山市 | 松山市 | 47,400 | 47,400 | 62,040 | 61,200 | 69,240 | 69,240 | 21,840 |
| | 北条市 | 46,300 | | | | | | 22,940 |
| | 中島町 | 30,100 | | | | | | 39,140 |
| 今治市 | 今治市 | 43,995 | 50,404 | 50,404 | 49,789 | 57,599 | 51,998 | 8,003 |
| | 朝倉村 | 41,145 | | | | | | 10,853 |
| | 玉川町 | 43,950 | | | | | | 8,048 |
| | 波方町 | 43,700 | | | | | | 8,298 |
| | 大西町 | 35,983 | | | | | | 16,015 |
| | 菊間町 | 41,064 | | | | | | 10,934 |
| | 吉海町 | 30,436 | | | | | | 21,562 |
| | 宮窪町 | 37,700 | | | | | | 14,298 |
| | 伯方町 | 22,377 | | | | | | 29,621 |
| | 上浦町 | 23,213 | | | | | | 28,785 |
| | 大三島町 | 27,203 | | | | | | 24,795 |
| | 関前村 | 33,758 | | | | | | 18,240 |
| | 宇和島市 | 宇和島市 | | | | | | 40,800 |
| 吉田町 | | 28,800 | 34,500 | | | | | |
| 三間町 | | 38,400 | 24,900 | | | | | |
| 津島町 | | 31,700 | 31,600 | | | | | |
| 八幡浜市 | 八幡浜市 | 36,000 | 37,600 | 37,600 | 49,800 | 59,900 | 59,900 | 23,900 |
| | 保内町 | 37,600 | | | | | | 22,300 |
| 新居浜市 | 新居浜市 | 45,500 | 55,000 | 55,000 | 60,200 | 75,000 | 75,000 | 29,500 |
| | 別子山村 | 45,500 | | | | | | 29,500 |
| 西条市 | 西条市 | 41,700 | 39,600 | 50,200 | 50,100 | 58,100 | 58,100 | 16,400 |
| | 東予市 | 36,800 | | | | | | 21,300 |
| | 丹原町 | 37,800 | | | | | | 20,300 |
| | 小松町 | 41,500 | | | | | | 16,600 |
| 大洲市 | 大洲市 | 40,600 | 45,000 | 45,000 | 47,300 | 54,300 | 54,300 | 13,700 |
| | 長浜町 | 36,100 | | | | | | 18,200 |
| | 肱川町 | 32,900 | | | | | | 21,400 |
| | 河辺村 | 30,000 | | | | | | 24,300 |
| 伊予市 | 伊予市 | 46,800 | 46,800 | 56,400 | 56,400 | 61,200 | 61,200 | 14,400 |
| | 中山町 | 42,000 | | | | | | 19,200 |
| | 双海町 | 36,900 | | | | | | 24,300 |
| 四国中央市 | 川之江市 | 46,100 | 43,700 | 52,400 | 52,700 | 61,100 | 61,100 | 15,000 |
| | 伊予三島市 | 44,200 | | | | | | 16,900 |
| | 土居町 | 40,700 | | | | | | 20,400 |
| | 新宮村 | 33,700 | | | | | | 27,400 |
| 西予市 | 明浜町 | 37,640 | 37,200 | 45,600 | 49,200 | 56,400 | 56,400 | 18,760 |
| | 宇和町 | 38,400 | | | | | | 18,000 |
| | 野村町 | 38,400 | | | | | | 18,000 |
| | 城川町 | 33,300 | | | | | | 23,100 |
| | 三瓶町 | 36,600 | | | | | | 19,800 |
| 東温市 | 重信町 | 49,500 | 62,500 | 62,500 | 62,500 | 74,300 | 74,300 | 24,800 |
| | 川内町 | 41,800 | | | | | | 32,500 |

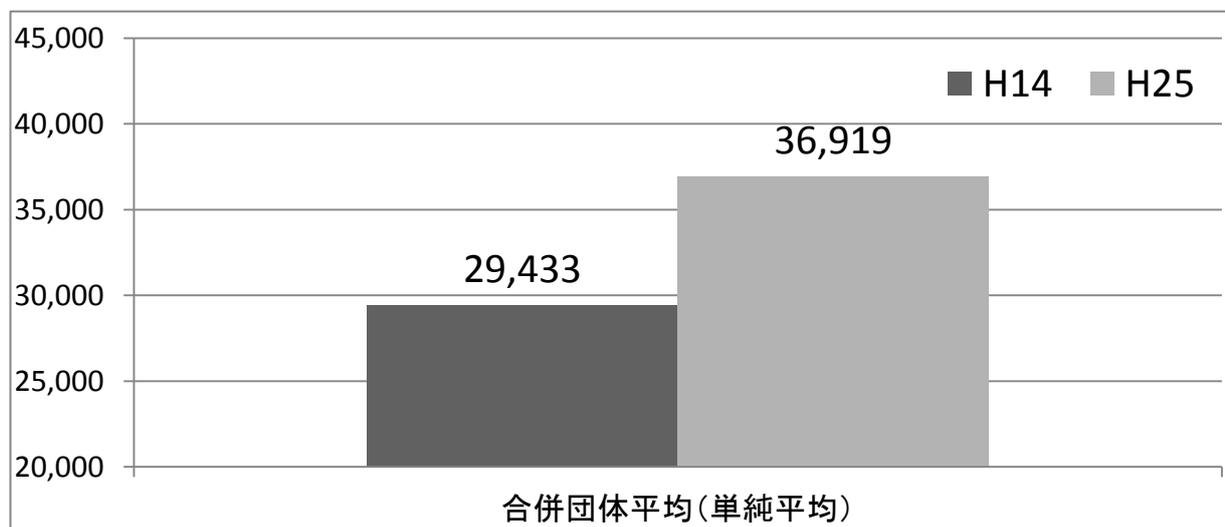
| 市町村名 | | H15～H17 (第2期) | | H18～20 (第3期) | H21～23 (第4期) | H24～26(第5期) | | 2期(統一前) -5期増減 |
|---------------|------|------------------|--------|-----------------|-----------------|-------------|---------|------------------|
| 現 | 旧 | H15.4.1 | 第2期中統一 | H18.4.1 | H21.4.1 | H24.4.1 | H26.4.1 | |
| 上島町 | 弓削町 | 36,400 | | | | | | 2,000 |
| | 生名村 | 31,100 | | 35,700 | 35,200 | 38,400 | 38,400 | 7,300 |
| | 岩城村 | 24,900 | | | | | | 13,500 |
| | 魚島村 | 24,800 | | | | | | 13,600 |
| 久万高原町 | 久万町 | 43,980 | | | | | | 18,420 |
| | 面河村 | 46,000 | | 54,000 | 54,000 | 62,400 | 62,400 | 16,400 |
| | 美川村 | 38,760 | | | | | | 23,640 |
| | 柳谷村 | 28,359 | | | | | | 34,041 |
| 松前町 | | 43,200 | | 57,600 | 52,800 | 57,600 | 57,600 | 14,400 |
| 砥部町 | 砥部町 | 44,700 | 46,000 | 58,600 | 58,600 | 67,000 | 67,000 | 22,300 |
| | 広田村 | 54,400 | | | | | | 12,600 |
| 内子町 | 内子町 | 35,300 | | | | | | 27,500 |
| | 五十崎町 | 39,500 | 39,600 | 47,600 | 54,100 | 62,800 | 62,800 | 23,300 |
| | 小田町 | 54,000 | | | | | | 8,800 |
| 伊方町 | 伊方町 | 33,600 | | | | | | 7,200 |
| | 瀬戸町 | 38,400 | 33,600 | 37,200 | 40,800 | 40,800 | 40,800 | 2,400 |
| | 三崎町 | 28,800 | | | | | | 12,000 |
| 松野町 | | 30,000 | | 53,100 | 48,500 | 63,100 | 63,100 | 33,100 |
| 鬼北町 | 広見町 | 30,000 | | 47,100 | 48,600 | 67,104 | 67,104 | 37,104 |
| | 日吉村 | 27,000 | | | | | | 40,104 |
| 愛南町 | 内海村 | 39,000 | | | | | | 27,600 |
| | 御荘町 | 39,000 | | | | | | 27,600 |
| | 城辺町 | 36,800 | | 56,300 | 54,433 | 66,600 | 66,600 | 29,800 |
| | 一本松町 | 39,000 | | | | | | 27,600 |
| | 西海町 | 39,000 | | | | | | 27,600 |
| 合併団体平均(単純平均) | | 38,641 | 41,738 | 50,258 | 52,068 | 60,864 | 60,552 | 21,912 |
| 非合併団体平均(単純平均) | | 36,600 | 0 | 55,350 | 50,650 | 60,350 | 60,350 | 23,750 |



3 保育料の変化について

- ・ほとんどの市町において保育料を統一している。
- ・一部の旧市町村においては保育料が下がっている。
- ・多くの合併団体と非合併団体のいずれも保育料は上昇しているが、経費の高い0～2歳児の増加等合併以外の要因によるものであると思われる。

| 市町村名 | | H14 | H25 | 増減 | 市町村名 | | H14 | H25 | 増減 | | |
|-------|--------|---------|--------|---------|----------------------|---------------|---------------|--------------|---------|--------|--------|
| 現 | 旧 | | | | 現 | 旧 | | | | | |
| 松山市 | 松山市 | 34,000 | 38,500 | 4,500 | 西予市 | 明浜町 | 33,500 | 37,000 | 3,500 | | |
| | 北条市 | 39,000 | | △ 500 | | 宇和町 | 34,600 | | 2,400 | | |
| | 中島町 | 28,000 | | 10,500 | | 野村町 | 26,000 | | 11,000 | | |
| 今治市 | 今治市 | 44,000 | 44,000 | 0 | 東温市 | 城川町 | 27,300 | 39,500 | 9,700 | | |
| | 朝倉村 | 33,600 | | 10,400 | | 三瓶町 | 28,200 | | 8,800 | | |
| | 玉川町 | 44,000 | | 0 | | 重信町 | 33,300 | | 6,200 | | |
| | 波方町 | 29,900 | | 14,100 | 上島町 | 川内町 | 32,870 | 28,400 | 6,630 | | |
| | 大西町 | 26,000 | | 18,000 | | 弓削町 | 32,000 | | △ 3,600 | | |
| | 菊間町 | 26,500 | | 17,500 | | 生名村 | 27,000 | | 1,400 | | |
| | 吉海町 | 29,000 | | 15,000 | 久万高原町 | 岩城村 | 29,500 | 42,000 | △ 1,100 | | |
| | 宮窪町 | 26,000 | | 18,000 | | 魚島村 | 30,000 | | △ 1,600 | | |
| | 伯方町 | 35,000 | | 9,000 | | 久万町 | 44,500 | | △ 2,500 | | |
| | 宇和島市 | 上浦町 | | 22,000 | 38,000 | 22,000 | 松前町 | 面河村 | - | 40,100 | - |
| | | 大三島町 | | 24,000 | | 20,000 | | 松前町 | 34,600 | | 5,500 |
| | | 関前村 | | 23,000 | | 21,000 | | 砥部町 | 砥部町 | | 31,000 |
| | | 宇和島市 | | 38,000 | | 0 | 広田村(※) | 37,000 | 39,000 | 2,000 | |
| 八幡浜市 | 吉田町 | 21,000 | 38,000 | 17,000 | 内子町 | 内子町 | 33,000 | 33,000 | 0 | | |
| | 三間町 | 29,000 | | 9,000 | | 五十崎町 | 26,300 | | 6,700 | | |
| 新居浜市 | 津島町 | 37,100 | 42,000 | 900 | 伊方町 | 小田町 | - | 26,500 | - | | |
| | 八幡浜市 | 39,400 | | 2,600 | | 伊方町 | 22,300 | | 4,200 | | |
| 西条市 | 保内町 | 31,900 | 44,500 | 10,100 | 松野町 | 瀬戸町 | 34,000 | 32,000 | △ 7,500 | | |
| | 新居浜市 | 40,000 | | 4,500 | | 三崎町 | 27,000 | | △ 500 | | |
| 大洲市 | 別子山村 | 1,500 | 38,000 | 2,500 | | 鬼北町 | 松野町 | | 27,100 | 32,000 | 4,900 |
| | 西条市 | 39,000 | | △ 1,000 | 鬼北町 | | 広見町 | 29,000 | 3,000 | | |
| | 東予市 | 33,400 | | 4,600 | 日吉村 | | 30,000 | 2,000 | | | |
| | 丹原町 | 30,600 | | 7,400 | 愛南町 | 内海村 | 30,000 | 32,000 | 2,000 | | |
| 小松町 | 44,400 | △ 6,400 | 御荘町 | 26,000 | | 6,000 | | | | | |
| 大洲市 | 40,000 | 8,400 | 城辺町 | 30,700 | | 1,300 | | | | | |
| 長浜町 | 26,000 | 22,400 | 一本松町 | 35,000 | | △ 3,000 | | | | | |
| 伊予市 | 肱川町 | 31,000 | 48,400 | 17,400 | 西海町 | 28,000 | 4,000 | | | | |
| | 河辺村 | - | | - | 合併団体平均(単純平均) | 29,433 | 36,919 | 7,487 | | | |
| | 伊予市 | 40,000 | | 0 | 非合併団体平均(単純平均) | 30,850 | 36,050 | 5,200 | | | |
| 四国中央市 | 伊予市 | 40,000 | 40,000 | 0 | ※へき地を除く | | | | | | |
| | 中山町 | 28,400 | | 11,600 | | | | | | | |
| | 双海町 | 30,200 | | 9,800 | | | | | | | |
| | 川之江市 | 34,000 | | 8,000 | | | | | | | |
| 四国中央市 | 伊予三島市 | 35,000 | 42,000 | 7,000 | | | | | | | |
| | 土居町 | 44,500 | | △ 2,500 | | | | | | | |
| | 新宮村 | - | | - | | | | | | | |



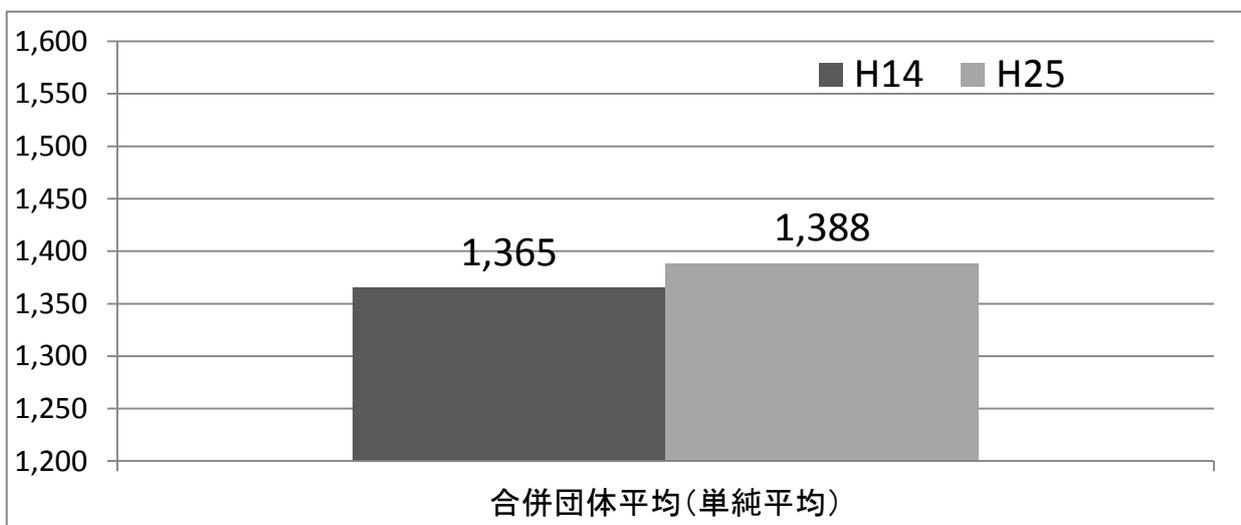
4 上水道料金の変化について

- ・12市町で料金が統一されており、合併後、一部の旧市町村において料金が低下している。特に、今治市においては、旧今治市以外の全ての旧市町村において料金が低下した。

| 市町村名 | | H14 | H25 | 増減 | |
|-------|---------|-------|-------|---------|-------|
| 現 | 旧 | | | | |
| 松山市 | 松山市 | 1,050 | 1,100 | 50 | |
| | 北条市 | 970 | | 130 | |
| | 中島町 | - | | - | |
| 今治市 | 今治市 | 735 | 1,050 | 315 | |
| | 朝倉村 | 1,130 | | △ 80 | |
| | 玉川町 | 1,083 | | △ 33 | |
| | 波方町 | 1,638 | | △ 588 | |
| | 大西町 | 1,320 | | △ 270 | |
| | 菊間町 | 1,102 | | △ 52 | |
| | 吉海町 | 1,685 | | △ 635 | |
| | 宮窪町 | 1,990 | | △ 940 | |
| | 伯方町 | 1,990 | | △ 940 | |
| | 上浦町 | 1,990 | | △ 940 | |
| | 大三島町 | 1,990 | | △ 940 | |
| | 関前村 | 2,640 | | △ 1,590 | |
| | 宇和島市 | 宇和島市 | | 1,665 | 1,837 |
| 吉田町 | | 2,190 | △ 353 | | |
| 三間町 | | 2,790 | △ 953 | | |
| 津島町 | | 1,720 | 117 | | |
| 八幡浜市 | 八幡浜市 | 1,070 | 1,470 | 400 | |
| | 保内町 | 1,220 | | 250 | |
| 新居浜市 | 新居浜市 | 876 | 876 | 0 | |
| | 別子山村(※) | 310 | | 310 | 0 |
| 西条市 | 西条市 | 680 | 800 | 120 | |
| | 東予市 | 987 | | 987 | 0 |
| | 丹原町 | 1,330 | | 1,330 | 0 |
| | 小松町 | 1,344 | | 1,207 | △ 137 |
| 大洲市 | 大洲市 | 966 | 993 | 27 | |
| | 長浜町 | 1,575 | | 1,620 | 45 |
| | 肱川町 | - | | - | - |
| | 河辺村 | - | | - | - |
| 伊予市 | 伊予市 | 1,000 | 1,230 | 230 | |
| | 中山町 | - | | - | |
| | 双海町 | - | | - | |
| 四国中央市 | 川之江市 | 1,420 | 1,420 | 0 | |
| | 伊予三島市 | 1,420 | | 0 | |
| | 土居町 | - | | - | |
| | 新宮村 | - | | - | |

| 市町村名 | | H14 | H25 | 増減 | |
|----------------------|-------|--------------|--------------|-----------|-----|
| 現 | 旧 | | | | |
| 西予市 | 明浜町 | 2,170 | 2,170 | 0 | |
| | 宇和町 | 1,500 | | 1,500 | 0 |
| | 野村町 | 1,020 | | 1,020 | 0 |
| | 城川町 | - | | - | - |
| 東温市 | 三瓶町 | 1,340 | 1,340 | 0 | |
| | 重信町 | 780 | | 1,080 | 300 |
| 上島町 | 川内町 | 730 | 2,908 | 350 | |
| | 弓削町 | 2,908 | | 0 | |
| | 生名村 | 2,908 | | 0 | |
| | 岩城村 | 2,908 | | 0 | |
| 久万高原町 | 魚島村 | - | - | - | |
| | 久万町 | - | | - | |
| | 面河村 | - | | - | |
| | 美川村 | - | | - | |
| 松前町 | 560 | 700 | 140 | | |
| 砥部町 | 砥部町 | 910 | 910 | 0 | |
| | 広田村 | - | | - | |
| 内子町 | 内子町 | 800 | 1,240 | 440 | |
| | 五十崎町 | - | | 1,078 | - |
| | 小田町 | - | | - | - |
| 伊方町 | 伊方町 | 1,500 | 1,500 | 0 | |
| | 瀬戸町 | 1,900 | | △ 400 | |
| | 三崎町 | 2,040 | | △ 540 | |
| 松野町 | 1,490 | 1,490 | 0 | | |
| 鬼北町 | 広見町 | 1,995 | 2,310 | 315 | |
| | 日吉村 | 1,570 | | 1,570 | 0 |
| 愛南町 | 内海村 | - | 1,510 | - | |
| | 御荘町 | 1,200 | | 310 | |
| | 城辺町 | 1,200 | | 310 | |
| | 一本松町 | - | | - | |
| | 西海町 | 2,100 | | △ 590 | |
| 合併団体平均(単純平均) | | 1,365 | 1,388 | 24 | |
| 非合併団体平均(単純平均) | | 1,025 | 1,095 | 70 | |

※月額。最も該当者の多い料金としている。



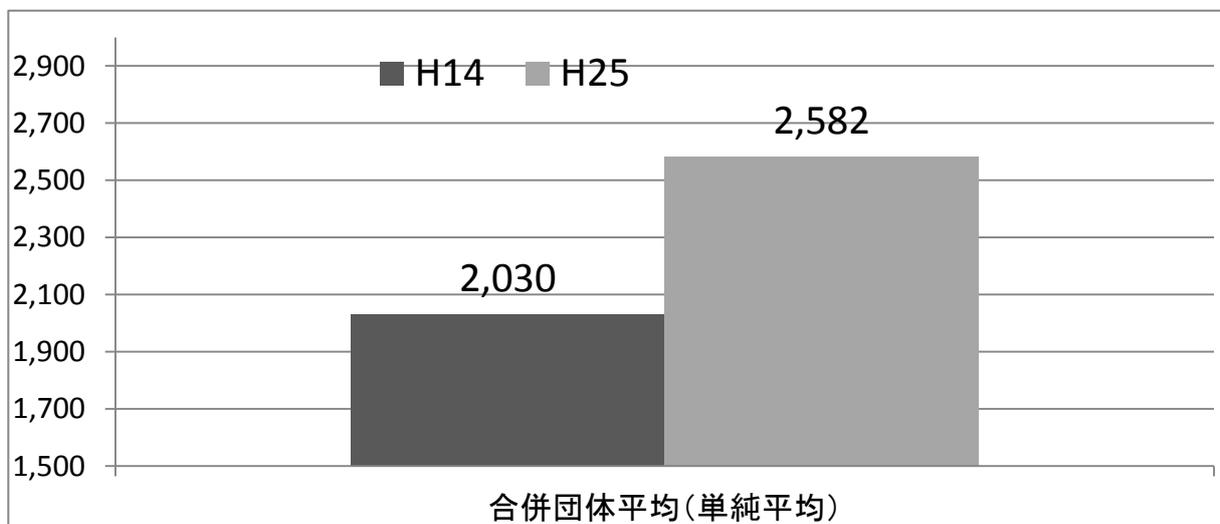
5 公共下水道料金の変化について

・公共下水道が整備されている旧市町村は半数以下であるため、料金の統一を行う必要がない市町もあるが、複数の旧市町村で整備されているほとんどの市町において料金が統一されている。

| 市町村名 | | H14 | H25 | 増減 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現 | 旧 | | | |
| 松山市 | 松山市 | 2,230 | 3,225 | 995 |
| | 北条市 | 1,554 | | 1,671 |
| | 中島町 | - | | - |
| 今治市 | 今治市 | 1,984 | 2,430 | 446 |
| | 朝倉村 | - | | - |
| | 玉川町 | - | | - |
| | 波方町 | 1,890 | | 540 |
| | 大西町 | - | | - |
| | 菊間町 | - | | - |
| | 吉海町 | 1,890 | | 540 |
| | 宮窪町 | - | | - |
| | 伯方町 | - | | - |
| | 上浦町 | - | | - |
| | 大三島町 | 2,500 | | △ 70 |
| | 関前村 | - | | - |
| | 宇和島市 | 宇和島市 | | 2,100 |
| 吉田町 | | - | - | |
| 三間町 | | - | - | |
| 津島町 | | - | - | |
| 八幡浜市 | 八幡浜市 | 1,800 | 2,610 | 810 |
| | 保内町 | - | | ※ |
| 新居浜市 | 新居浜市 | 1,995 | 2,362 | 367 |
| | 別子山村 | - | | - |
| 西条市 | 西条市 | 1,160 | 1,160 | 0 |
| | 東予市 | 1,780 | 1,780 | 0 |
| | 丹原町 | 1,780 | 1,780 | 0 |
| | 小松町 | - | - | - |
| 大洲市 | 大洲市 | 1,680 | 2,613 | 933 |
| | 長浜町 | - | | - |
| | 肱川町 | - | | - |
| | 河辺町 | - | | - |
| 伊予市 | 伊予市 | 1,570 | 2,450 | 880 |
| | 中山町 | 2,910 | | △ 460 |
| | 双海町 | - | | - |
| 四国中央市 | 川之江市 | 1,990 | 2,420 | 430 |
| | 伊予三島市 | 1,990 | | 430 |
| | 土居町 | - | | - |
| | 新宮村 | - | | - |

| 市町村名 | | H14 | H25 | 増減 |
|---------------|------|-------|-------|------|
| 現 | 旧 | | | |
| 西予市 | 明浜町 | - | - | - |
| | 宇和町 | - | 2,440 | ※ |
| | 野村町 | - | - | ※ |
| | 城川町 | - | - | - |
| 東温市 | 三瓶町 | - | - | - |
| | 重信町 | - | 2,655 | ※ |
| | 川内町 | 1,890 | 765 | |
| 上島町 | 弓削町 | 2,100 | - | 0 |
| | 生名村 | 2,160 | 2,100 | △ 60 |
| | 岩城村 | - | - | - |
| | 魚島村 | - | - | - |
| 久万高原町 | 久万町 | 3,060 | - | 380 |
| | 面河村 | - | 3,440 | - |
| | 美川村 | - | - | - |
| | 柳谷村 | - | - | - |
| 松前町 | | 2,200 | 2,200 | 0 |
| 砥部町 | 砥部町 | - | 4,000 | ※ |
| | 広田村 | - | - | - |
| 内子町 | 内子町 | 1,700 | 2,150 | 450 |
| | 五十崎町 | - | | - |
| | 小田町 | - | | - |
| 伊方町 | 伊方町 | 2,300 | 2,300 | 0 |
| | 瀬戸町 | - | | - |
| | 三崎町 | - | | - |
| 松野町 | | - | - | - |
| 鬼北町 | 広見町 | - | - | - |
| | 日吉村 | - | - | - |
| 愛南町 | 内海村 | - | - | - |
| | 御荘町 | - | - | - |
| | 城辺町 | - | - | - |
| | 一本松町 | - | - | - |
| | 西海町 | - | - | - |
| 合併団体平均(単純平均) | | 2,030 | 2,582 | 552 |
| 非合併団体平均(単純平均) | | 2,200 | 2,200 | 0 |

※ H14年度以降に公共下水道が敷設されたため、比較できないもの。



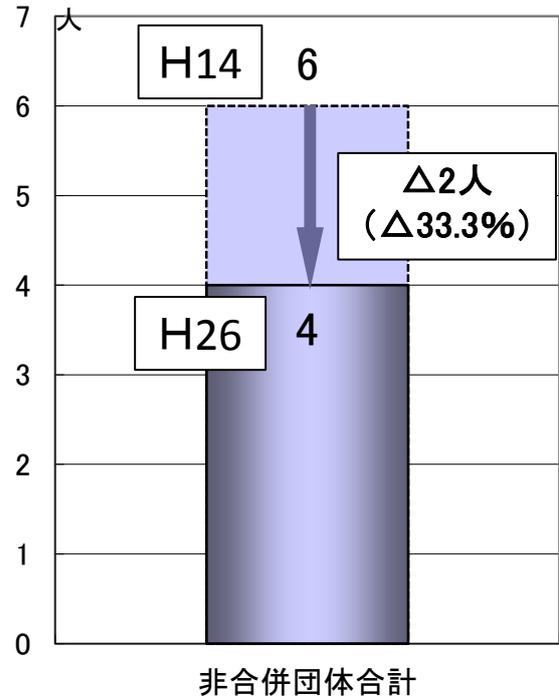
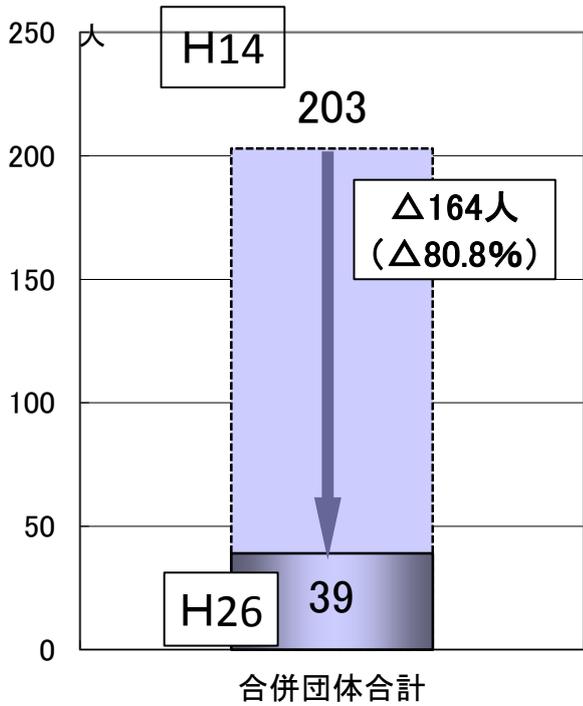
6 三役定数、議員定数の変化について

- ・三役定数、議員定数は合併に伴い大きく減少した。なお、議員定数は、合併後さらに見直した団体が
多い。
- ・非合併団体についても、三役定数、議員定数ともに大幅に減少している。

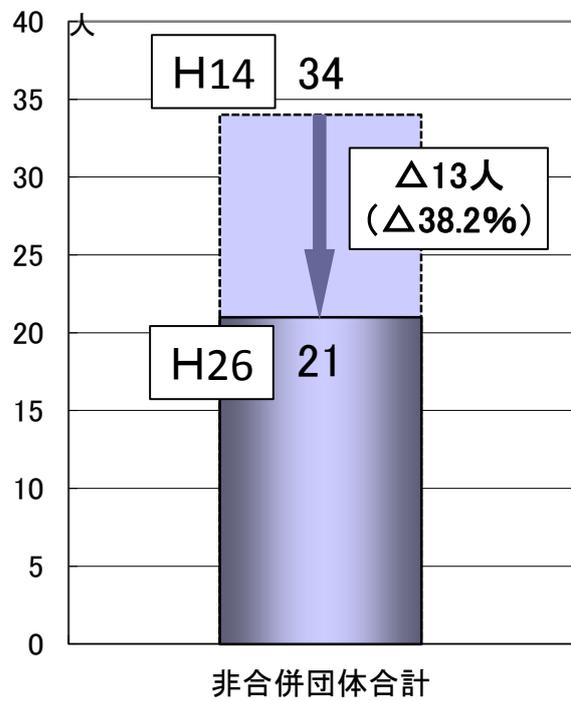
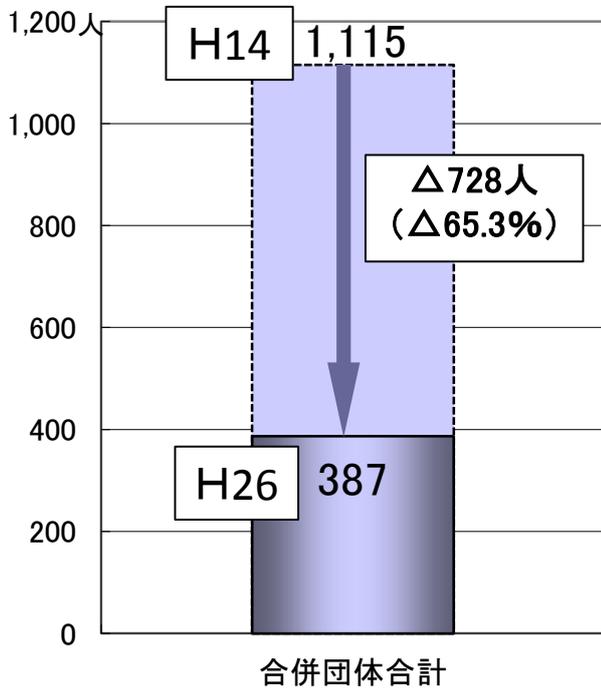
| 市町村名 | | 三役定数 | | | | 議員定数 | | | |
|-------|-------|---------|---------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|
| 現 | 旧 | H14.4.1 | H26.4.1 | 増減 (人) | 増減率 (%) | H14.4.1 | H26.4.1 | 増減 (人) | 増減率 (%) |
| 松山市 | 松山市 | 4 | 3 | △ 7 | △ 70.0 | 48 | 43 | △ 41 | △ 48.8 |
| | 北条市 | 3 | | | | 20 | | | |
| | 中島町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 計 | 10 | | | | 84 | | | |
| 今治市 | 今治市 | 3 | 2 | △ 34 | △ 94.4 | 30 | 34 | △ 154 | △ 81.9 |
| | 朝倉村 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 玉川町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 波方町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 大西町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 菊間町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 吉海町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 宮窪町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 伯方町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 上浦町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 大三島町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 関前村 | 3 | | | | 8 | | | |
| | 計 | 36 | | | | 188 | | | |
| 宇和島市 | 宇和島市 | 3 | 2 | △ 10 | △ 83.3 | 25 | 26 | △ 49 | △ 65.3 |
| | 吉田町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 三間町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 津島町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 計 | 12 | | | | 75 | | | |
| 八幡浜市 | 八幡浜市 | 3 | 2 | △ 4 | △ 66.7 | 22 | 16 | △ 22 | △ 57.9 |
| | 保内町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 計 | 6 | | | | 38 | | | |
| 新居浜市 | 新居浜市 | 3 | 2 | △ 3 | △ 60.0 | 34 | 26 | △ 16 | △ 38.1 |
| | 別子山村 | 2 | | | | 8 | | | |
| | 計 | 5 | | | | 42 | | | |
| 西条市 | 西条市 | 3 | 3 | △ 9 | △ 75.0 | 26 | 30 | △ 48 | △ 61.5 |
| | 東予市 | 3 | | | | 20 | | | |
| | 丹原町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 小松町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 計 | 12 | | | | 78 | | | |
| 大洲市 | 大洲市 | 3 | 2 | △ 10 | △ 83.3 | 22 | 22 | △ 38 | △ 63.3 |
| | 長浜町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 肱川町 | 3 | | | | 12 | | | |
| | 河辺村 | 3 | | | | 10 | | | |
| | 計 | 12 | | | | 60 | | | |
| 伊予市 | 伊予市 | 3 | 2 | △ 7 | △ 77.8 | 20 | 20 | △ 28 | △ 58.3 |
| | 中山町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 双海町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 計 | 9 | | | | 48 | | | |
| 四国中央市 | 川之江市 | 3 | 3 | △ 9 | △ 75.0 | 22 | 26 | △ 48 | △ 64.9 |
| | 伊予三島市 | 3 | | | | 22 | | | |
| | 土居町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 新宮村 | 3 | | | | 12 | | | |
| | 計 | 12 | | | | 74 | | | |

| 市町村名 | | 三役定数 | | | | 議員定数 | | | |
|----------------|------|---------|---------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|
| 現 | 旧 | H14.4.1 | H26.4.1 | 増減 (人) | 増減率 (%) | H14.4.1 | H26.4.1 | 増減 (人) | 増減率 (%) |
| 西予市 | 明浜町 | 3 | 2 | △ 12 | △ 85.7 | 14 | 21 | △ 57 | △ 73.1 |
| | 宇和町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 野村町 | 3 | | | | 16 | | | |
| | 城川町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 三瓶町 | 2 | | | | 16 | | | |
| | 計 | 14 | | | | 78 | | | |
| 東温市 | 重信町 | 3 | 2 | △ 4 | △ 66.7 | 20 | 18 | △ 20 | △ 52.6 |
| | 川内町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 計 | 6 | | | | 38 | | | |
| 上島町 | 弓削町 | 3 | 2 | △ 10 | △ 83.3 | 14 | 14 | △ 30 | △ 68.2 |
| | 生名村 | 3 | | | | 12 | | | |
| | 岩城村 | 3 | | | | 12 | | | |
| | 魚島村 | 3 | | | | 6 | | | |
| | 計 | 12 | | | | 44 | | | |
| 久万高原町 | 久万町 | 3 | 2 | △ 10 | △ 83.3 | 16 | 14 | △ 34 | △ 70.8 |
| | 面河村 | 3 | | | | 10 | | | |
| | 美川村 | 3 | | | | 12 | | | |
| | 柳谷村 | 3 | | | | 10 | | | |
| | 計 | 12 | | | | 48 | | | |
| 松前町 | | 3 | 3 | 0 | 0.0 | 18 | 14 | △ 4 | △ 22.2 |
| 砥部町 | 砥部町 | 3 | 2 | △ 4 | △ 66.7 | 20 | 16 | △ 14 | △ 46.7 |
| | 広田村 | 3 | | | | 10 | | | |
| | 計 | 6 | | | | 30 | | | |
| 内子町 | 内子町 | 3 | 2 | △ 7 | △ 77.8 | 16 | 15 | △ 29 | △ 65.9 |
| | 五十崎町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 小田町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 計 | 9 | | | | 44 | | | |
| 伊方町 | 伊方町 | 3 | 2 | △ 7 | △ 77.8 | 16 | 16 | △ 26 | △ 61.9 |
| | 瀬戸町 | 3 | | | | 12 | | | |
| | 三崎町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 計 | 9 | | | | 42 | | | |
| 松野町 | | 3 | 1 | △ 2 | △ 66.7 | 16 | 7 | △ 9 | △ 56.3 |
| 鬼北町 | 広見町 | 3 | 2 | △ 4 | △ 66.7 | 18 | 14 | △ 14 | △ 50.0 |
| | 日吉村 | 3 | | | | 10 | | | |
| | 計 | 6 | | | | 28 | | | |
| 愛南町 | 内海村 | 3 | 2 | △ 13 | △ 86.7 | 12 | 16 | △ 60 | △ 78.9 |
| | 御荘町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 城辺町 | 3 | | | | 18 | | | |
| | 一本松町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 西海町 | 3 | | | | 14 | | | |
| | 計 | 15 | | | | 76 | | | |
| 合併団体合計 | | 203 | 39 | △ 164 | △ 80.8 | 1,115 | 387 | △ 728 | △ 65.3 |
| 非合併団体合計 | | 6 | 4 | △ 2 | △ 33.3 | 34 | 21 | △ 13 | △ 38.2 |

三役定数の変化



議員定数の変化



7 本庁・支所等（旧市町村役場）職員数の変化

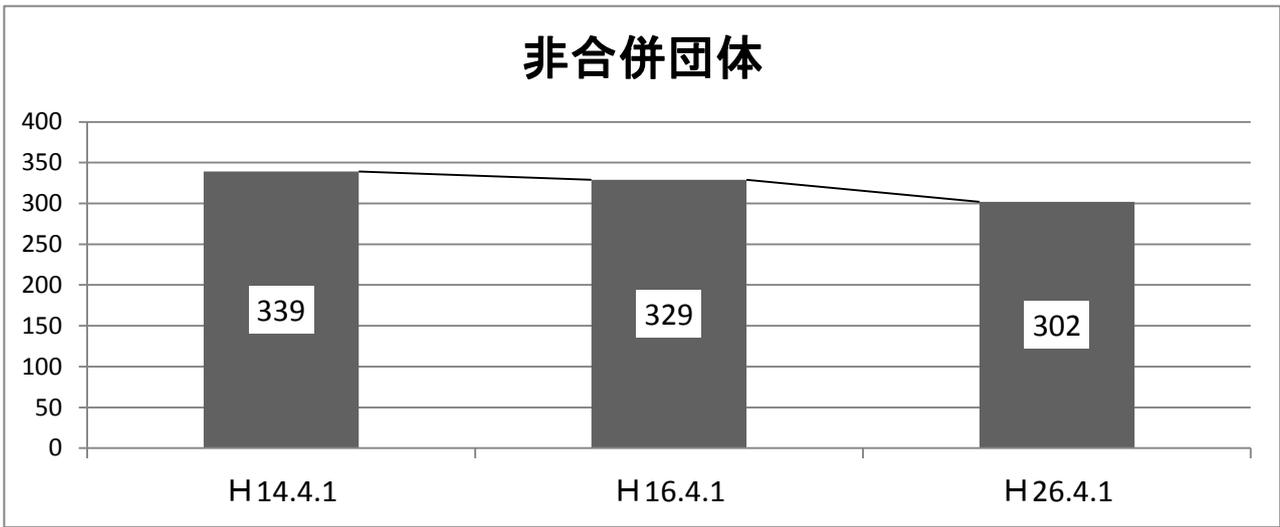
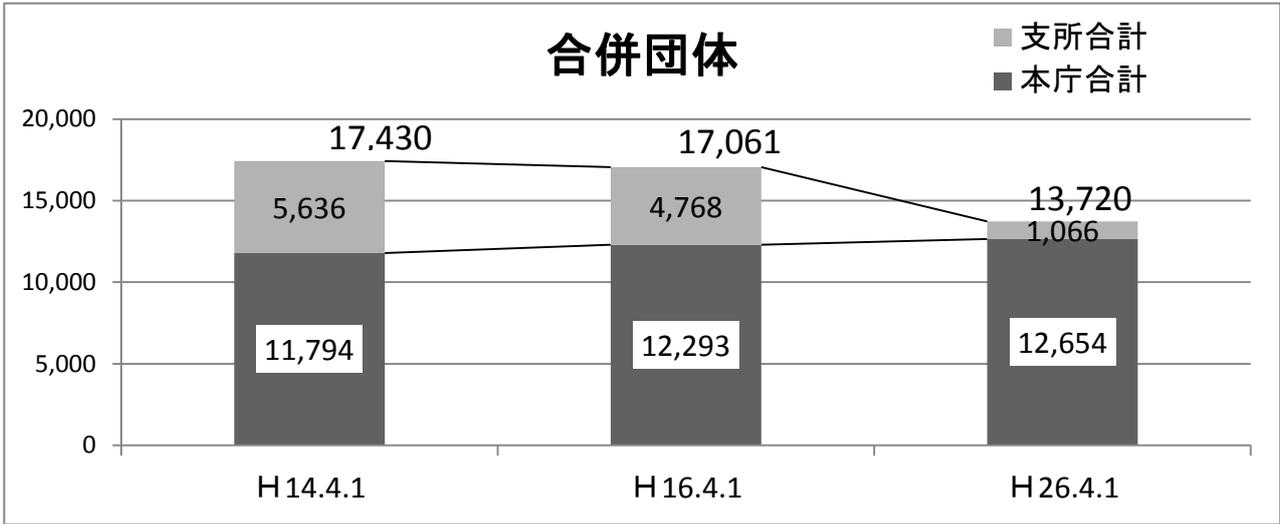
- ・合併団体、非合併団体のいずれも職員数の減少が進んでおり、合併団体については、非合併団体に比べ高い減少率となっている。
- ・合併団体については、本庁職員が7.3%増、支所職員が81.1%減となっており、本庁へ集約している。

| 市町村名 | | | | 職員数 | | | H14とH26の対比 | |
|------|-------------------|-------|--------|---------|---------|---------|------------|--------|
| (新) | | | (旧) | H14.4.1 | H16.4.1 | H26.4.1 | 増減 | 増減率(%) |
| 松山市 | 本庁 | | 松山市 | 3,365 | 3,321 | 3,251 | △ 114 | △ 3.4 |
| | | 北条支所 | 北条市 | 274 | 263 | 14 | △ 260 | △ 94.9 |
| | | 中島支所 | 中島町 | 205 | 182 | 20 | △ 185 | △ 90.2 |
| | | 支所計 | | 479 | 445 | 34 | △ 445 | △ 92.9 |
| | | 計 | | 3,844 | 3,766 | 3,285 | △ 559 | △ 14.5 |
| 今治市 | 本庁 | | 今治市 | 749 | 741 | 1,203 | 145 | 13.7 |
| | 今治市及び波方町共立北郷中学校組合 | | 一部事務組合 | 1 | 1 | - | | |
| | 今治地区事務組合 | | 一部事務組合 | 184 | 184 | - | | |
| | 今治市玉川町及び朝倉村共有山組合 | | 一部事務組合 | 4 | 3 | - | | |
| | 越智郡老人ホーム組合 | | 一部事務組合 | 33 | 34 | - | | |
| | 波方町大西町衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 4 | 3 | - | | |
| | 大島地区衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 7 | 9 | - | | |
| | 大三島地区衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 8 | 13 | - | | |
| | 越智郡島部消防事務組合 | | 一部事務組合 | 54 | 54 | - | | |
| | 今治地区広域行政事務組合 | | 一部事務組合 | 14 | 12 | - | | |
| | | 朝倉支所 | 朝倉村 | 39 | 39 | 21 | △ 18 | △ 46.2 |
| | | 玉川支所 | 玉川町 | 63 | 56 | 22 | △ 41 | △ 65.1 |
| | | 波方支所 | 波方町 | 81 | 82 | 27 | △ 54 | △ 66.7 |
| | | 大西支所 | 大西町 | 91 | 88 | 24 | △ 67 | △ 73.6 |
| | | 菊間支所 | 菊間町 | 95 | 96 | 26 | △ 69 | △ 72.6 |
| | | 吉海支所 | 吉海町 | 75 | 73 | 24 | △ 51 | △ 68.0 |
| | | 宮窪支所 | 宮窪町 | 70 | 71 | 25 | △ 45 | △ 64.3 |
| | | 伯方支所 | 伯方町 | 107 | 105 | 26 | △ 81 | △ 75.7 |
| | | 上浦支所 | 上浦町 | 74 | 65 | 20 | △ 54 | △ 73.0 |
| | | 大三島支所 | 大三島町 | 69 | 73 | 27 | △ 42 | △ 60.9 |
| | 関前支所 | 関前村 | 58 | 58 | 21 | △ 37 | △ 63.8 | |
| | 支所計 | | 822 | 806 | 263 | △ 559 | △ 68.0 | |
| | 計 | | 1,880 | 1,860 | 1,466 | △ 414 | △ 22.0 | |
| 宇和島市 | 本庁 | | 宇和島市 | 1,152 | 1,099 | 1,323 | 171 | 14.8 |
| | | 吉田支所 | 吉田町 | 338 | 323 | 24 | △ 314 | △ 92.9 |
| | | 三間支所 | 三間町 | 97 | 97 | 21 | △ 76 | △ 78.4 |
| | | 津島支所 | 津島町 | 348 | 339 | 27 | △ 321 | △ 92.2 |
| | | 支所計 | | 783 | 759 | 72 | △ 711 | △ 90.8 |
| | 計 | | 1,935 | 1,858 | 1,395 | △ 540 | △ 27.9 | |
| 八幡浜市 | 本庁(八幡浜庁舎) | | 八幡浜市 | 631 | 614 | 583 | △ 205 | △ 26.0 |
| | 本庁(保内庁舎) | | 保内町 | 156 | 143 | | | |
| | 八幡浜市保内町共立青石中学校組合 | | 一部事務組合 | 1 | 1 | - | | |
| | 計 | | | 788 | 758 | 583 | △ 205 | △ 26.0 |
| 新居浜市 | 本庁 | | 新居浜市 | 939 | 953 | 886 | △ 53 | △ 5.6 |
| | 別子山支所 | | 別子山村 | 20 | 11 | 7 | △ 13 | △ 65.0 |
| | 計 | | | 959 | 964 | 893 | △ 66 | △ 6.9 |

| 市町村名 | | | | 職員数 | | | H14とH26の対比 | |
|-------|------------------|---------|--------|---------|---------|---------|------------|--------|
| (新) | | | (旧) | H14.4.1 | H16.4.1 | H26.4.1 | 増減 | 増減率(%) |
| 西条市 | 本庁 | | 西条市 | 405 | 404 | 833 | △ 42 | △ 4.8 |
| | 東予市・丹原町公共下水道事務組合 | | 一部事務組合 | 14 | 14 | - | | |
| | 周桑事務組合 | | 一部事務組合 | 93 | 93 | - | | |
| | 周桑病院企業団 | | 一部事務組合 | 264 | 273 | - | | |
| | 道前福祉衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 99 | 95 | - | | |
| | | 東予総合支所 | 東予市 | 292 | 288 | 73 | △ 219 | △ 75.0 |
| | | 丹原総合支所 | 丹原町 | 137 | 135 | 34 | △ 103 | △ 75.2 |
| | | 小松総合支所 | 小松町 | 112 | 111 | 32 | △ 80 | △ 71.4 |
| 支所計 | | | | 541 | 534 | 139 | △ 402 | △ 74.3 |
| 計 | | | | 1,416 | 1,413 | 972 | △ 444 | △ 31.4 |
| 大洲市 | 本庁 | | 大洲市 | 606 | 600 | 665 | 58 | 9.6 |
| | 大洲市・喜多郡町村組合 | | 一部事務組合 | 1 | 1 | - | | |
| | | 長浜支所 | 長浜町 | 171 | 164 | 23 | △ 148 | △ 86.5 |
| | | 肱川支所 | 肱川町 | 82 | 85 | 20 | △ 62 | △ 75.6 |
| | | 河辺支所 | 河辺村 | 51 | 49 | 15 | △ 36 | △ 70.6 |
| | 支所計 | | | | 304 | 298 | 58 | △ 246 |
| 計 | | | | 911 | 899 | 723 | △ 188 | △ 20.6 |
| 伊予市 | 本庁 | | 伊予市 | 288 | 281 | 311 | 23 | 8.0 |
| | | 中山地域事務所 | 中山町 | 79 | 76 | 18 | △ 61 | △ 77.2 |
| | | 双海地域事務所 | 双海町 | 74 | 74 | 17 | △ 57 | △ 77.0 |
| | 支所計 | | | | 153 | 150 | 35 | △ 118 |
| 計 | | | | 441 | 431 | 346 | △ 95 | △ 21.5 |
| 四国中央市 | 本庁 | | 伊予三島市 | 386 | 936 | 849 | 125 | 17.3 |
| | 銅山川工業用水道企業団 | | 一部事務組合 | 33 | - | - | | |
| | 銅山川上水道企業団 | | 一部事務組合 | 44 | - | - | | |
| | 宇摩地区広域市町村圏組合 | | 一部事務組合 | 261 | - | - | | |
| | | 川之江庁舎 | 川之江市 | 334 | 209 | 82 | △ 252 | △ 75.4 |
| | | 土居庁舎 | 土居町 | 160 | 83 | 29 | △ 131 | △ 81.9 |
| | | 新宮庁舎 | 新宮村 | 72 | 43 | 5 | △ 67 | △ 93.1 |
| | 支所計 | | | | 566 | 335 | 116 | △ 450 |
| 計 | | | | 1,290 | 1,271 | 965 | △ 325 | △ 25.2 |
| 西予市 | 本庁 | | 宇和町 | 270 | 779 | 738 | 409 | 124.3 |
| | 三瓶町・明浜町衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 5 | - | - | | |
| | 東宇和衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 6 | - | - | | |
| | 東宇和事務組合 | | 一部事務組合 | 48 | - | - | | |
| | | 明浜総合支所 | 明浜町 | 167 | 57 | 28 | △ 139 | △ 83.2 |
| | | 野村総合支所 | 野村町 | 311 | 92 | 40 | △ 271 | △ 87.1 |
| | | 城川総合支所 | 城川町 | 151 | 54 | 29 | △ 122 | △ 80.8 |
| | | 三瓶総合支所 | 三瓶町 | 124 | 69 | 35 | △ 89 | △ 71.8 |
| 支所計 | | | | 753 | 272 | 132 | △ 621 | △ 82.5 |
| 計 | | | | 1,082 | 1,051 | 870 | △ 212 | △ 19.6 |
| 東温市 | 本庁 | | 重信町 | 199 | 193 | 347 | 103 | 42.2 |
| | 東温消防等一部事務組合 | | 一部事務組合 | 44 | 44 | - | | |
| | 温泉郡川内町重信町衛生組合 | | 一部事務組合 | 1 | 1 | - | | |
| | 川内支所 | | 川内町 | 126 | 127 | 5 | △ 121 | △ 96.0 |
| 計 | | | | 370 | 365 | 352 | △ 18 | △ 4.9 |
| 上島町 | 本庁 | | 弓削町 | 80 | 80 | 110 | △ 18 | △ 14.1 |
| | 上島地区衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 2 | 2 | - | | |
| | 越智郡島部消防事務組合 | | 一部事務組合 | 14 | 14 | - | | |
| | 上島上水道企業団 | | 一部事務組合 | 3 | 3 | - | | |
| | 越智郡老人ホーム組合 | | 一部事務組合 | 29 | 29 | - | | |
| | | 生名支所 | 生名村 | 55 | 51 | 68 | 13 | 23.6 |
| | | 岩城支所 | 岩城村 | 59 | 57 | 30 | △ 29 | △ 49.2 |
| | | 魚島支所 | 魚島村 | 22 | 27 | 24 | 2 | 9.1 |
| | 支所計 | | | | 136 | 135 | 122 | △ 14 |
| 計 | | | | 264 | 263 | 232 | △ 32 | △ 12.1 |

| 市町村名 | | | | 職員数 | | | H14とH26の対比 | |
|-------|--------------|-------|--------|---------|---------|---------|------------|--------|
| (新) | | | (旧) | H14.4.1 | H16.4.1 | H26.4.1 | 増減 | 増減率(%) |
| 久万高原町 | 本庁 | | 久万町 | 240 | 232 | 352 | 58 | 19.7 |
| | 上浮穴郡生活環境事務組合 | | 一部事務組合 | 54 | 54 | - | | |
| | | 面河支所 | 面河村 | 52 | 49 | 4 | △ 48 | △ 92.3 |
| | | 美川支所 | 美川村 | 65 | 63 | 4 | △ 61 | △ 93.8 |
| | | 柳谷支所 | 柳谷村 | 45 | 43 | 4 | △ 41 | △ 91.1 |
| | | | 支所計 | 162 | 155 | 12 | △ 150 | △ 92.6 |
| 計 | | | | 456 | 441 | 364 | △ 92 | △ 20.2 |
| 松前町 | | | | 231 | 226 | 218 | △ 13 | △ 5.6 |
| 砥部町 | 本庁 | | 砥部町 | 196 | 189 | 190 | △ 6 | △ 3.1 |
| | 広田支所 | | 広田村 | 42 | 40 | 4 | △ 38 | △ 90.5 |
| 計 | | | | 238 | 229 | 194 | △ 44 | △ 18.5 |
| 内子町 | 本庁 | | 五十崎町 | 92 | 91 | 174 | 82 | 89.1 |
| | 内子分庁 | | 内子町 | 153 | 148 | 47 | △ 106 | △ 69.3 |
| | 本庁合計 | | | 245 | 239 | 221 | △ 24 | △ 9.8 |
| | | 小田支所 | 小田町 | 87 | 81 | 9 | △ 78 | △ 89.7 |
| 計 | | | | 332 | 320 | 230 | △ 102 | △ 30.7 |
| 伊方町 | 本庁 | | 伊方町 | 141 | 137 | 194 | 53 | 37.6 |
| | 瀬戸総合支所 | | 瀬戸町 | 79 | 73 | 10 | △ 69 | △ 87.3 |
| | 三崎総合支所 | | 三崎町 | 105 | 92 | 12 | △ 93 | △ 88.6 |
| | 支所計 | | | 184 | 165 | 22 | △ 162 | △ 88.0 |
| 計 | | | | 325 | 302 | 216 | △ 109 | △ 33.5 |
| 松野町 | | | | 108 | 103 | 84 | △ 24 | △ 22.2 |
| 鬼北町 | 本庁 | | 広見町 | 175 | 168 | 165 | △ 10 | △ 5.7 |
| | 日吉支所 | | 日吉村 | 62 | 61 | 6 | △ 56 | △ 90.3 |
| 計 | | | | 237 | 229 | 171 | △ 66 | △ 27.8 |
| 愛南町 | 本庁 | | 城辺町 | 137 | 133 | 433 | 187 | 76.0 |
| | 南宇和共立施設組合 | | 一部事務組合 | 26 | 24 | - | | |
| | 南宇和上水道企業団 | | 一部事務組合 | 12 | 11 | - | | |
| | 南宇和消防事務組合 | | 一部事務組合 | 44 | 44 | - | | |
| | 南宇和衛生事務組合 | | 一部事務組合 | 27 | 35 | - | | |
| | | 内海支所 | 内海村 | 78 | 76 | 6 | △ 72 | △ 92.3 |
| | | 御荘支所 | 御荘町 | 142 | 139 | 11 | △ 131 | △ 92.3 |
| | | 一本松支所 | 一本松町 | 120 | 111 | 7 | △ 113 | △ 94.2 |
| | | 西海支所 | 西海町 | 76 | 68 | 6 | △ 70 | △ 92.1 |
| | 支所計 | | | 416 | 394 | 30 | △ 386 | △ 92.8 |
| 計 | | | | 662 | 641 | 463 | △ 199 | △ 30.1 |
| 合併団体 | 本庁合計 | | | 11,794 | 12,293 | 12,654 | 860 | 7.3 |
| | 支所合計 | | | 5,636 | 4,768 | 1,066 | △ 4,570 | △ 81.1 |
| | 合計 | | | 17,430 | 17,061 | 13,720 | △ 3,710 | △ 21.3 |
| 非合併団体 | | | | 339 | 329 | 302 | △ 37 | △ 10.9 |
| 総合計 | | | | 17,769 | 17,390 | 14,022 | △ 3,747 | △ 21.1 |

※本庁・支所以外に勤務する職員は本庁に含まれているため、旧市町村役場と現支所等の職員を比較した場合、現支所等の職員の減少が実際よりも大きい数字となっている。



8 合併を機に充実した住民サービスについて

・特に旧町村等で、合併しなければ縮小あるいは廃止されたかもしれない住民サービスが、合併により維持、あるいは向上した事例がある。

・一部の市町村で行われていたサービスを新市町全域に拡大する例も多い。

【主な事例】

- ・旧市町の区域を越えた支所等の窓口で各種証明書の発行
- ・ケーブルテレビや高速インターネット回線等の情報通信基盤の整備
- ・地域バスやデマンドバスの運行による公共交通の整備

| 市町名 | 合併を機に充実した住民サービスの事例 |
|------|---|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町域を越えて支所・出張所、市民サービスセンター窓口で各種証明書の発行が受けられるなど、住民の利便性が向上した。 ・農業振興地域が拡大したことに伴い、現場指導の回数を増やし、栽培技術指導、優良種苗分譲など農業所得向上につながる支援を重点的に行えるようになった。 ・合併した地域のブロードバンド・ゼロ地域に情報通信基盤を整備し、高速インターネットをいつでも利用できるようになった。 ・財政難で延期されていた公園施設の整備・更新が行われ、旧松山市と同水準に改善された。 ・簡易水道事業での浄水場整備や窒素除去装置の導入による水質改善、配水管の整備等のほか、上水道事業の配水池整備や老朽管改良などの実施により、安全で安定した給水サービスの向上が図られた。 ・下水排水路等の整備が合併地域全域に拡大し、生活環境の改善につながった。(北条・中島) ・がけ崩れ防災対策事業では、自己負担割合が少なくなり、事業申請数が合併前より増加した。(北条) ・消防ポンプ自動車や消防救急艇の配備により、島しょ部における消防救急体制が充実した。 ・北条地域に耐震性貯水槽を整備することにより、大規模災害時における消火活動用の消防水利が確保された。 ・太陽光発電システム設置費補助や節水機器購入補助などが全域で利用可能になった。 ・離島から離島地域外に通勤・通学する者や、松山北高校中島分校に通学する者への船舶運賃補助が維持されたほか、高校等に通学するための離島地域外における居住費補助が開始された。 ・国民健康保険事業の法定軽減者に対する1割軽減上乗せ措置や、介護保険事業の訪問介護利用者負担助成のほか、重度心身障害者介護激励金制度や配食サービス事業など、旧松山市で行われていた各種事業を、旧北条市と旧中島町にも適用した。 ・旧中島町で実施していた身体障害者自動車航送料助成事業や保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業、旧北条市安居島の離島航路老人利用者助成事業など、新市編入前から離島地域において実施する事業を継続するとともに、旧松山市の離島にも適用した。 ・松山市島しょ部航路運賃助成事業として、有人9島(中島地域6島、松山地域の興居島・釣島、北条地域の安居島)を対象に、通院や妊婦健診等にかかる航路運賃の助成を開始した。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明や手当等の申請受付について、居住地に限らず勤務先や外出先の近隣支所でも窓口サービスを受けることができるようになった。 ・法律無料相談・司法書士無料相談など、これまでなかった行政サービスを受けることができるようになった。 ・図書館・保育所・体育施設など公共施設が広域で利用できるようになった。 ・山火事等の災害時に広域的な応援体制が確立された。 ・ケーブルテレビの広域化により、デジタルディバイトのほとんどが解消された。 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併により宇和島市全域が過疎地域に指定されたことに伴い、市内全域で過疎債を活用した事業が実施可能となった。 ・旧市町間で格差のあった遠距離通学費補助金について、一部特例を除き基準を統一した。 ・児童デイサービスや適応指導教室などの円滑的利用 ・市営住宅には入居資格に市(町)に住所を有するとの条件があるため、合併後市域が広がり、入居地の選択肢が広がった。 ・認定団体奨励金による古紙類・飲料用空き缶の回収。 ・CATV整備による市内全域での高速インターネットの利用。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行助成事業の拡充(保内地区へも拡充) ・高齢者・障害者タクシーチケット拡充(保内地区へも拡充) ・旧市町図書館システムの統合による相互利用 ・公立幼稚園への学校給食の導入 ・延長保育、一時預かり保育、学童保育サービスの拡充(保内地区へも拡充) |

| 市町名 | 合併を機に充実した住民サービスの事例 |
|-------|---|
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・診療所の開設による無医村の解消 ・地域バスの運行による公共交通の確保 ・小中学校の存続(別子小学校3名・別子中学校1名(H26.5.1現在)) ・救急体制の維持(別子山地域内の消防救急業務について、四国中央市消防本部へ業務委託) ・支所機能の存続(別子山支所を課の扱いとして継続) |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・はり・きゆう助成事業、シルバーカー購入費補助、タクシー基本料金助成、軽度生活支援事業及び紙おむつ支給事業などの新市全域への拡大・充実 ・がん検診や健康診査の無料化、児童クラブの拡充と無料化、保育所における保育時間の延長、乳幼児医療費助成適用年齢の拡大、学校開放施設の無料開放を全市域で実施、妊婦健診受診助成の拡大 ・小中学生の入院及び歯科医療費無料化の実施、高齢者路線バス利用助成制度の実施 ・西部地域に乳幼児健康支援デイサービスセンターを整備・市内2か所(東部・西部地域)にウイングサポートセンターを整備、地域子育て支援センターの開設 等 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各支所・連絡所における窓口業務 ・イントラネットによる住民相談サービス(公民館⇄各所属) ・粗大ごみの収集 ・学校給食の全校実施 ・住宅用太陽光発電システムへの補助制度 ・学童保育の実施 ・ファミリー・サポート・センターの設置 ・単独がけ崩れ防災対策事業(補助制度) ・農産物直売所の整備による出荷(農家所得の向上) ・図書館の自動貸出・返却可能な情報システム |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線事業の実施 ・市営住宅の選択幅の拡大 ・図書館や運動施設等の利用可能な公共施設の拡大 ・選挙期日前における投票可能箇所(期日前投票所数)の拡大 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・新宮小中一貫校の整備 ・ブロードバンド通信も兼ねたケーブルテレビ整備 ・地域振興に資する「霧の森」の拡充整備 ・どの庁舎でも住民票等の申請・交付が可能となった ・デマンドタクシーの運行 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉バス、温泉バス、デマンドタクシー等の公共交通バスの運行 ・西予市全域に光伝送路を整備しこれを情報基盤とするケーブルテレビサービス及び高速インターネットサービスが市内全域で提供可能となった。 ・市役所内の組織再編により専門的な事務執行が図らるようになった。 ・明浜及び城川救急出張所の開設により、平日昼間に救急車を配備した。 ・各種健診は、合併後も維持した。特に、平成20年度から開始した「特定健診・特定保健指導」は、がん検診と同日受診の総合検診とした。 ・市内の温浴施設利用促進のための温泉巡回バス(無料)の運行開始 ・市内の利用施設が拡充された。 ・市役所新庁舎の建設による行政サービスの向上。 ・農業委員会の主な業務は、申請者からの農地移動等について許可等を行うものであるため、合併を機に充実したものはない。 ・防災無線の更新 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供サービスを充実させるため、光ファイバー網を市内全域に敷設し、地域イントラネット環境整備を行った。また、同回線を愛媛CATVに貸与することによりCATV視聴区域を拡大した。 ・移動図書館、公民館、体育施設、学校施設など利用可能な公共施設、福祉施設が増加し、それに伴い対象区域、利用範囲が拡大した。 ・地震、洪水等広域的な災害に対し、一体的な対応をしている。 ・坊っちゃん劇場、さくらの湯や利楽など、観光施設の連携による交流人口の増加促進に努めている。 ・本庁・支所方式の採用により、地域住民へのサービス提供を維持した。 ・合併前の両町のサービスを比較し、市民サービスの一体的な向上に努めた。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・光通信回線によるCATV網の整備拡充とブロードバンド化 ・生名橋開通による路線バスの延伸(生名) ・自動車及び船舶の移送による学校給食の開始(生名・魚島小中学校) |

| 市町名 | 合併を機に充実した住民サービスの事例 |
|-------|--|
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧久万町で実施されていた訪問看護サービスが、合併により町内全域になった。 ・旧久万町ではごみの収集が週3日あったが、それ以外の地区では週1日のところもあったので、最低でも週2日に調整した。 ・一部事務組合で実施していた消防、斎場、し尿ゴミ事業が直営になり、迅速化が図られるなどサービスが向上した。 |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館や体育施設等の公共施設の利用拡大 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・財政難で延期されていた学校改築、簡易水道整備、町営バス路線の延伸・増便 ・地域自治活動に対する助成制度(自治会運営費補助金、地域づくり事業費補助金) ・財団法人内子町国際交流協会主催の青少年海外派遣事業、町民の海外研修助成制度 ・町独自の奨学金制度(高畑奨学金制度) ・町営バスを補完する福祉バスの運行 など |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・不均一課税の是正 ・口座引き落としによる報償金の拡充 ・不均一介護保険料の是正 ・第4期・第5期における介護保険料を増額せず、県下でも低い水準を維持し、経済的負担の軽減に寄与している ・県下でも最も安い水準(国基準の約50%)を維持 ・H21年度からは世帯第3子以降の児童に係る保育料の軽減事業を実施 ・事業者の増加により緊急時の早期対応が可能 ・水道料金の低減 ・総合支所方式により権限や機能の充実を行ない、住民の利便性を維持 ・高齢者の交通手段の確保を目的としたデマンド交通の運行 |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧広見町内だけで行われていた農業研修生の募集範囲が全域に拡大された。 ・旧日吉村で行われていた「外出支援サービス事業(交通機関を利用できない高齢者等に対して、医療機関への通院等の支援を行う事業)」について、合併により廃止も検討されたが、そのまま継続となった。 ・光ファイバー等の整備により、テレビ難視聴地域及びブロードバンド・ゼロ地域が解消した。 ・光ファイバー等の整備により、旧日吉村と旧広見町の一部だけ設置されていた行政からの定時放送や臨時放送を受信する告知端末の設置が全域に拡大された。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤整備事業 ・コミュニティバス運行事業 ・緊急通報システム整備事業 ・福祉タクシー助成事業 ・福祉移送(有償運送)サービス事業 |

9 地域コミュニティ振興に関する動きについて

・合併後、市町の規模が拡大して、周辺部の声が届きにくくなったことや、行政依存型のサービスが見直されたこと等を受け、住民が合併を自助・自立の機会と捉え、地域コミュニティの活動が活性化する事例が増えている。

【主な事例】

- ・市内27小学校区を単位に地域づくり組織を設置し、「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本理念に協働によるまちづくりを推進
- ・各自治会で10年後を見据えた地域づくり計画書を策定し、計画的かつ住民と行政が協働して取り組むシステムを構築
- ・住民の防災意識の向上と地震やその他の災害による被害の防止、軽減を図ることを目的に町内全地区に自主防災組織を設立し、防災訓練等を実施

| 市町名 | 地域コミュニティに関して動きのある事例 |
|------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね公民館区の地区を単位とする、ネットワーク型の住民自治組織「まちづくり協議会」の設立を推進することにより、協議会を構成する様々な地域団体や組織が連携し、話し合いながら、地域の現状把握や課題解決に向けた対策等に取り組んでいる。このまちづくり協議会を地域のまちづくりにおける協働のパートナーとして位置づけ、行政と役割を分担しながら、一定の権限・責任と財源を徐々に地域へ移譲することにより、さらに住民の意見を反映できる環境づくりを進めている。 ・合併後は旧北条市、旧中島町において、まちづくり協議会設立に向けた積極的な事業説明を行った結果、平成21年2月に中島地区で、旧北条市のうち平成22年6月に北条地区、平成23年6月に正岡地区において、まちづくり協議会が設立された。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村単位で地域審議会を設置し、住民の意見を施策に反映させている。 ・旧町村地域ごとに地域活性化協議会を立ち上げ、それぞれの地域課題の解決に向けた取組を行っている。 ・地域コミュニティ組織が連合自治会として統一され、地域間格差が解消されつつある。 ・自主防災組織の組織率(世帯数)が28%(105組織)台から69.9%(456組織:H26.7.1現在)に向上。 ・地区単位で防災会が組織され、防災体制が強化された。 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・定例的に開催されている地域審議会において各地域の要望・意見等をとりまとめ、市政に反映させている。 ・交付金を財源とする住民主体による地域づくり事業を推進するため、行政主導によりH25年度に市内に31の地域自治組織を設立させた。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来からある区あるいは公民館単位で対応できており、特に動きはない。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市別子山地域審議会を合併から平成25年3月末まで設置し、新市建設計画、過疎地域自立促進計画の進捗など、施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映するため、計17回開催し、さまざまな議題を審議した。 ・合併時にそれまで4つの単位自治会でそれぞれ活動していたが、その上に別子校区連合自治会を設置し、別子山校区全域で活動を行うこととなり、四季の魅力を発信するための事業など、交流人口拡大のために様々な活動を行っている。 ・新居浜市全域の取り組みとして、住民主体の集会として各公民館で開催し、市政課題や校区の生活環境課題などについて市長を交え意見交換を行っており、別子山校区でも毎年1回開催している。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町間で差異のあった自治組織を自治会として統一し、新市の連合自治会を中心として、活力あるまちづくりを進めるため、自主防災、コミュニティ、環境美化など、多岐にわたる地域活動を果たしている。 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡機構等を含めた自治組織について、合併前そのまま引き継いでいたが、平成19年度より「区長会」「自治会」「公民館」の3つの組織に再編し、現在、そのあり方について再度検討を進めている。 ・地域審議会のほか、2年に1回全30地区において市政懇談会を実施し、地域からの意見を伺っている。 |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の問題や課題を地域住民が話し合い、責任を持って決定することで住みよい環境を築くことを目的に、当市では「住民自治組織」の結成を始めた「住民自治」を推進している。 ・「住民自治」については、平成22年に制定した「伊予市自治基本条例」にも市の重要施策として明確に位置づけ、自治支援センターの設置、住民自治支援補助事業の実施、地域おこし協力隊の導入ほか様々な支援を行っている。 |

| 市町名 | 地域コミュニティに関して動きのある事例 |
|-------|--|
| 四国中央市 | ・平成25年6月に策定された地域コミュニティ基本計画に基づき、平成26年度より地域コミュニティ活性化事業を実施することになった。今年度は3つのモデル地区において、地区コミュニティ協議会を設立し、地区コミュニティ計画を策定し、活性化事業を実施する予定。 |
| 西予市 | ・各公民館では地域づくり交付金の地域自治組織での活動を様々な面からサポートしている。 地域に温度差はあるが、自分たちの地域は自分たちで活性化に取り組んでいる。 ・各地区に環境委員を設置し、意見を聞くように努めた。 ・地域づくり交付金の創設により、地域自治組織での自主的な活動計画。 平成23年度4月から本庁・支所方式に組織機構が再編されることに伴い、懸念されていたコミュニティ振興に関しては市内において分権の動きが必要と判断し、せいよ地域づくり交付金による自主・自立の地域づくりを実施した。市内27小学校区を単位に地域づくり組織を設置し、地域づくり組織の同意により自由に活用できる「交付金」を交付し、「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本理念に協働によるまちづくりを推進している。 |
| 東温市 | ・合併前の自治会組織は、規模や組織内部の構成に違いがあり、住民による自助・自立、或いは住民自治の推進が難しい状況にあったため、組組織と区(自治会)組織を統一し、年3回程度区長連絡会を開催し、市の制度や施策について研修するほか、地区相互の情報交換を行い地区の活性化に努めている。 ・公民館組織、保健衛生組織を統合統一した。 ・自主防災組織も地域のつながりを重視した活動が行えるよう各自治会組織を単位として結成した。 |
| 上島町 | ・自治会制度を導入し、各地区長と町との懇談会を実施 |
| 久万高原町 | ・各自治会とも自主防災組織の設立(組織率100%) |
| 砥部町 | ・地域審議会(広田地域)の設置。 ・「元気・ひろた」を考える会の発足。 |
| 内子町 | ・「自らの地域は自らが創り育てる」を基本理念とした旧内子町の自治会制度を全町に広めるとともに、各自治会では、10年後を見据えた地域づくり計画書を策定し、計画的かつ住民と行政が協働してとり組むシステムを構築した。また、計画書に基づいて行われる地域づくり事業に対しては、補助率や上限を定め町単独による地域づくり事業費補助金を交付し、住民自治の意識を高めつつ、活力ある地域づくりに取り組んだ。 ・住民の声をまとめる取組としては、自治会、自治センターごとに「地域づくり懇談会」を開催し、住民と行政が膝を付き合わせた懇談の場を毎年実施しており、従来の陳情行政からの脱却と、自らの創意工夫、自ら汗をかく住民活動の活性化を図る取組である。 |
| 伊方町 | ・住民の防災意識の向上と地震やその他の災害による被害の防止、軽減を図ることを目的に町内全地区に自主防災組織を設立し、防災訓練等を実施。 ・各行政区の自治活動の活性化を図り、集落機能の再生と自立を促進することを目的とした自治活動の事業に要した経費の一部について、町が補助を実施。 |
| 鬼北町 | ・防災意識の向上及び専門係の設置により、自治防災組織の組織率が向上した。 ・定住促進として分譲地整備を行ったことにより、新たな区(鬼北の里)が設置された。 |
| 愛南町 | ・近年では住民自ら活動する組織として、愛南小児医療を考える会が設立され、活動を行っている。 ・自治組織については、既存の地区単位で活動しており、新たな自治組織を設立する動きはない。 ※活動助成 地区(行政区)を対象…地域振興費 地域づくり活動団体等を対象…わが里づくり事業、人材育成事業 |

10 公共施設の整備統合等について

・業務効率化や経費節減の観点から、公共施設の重複整備の解消や合併後生じた空きスペースの活用などに取り組んでいる。

| 市町名 | 取組事例 |
|------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧北条市役所は北条支所となったが、2・3階の空きスペースを活用し、愛媛県後期高齢者医療広域連合事務所として利用している。 ・旧中島町役場は中島支所となったが、空きスペースを活用し、公営企業局、市保健センターの分室事務所を置いている。さらに、平成26年度に支所の耐震改修を行った後、中島地区社会福祉協議会、シルバー人材センター中島支所、包括支援センター中島を集約し、市民の利便性の向上と一層の福祉の連携強化を図ることとしている。 ・合併により焼却施設数が4施設となったが、ごみの分別区分の見直し、焼却施設での事業系一般廃棄物の受け入れ態勢の厳格化に伴い、可燃ごみの排出量が抑制できたため、北条地域及び中島地域の焼却施設を休止した。また、北条クリーンセンター・中島町環境衛生センターの運転を休止し、北条地域及び中島地域のし尿を松山衛生事務組合立浄化センターに運搬して処理することなどにより、経費の縮減を図った。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併により市内に6つのし尿処理施設を有していたが、平成20年度までに2施設は他の施設に統合し、現在4施設となっている。これらをすべてを統合する新たな汚泥再生処理センターを平成27年度の本格稼働に向けて建設している。 ・合併により市内に4つのごみ処理施設施設を有していたが、これらをすべてを統合する新たなごみ処理施設を平成30年度の供用開始に向けて建設している。 ・今治市学校適正配置基本方針等に基づき、合併後、小規模校の統合を順次進めている。 (市立小中学校 合併時 52校 → H26.4.1 46校 → H27.4.1 41校) ・合併時に32あった市立保育所が、閉園・統合等により23になった。 ・現在「公の施設のあり方方針」を策定し、複合化・集約化による総量削減に取り組んでいる。 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央学校給食センターの整備後、旧津島町の一部中学校へ配送先を拡大。 ・吉田支所・公民館の統合整備により、空いたスペースを多目的広場として活用する予定。 ・学校跡地利用検討委員会を立ち上げ、廃校となり利用がされていない学校跡地の有効活用を検討。 ・ごみ焼却施設の統合。(吉田町アマドックと津島町クリーンセンターを廃止し、宇和島環境センターへごみを搬入することとした。) ・津島斎場を廃止。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・給食センターを統合新設し、旧給食センターについては、地元水産物の付加価値向上及び水産業振興のため、水産加工センターとして民間に貸付を行っている。 ・合併に起因するものではないが、合併後において未利用公共施設の有効利用のため、廃校となった空校舎への企業誘致、住民福祉の向上(地域行事・集会場所)を目的とした旧教員住宅・旧保育施設を施設所在地へへの貸付を行っている。 ・旧市町類似施設である八幡浜市民会館は、老朽化や利用者の著しい減少の状況もあることから、現在、市民の意見を踏まえ、施設を廃止し、保内町文化会館へ機能統合する方向で検討している。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市総合福祉センター別子山分館内に別子山診療所を開設(平成15年) ・別子山地域内の小中学校を合同校舎とするため、別子中学校を耐震補強し、別子小中学校とし、別子小学校を取り壊した。(平成22年度) ・別子山地域内の成、瀬場、肉渕の消防団詰所を統合し、別子小中学校敷地内に新築移転を行った。(平成25年度) |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・丹原総合支所を改修整備し、空きスペースを有効活用し、旧丹原町になかった図書館として利用 ・小松総合支所を改修整備し、空きスペースにシルバー人材センターが移転入居 ・一般廃棄物最終処分場の統合整備(小松、西条) ・旧大町公民館をウイングサポートセンターとして再整備 ・旧青少年育成センターをスポーツコミュニティセンターとして再整備 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館分館を支所内に移転し、施設管理の効率化、住民サービスの向上を図った。 ・老朽化の進んでいた給食センターを統合新設した。 ・小学校統廃合計画に基づき小学校の統廃合を行った。 |

| 市町名 | 取組事例 |
|-------|--|
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な給食を市内の児童・生徒に提供するため、老朽化が著しい単独調理場5施設と給食センター2施設を1センターに統合する給食センター整備事業を実施。(平成28年9月供用開始予定) ・現在の図書館・公民館敷地に、近代的で利用のしやすい複合施設(図書館・文化ホール・中央公民館)を建設するため、設計・管理運営に関する市民ワークショップを実施。(平成30年度完成予定) ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組む予定。(平成27年1月以降) |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した文化ホール2館(川之江、伊予三島)を統合し、新市民文化ホールを建設 ・文化ホール跡地には消防防災センターを建設し、消防本部や建設部門を集約 ・市民プールの統廃合 ・消防署(土居分署、三島分署)を廃止し、他の施設へ統合・併設 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・西予市役所本庁舎建設。特別養護老人ホーム等高齢福祉施設の民営化。 ・小中学校の耐久耐震化改修工事、小学校再編に伴う統合拠点校の改築工事、閉校となった小学校の跡地利用(下泊小学校→下泊診療所) ・市内の公民館を対象に耐震診断の必要性のある館を調査し、耐震診断の実施、必要に応じて耐震改修工事を実施予定。 ・現在、西部衛生センターと東部衛生センターの老朽化により両施設を廃止し、西予市衛生センター建設事業を進めている。(汚泥再生処理センター建設) ・市内の公共交通路線の再編を行いながら、地域の実情にあった生活交通バス路線を確保し、維持していく取り組みの実施 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併前から無駄な施設整備を実施しない方向で検討が行われ、施設の老朽化による施設整備を行う場合も、新市として統合型の施設を整備するように努めている。 ・一部事務組合の消防組織を東温市消防本部及び東温市消防署として発足し消防庁舎を改築した。 ・図書館、総合運動公園、公民館等の公共施設の相互利用拡充を図った。 ・本来の目的に利用されなくなった施設の空きスペースを有効活用化するため、公文書の保管庫として利用している。 ・合併後に生じた空きスペースや土地についても、使用貸借や売却の方向で対応しているが、現在も解消されていない。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・生名中学校を廃校し、弓削中学校に統合 ・生名中学校跡地に特別養護老人ホーム海光園を建築 ・生名庁舎2階の空きスペースを商工会事務所として貸与 ・弓削クリーンセンターで可燃物を処理し、岩城クリーンセンターでビン・缶類を処理 |
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・面河、美川、柳谷の各支所の空きスペースに公共または公共的団体(消防署支所 森林組合)の事務所を置いた。 ・国民宿舎やふるさと旅行村などの観光施設を中心に、指定管理制度の導入を積極的に行った。 |
| 松前町 | 特になし |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼保の一元化による行政の効率化。 ・中学校の統廃合に伴う、校舎撤去後のグランド等としての利用。 ・地区公民館建替に伴う、施設撤去後の駐車場としての利用。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧五十崎町庁舎を本庁、旧内子町庁舎を分庁、旧小田町庁舎を小田支所とし、活用を図っている。 ・旧内子町・旧五十崎町両町の一部事務組合で運営していた老朽化した火葬場を廃止し、旧小田町の斎場「藤華苑」を全町で利用することとした。 ・小田支所の庁舎老朽化に合わせて、公共施設(元森林組合事務所)有効活用のために移転した。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町が所有する遊休地(又は遊休施設)を有効に活用し、町の均衡ある発展と町民福祉の向上に資するため、伊方町遊休地活用検討委員会を平成19年に設置し検討。(財産処分(売却)1件) ・役場支所の空きスペースを、NPO法人と商工会による有効活用 ・教職員住宅を所管替えし、町営住宅として活用 ・学校及び保育所の統廃合 |
| 松野町 | 特になし |

| 市町名 | 取組事例 |
|-----|---|
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の一元化を実施した。 ・旧日吉村庁舎の議場については合併により空きスペースとなったため、地域伝統芸能の練習や講演会会場、また映画の上映等、地域の住民が気軽に利用できる「小ホール」に改修を行い、有効活用を図っている。 ・旧日吉村庁舎の電算室が合併により空きスペースとなったため、光ファイバー整備時の拠点として活用を行った。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターを新設し学校給食センターを統合、西海支所の空スペースに愛媛大学南予水産研究センター・郵便局を配置、休校となった小学校に幼稚園を移転また同敷地内に養護老人ホームを移転、休校となった小学校を地場産業の研究施設として開設 |

1.1 組織機構の充実について

・合併に伴い、全市町において組織機構を充実(部・局・課・係・班の新設や増員など)させており、特に危機管理担当課をはじめとする総務・企画分野の強化が多い。
 ・今治市の「海事都市推進室」や新居浜市の「別子銅山文化遺産課」などのように、独自の施策を推進するために新設した課もある。

新設・増員した組織(市)

| 市町名 | 名称 | 分野 | 市町名 | 名称 | 分野 | |
|----------------|-------------|---------|----------|-----------|-----------|---|
| 松山市 | 技術管理課 | ① | 西条市 | 市民安全部 | ① | |
| | 市場管理課 | ③ | | 施設管理部 | ① | |
| | 子育て支援課 | ② | | 国土調査課 | ⑤ | |
| | 保育課 | ② | | 林業課 | ③ | |
| | スポーツ振興課 | ① | | 農業革新都市推進室 | ③ | |
| | 健康づくり推進課 | ② | | 建築審査課 | ⑤ | |
| | 保健予防課 | ② | | 国保医療課 | ② | |
| | 子育て支援相談室 | ② | | 包括支援係 | ② | |
| | 教育相談室 | ④ | | 地域医療係 | ② | |
| | 市民相談課 | ⑦ | | 物産係 | ③ | |
| | 情報システム統括官付 | ① | 発達支援係 | ② | | |
| | 都市ブランド戦略課 | ① | 大洲市 | 危機管理課 | ① | |
| | 生活福祉総務課 | ② | | 人権啓発課 | ⑧ | |
| | 生活福祉業務第1課 | ② | | 行政改革推進係 | ⑨ | |
| | 生活福祉業務第2課 | ② | | 工事検査官 | ⑤ | |
| | 危機管理担当部長付 | ① | | 産業振興課 | ③ | |
| | 国体推進課 | ① | 伊予市 | 未来づくり戦略室 | ① | |
| | 文化・スポーツ振興課 | ①・④ | | 危機管理課 | ① | |
| | タウンミーティング課 | ⑦ | | 庁舎建設課 | ⑨ | |
| | 都市デザイン課 | ⑤ | | 子育て支援課 | ② | |
| 観光・国際交流課 | ③ | 経済雇用戦略課 | | ③ | | |
| 保育・幼稚園課 | ②・④ | ブランド推進課 | | ③ | | |
| 子ども総合相談センター事務所 | ②・④ | 四国中央市 | 経営企画課 | ① | | |
| 今治市 | 行政経営室 | | ① | こども課 | ② | |
| | 子育て支援課 | | ② | 発達支援室 | ② | |
| | 海事都市推進室 | | ③ | 産業支援課 | ③ | |
| | 中心市街地活性化推進室 | | ③ | 企業立地支援室 | ③ | |
| | 地域振興局 | | ⑨ | 港湾振興室 | ⑤ | |
| | 環境政策課 | | ⑥ | 国体推進課 | ④ | |
| | 防災危機管理課 | | ① | 安全・危機管理課 | ① | |
| | 債権管理室 | | ① | 西予市 | 総務部、企画財務部 | ① |
| | いまばりブランド推進室 | | ③ | | 経済振興課 | ③ |
| 宇和島市 | 危機管理課 | ① | 監査委員事務局 | | ⑨ | |
| | 産業未来創造室 | ③ | 下水道課 | | ⑤ | |
| | 国体推進課 | ① | 監理用地課 | | ① | |
| | 再生エネルギー対策室 | ⑥ | 工事検査監 | | ⑤ | |
| | 技術管理室 | ⑤ | 人権対策室 | | ⑧ | |
| | コミュニティ推進係 | ⑧ | 健康づくり推進課 | | ② | |
| 八幡浜市 | 政策推進課 | ① | 環境衛生課 | | ⑥ | |
| | 危機管理・原子力対策室 | ① | 危機管理課 | | ① | |
| | 医療対策課 | ⑨ | 文化体育振興課 | ④ | | |
| | 契約検査室 | ① | 林業課 | ③ | | |
| | 債権管理室 | ① | 東温市 | 危機管理室 | ① | |
| | 都市デザイン室 | ⑤ | | 子育て支援室 | ② | |
| 新居浜市 | 防災安全課 | ① | | 産業創出課 | ③ | |
| | 別子銅山文化遺産課 | ① | | 新エネ推進室 | ⑥ | |
| | 発達支援課 | ④ | | | | |
| | 債権管理対策室 | ① | | | | |

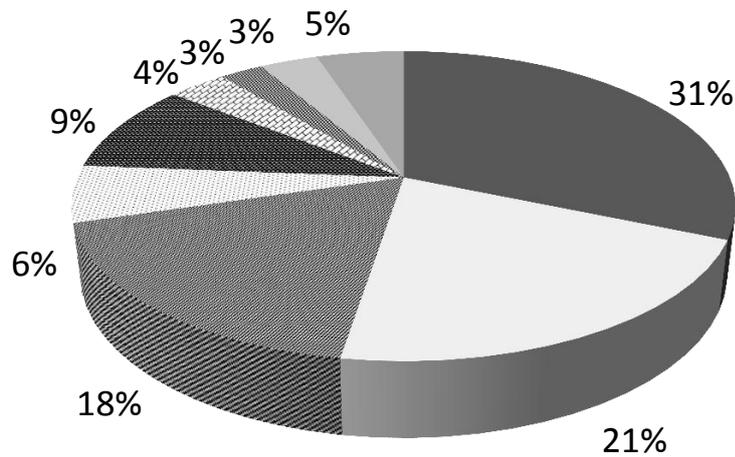
新設・増員した組織(町)

| 市町名 | 名 称 | 分野 | 市町名 | 名 称 | 分野 |
|-------|------------|------------|-------|------------|----|
| 上島町 | 発達支援センター | ② | 鬼北町 | 危機管理係 | ① |
| | 技術監理室 | ⑤ | | 町立病院係 | ② |
| 久万高原町 | 危機管理室 | ① | | 管財係 | ① |
| 砥部町 | 行政改革推進室 | ① | | 地域包括支援センター | ② |
| 内子町 | 危機管理班 | ① | | 農業支援センター | ③ |
| | 政策調整班 | ① | 国体推進室 | ④ | |
| | 地域包括支援センター | ② | 愛南町 | 企画財政課 | ① |
| | 農村支援センター | ③ | | 財産管理課 | ⑨ |
| | 景観行政係 | ⑤ | | 水産振興室 | ③ |
| | 環境政策室 | ⑥ | | 農業支援センター | ③ |
| | 伊方町 | 自治センター常勤館長 | ⑦ | 人権啓発室 | ⑧ |
| 保健介護課 | | ② | 防災対策課 | ① | |
| | 収納管理室 | ① | | | |

分野別内訳

| 番号 | 分野 | 件数 | 割合 |
|----|-----------|-----|--------|
| ① | 総務・企画 | 37 | 31.4% |
| ② | 保健・福祉 | 25 | 21.2% |
| ③ | 産業振興 | 21 | 17.8% |
| ④ | 教育文化 | 7 | 5.9% |
| ⑤ | 都市計画・建設 | 11 | 9.3% |
| ⑥ | 環境・衛生 | 4 | 3.4% |
| ⑦ | 住民協働 | 3 | 2.5% |
| ⑧ | 男女共同参画・人権 | 4 | 3.4% |
| ⑨ | その他 | 6 | 5.1% |
| - | 合計 | 118 | 100.0% |

分野別の割合(組織機構の充実)



| | | |
|-----------|---------------|-----------|
| ■ ① 総務・企画 | ■ ② 保健・福祉 | ▨ ③ 産業振興 |
| ∴ ④ 教育文化 | ▣ ⑤ 都市計画・建設 | ▷ ⑥ 環境・衛生 |
| ⊠ ⑦ 住民協働 | ■ ⑧ 男女共同参画・人権 | ■ ⑨ その他 |

12 合併による地域のイメージアップ・地域の活性化の例について

・合併市町においては、広域化により観光資源や農林水産資源が豊富になったことで、ブランド化や一体的な情報発信が可能となり、それぞれ工夫してイメージアップと地域活性化に取り組んでいる。

【主な事例】

- ・農林水産物及び加工品を「まつやま農林水産物ブランド」として認定することにより、柑橘産地としての知名度向上と本市のイメージアップに寄与。
- ・肱川（龍馬脱藩等）を活用したイベント等、全市的で面的な観光PRを実施。
- ・合併して新たな町名が「鬼北町」となり、全国唯一「鬼」の付く自治体として「鬼」をテーマとした町づくりを推進。

| 市町名 | 合併による地域のイメージアップや活性化の事例 |
|------|---|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習を通じた人間力育成事業「立岩ダッシュ村」と「なかじま元気村」を、旧北条市の立岩と旧中島町の中島および周辺離島で、平成21年度から実施しており、旧松山市内の小中学生と地域との交流が図られ、地域のイメージアップや活性化にも寄与している。 ・市内の団体や個人を対象とする「文化財めぐり」を実施し、旧北条市、旧中島町を含めた地域の文化財を網羅的に学習する機会を設けている。 ・修学教育旅行による集客交流人口の拡大を目指す中で、広島市からのチャーター船を利用して中島地域に寄港する動線の確保や、島しょ部の地域資源を活用した修学教育の体験メニューが創設されるなど、新たな島の振興策への取り組みが始まっている。 ・本市では平成18年度から、高品質で安全・安心であることに加え、生産者の商品に対する「想い」が強く込められた松山産の農林水産物及び加工品を「まつやま農林水産物ブランド」として認定しており、現在の認定8品目のうち、「瀬戸内の銀鱈煮干し」は旧北条市の会社が生産、「ほっちゃん島あわび」は旧中島町が生産者が生産している。その他のブランド品についても、「カラマンダリン」、「紅まどんな」、「せとか」などの柑橘は、その生産量の多くが旧中島町域であるほか、「松山長なす」、「松山一寸そらまめ」は旧北条市域で多く生産されており、地域の農水産業の活性化が図られている。また、主要な農産物である柑橘類をブランド認定し、県内外に向けてPRや販売促進を図ることにより、柑橘産地としての知名度向上につながるなど、市町村合併によって、柑橘をはじめ多くの農林水産物がブランド化され、本市のイメージアップに寄与している。 ・中島地域を含む島しょ部住民が主体となって、「まつやま里島ツーリズム連絡協議会」を設立し、平成22年度に開催された「松山島博覧会」で生まれた体験メニュー等を継続して充実させるなど、島の「体験」「文化」「食」等を活かして地域間交流を促進することにより、島しょ部の持続的な発展と活性化に取り組んでいる。 ・平成25年3月に策定された風早レトロタウン構想を具現化するため、北条地域の地元が主体となった「風早活性化協議会」が立ち上がり、地域資源の活用や交流促進、環境整備等について協議実践するなど、地域の活性化に取り組んでいる。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・海事都市構想：合併により海事関連産業の一大集積地となった特徴を生かした施策推進 ・マイ保育園等、独自の子育て施策による「子どもがまん中」のまちづくり ・しまなみ海道を軸とした体験型観光地としてのイメージアップ ・多彩な歴史文化遺産を生かした観光・交流促進による活性化 ・地域づくり団体等の広域的な交流促進による活性化 ・今治タオルブランドの確立や「バリィさん」「焼豚玉子飯」など地域ブランディングの推進 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・柑橘、米、野菜など旧市町の地域で異なる特産品を結集することにより、地域のイメージアップにつながっている。また、各地域の特産品を市内の道の駅や直売所（きさいや広場、道の駅みま、津島やすらぎの里など）で一堂に販売することで、地域の活性化につながっている。 ・合併により、施設やイベント、特産品など合併市町の魅力ある観光資源等が集約したことに伴い、その代表的な観光媒体等の増加によって全国に向けたPRがしやすくなっている。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光・地域活動施設、海産物直売所、産直・物産販売・飲食施設を備えた交流拠点「八幡浜みなと」の整備 ・八幡浜ちゃんぽんを通じた町おこし ・市民提案型まちづくり事業補助金制度（市民団体等が自主的、主体的に実施する魅力あるまちづくり活動等に対する補助）の創設 |

| 市町名 | 合併による地域のイメージアップや活性化の事例 |
|-------|---|
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光ルートである別子翠波観光客の増加に合わせて、別子・翠波はな街道トイレ整備事業として公衆トイレ等の整備を行い、休憩地としての役割や、東平、赤石山系への登山者への公衆トイレとしての利便性を図ることができ、当地域への集客力の向上が図られた。 ・我が国の近代化に携わった人々の歴史、精神の伝承・発信など近代化産業遺産の活用や未来への継承を推進するため、合併後の平成16年4月に「産業遺産活用室」を設置し、産業遺産シンポジウム「別子の山から四阪の島へ」(平成17年8月6日)の開催や産業遺産説明板20箇所の設置など、近代化産業遺産情報発信事業等に取り組んできた。 ・更に、平成19年4月には、プロジェクト室であった「産業遺産活用室」を「別子銅山文化遺産課」に改め、まずは別子銅山遺産の重要文化財の実現に向け遺産群の総合調査、保存活用等に取り組んでおり、国の登録有形文化財として、平成17年度は「遠登志橋」、平成21年度には「旧端出場水力発電所」、「旧山根製錬所煙突」など7件が合併後に登録されている。 ・また、情報発信事業として、平成20年度「金・銀・銅サミット」、平成25年度には「NHK大阪別子銅山パネル展」を開催するほか、「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施してきた。平成20年度に「あかがね基金」を設立し継続的な産業遺産の保存活用・維持管理を図っている。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要農産物(水稲、裸麦、大豆、ほうれん草、ねぎ、いちご、レタス、メロン、柿、梅など)や工業製品の出荷額が県内一となるなど、産業基盤が飛躍的に向上するとともに、新市のグレードがアップした。 ・JR西条駅前に観光の拠点となる観光交流センターを整備し、市内の特産品の販売を行うなど、隣接する鉄道文化館等の観光施設の整備とあわせて、集客力や知名度の向上が図られた。 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会のように全市的な交流機会の増加 ・肱川(龍馬脱藩等)を活用したイベント等、全市的で面的な観光PR ・しいたけ、栗など有数の産地としてのブランド化・情報発信 |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興・発展、後継者の育成を目的に、食と食文化をテーマとする「伊豫國あじの郷」づくりを進めている。 ・市内各地域の観光・歴史・文化情報を取りまとめた「い〜よ ぐるっと88」を発刊し、地域資源を活かした魅力ある地域づくりに努めた。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・「紙どころ」として地場産業のイメージアップ(パルプ・紙・紙加工品の出荷額が合併以降8年連続で日本一) ・「霧の森大福」人気による新宮地域(霧の森。霧の森交湯〜館)の活性化 ・書道パフォーマンス甲子園(紙産業と文化) |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各町消防団の統合にともない、新服制基準による活動服や装備品の強化と統一を図った。 ・旧町単位で実施していた成人式を一本化。 ・イメージキャラクター「せい坊」の誕生により市民からの親しみやすさが上昇した。また、対外的にも広くPRできるようになった。 ・乳製品を生産販売している「ホワイトファーム(旧野村町)」とみかんジュースの売り上げを伸ばす「あけはまシーサイドサンパーク(旧明浜町)」が連携し、みかんソースがかかったアイスクリームを商品化した。 ・四国西予ジオパークとして認定を受ける。 ・イメージキャラクター『せい坊』、ジオパーク、国体誘致、多彩な文化活動・文化遺産、卯之町町並み(重伝建)、どんぶり館、せいよ部マネージャー |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛大学との連携協定に基づき、「小さくてもきらりと光る、住んでみたい、住んでよかったまち」を目指し、愛媛大学医学部、同附属病院と連携して救急医療、健康づくり等を推進している。 ・愛媛大学との連携は上記以外にも環境対策、産業振興等、様々な分野で連携を強化し地域力向上に努めている。 ・ふるさとの題材をミュージカルにして通年上演する「坊っちゃん劇場」を核とした文化あふれる市としてPRしている。 ・地球と共生する快適な生活環境先進自治体として先進的環境政策を導入(太陽光発電システム・ペレットストーブ等) ・産業振興に関する専門部署の設置により、企業誘致・観光を推進している。 ・「どぶろく特区」の指定による新たなプランを開発し、市内外に情報の積極的な発信に努めている。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・かみじま音楽祭の実施…音楽を通じて発信と町内の一体化を図るために実施。 ・こども離島体験事業の実施…町内外の小中学生による体験キャンプ。 ・出会いふれあい事業…町内在住の男性と町外の女性による出会い交流ツアー ・定住促進事業…農水産業体験を通じて島暮らしの理解を深めるために実施。 |
| 久万高原町 | <p>石鎚山や面河渓谷、四国カルストなどに代表される雄大な自然のイメージに、久万美術館や天体観測館、山岳博物館などの文化的なイメージが合わさり、久万高原という新たなブランドが出来上がりつつあり、イメージアップにつながっている。</p> |

| 市町名 | 合併による地域のイメージアップや活性化の事例 |
|-----|--|
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道33号、379号沿線の地域資源53ポイントを選定しスタンプラリーを実施。 ・11月には町内全域で各種イベントが行われ、民間企業、地域づくり団体との連携を図っている。 ・平成20年2月に、シンボルタワーが完成し、同年11月には日本風景街道にも登録した。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・変化に富んだ小田川流域3町の合併により、町の将来像を「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」とし、それぞれの持つ景観や文化を最大限に生かしたまちづくりを目指しながらイメージアップを図っている。 ・町のキャッチフレーズを「エコロジータウン内子」とし、環境基本計画に沿い、バイオマスエネルギーの活用や近自然河川工法の推進、環境自治体スタンダードLAS-Eの取り組み、学校や地域での環境学習会など、全国でも先進的な取組を行っている。 ・従来から景観に配慮したまちづくりを行ってきた歴史を継承し、景観行政団体として景観まちづくり計画を定め、歴史的な町並みや歴史ある農村景観と調和のとれた落ち着いた美しさのある美しいまちづくりを行っている。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐田岬半島一体の自然に優しいクリーンエネルギー風力発電事業の取組み ・広域で実施不可能になった佐田岬メロディー駅伝競争大会の単独町開催 ・NPO法人(佐田岬ツーリズム協会)の設立によるツーリズム事業への取り組みがスタート |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併して新たな町名が「鬼北町」となり、全国唯一「鬼」の付く自治体として「鬼」をテーマとした町づくりを推進している。 ・道の駅、成川休養センター、農業公社等が連携し、観光イベント等の効率化を図っている。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛南の名称をつけた「愛南びやびやかつお」「愛南ゴールド」等、地元特産品を創出。 ・旧町村の観光資源を活用し、多様な観光情報の発信。 |

13 公共的団体の統合等の状況について

・基本的に統合がなされている。

| 市町名 | 合併日 | 各種団体統合日 | | | | |
|-------|----------|---------|---------|--|---------|---------|
| | | 消防団 | 社会福祉協議会 | 商工会議所 ・商工会 | 観光協会 | 体育協会 |
| 松山市 | H17.1.1 | 17.1.1 | 17.1.1 | ※1、2 | ※4 | ※7 |
| 今治市 | H17.1.16 | 17.1.16 | 17.1.16 | ※1、2 陸地部商工会 19.4.1 島嶼部商工会 20.4.1 | 17.5.28 | 17.5.30 |
| 宇和島市 | H17.8.1 | 17.8.1 | 17.8.1 | ※1、2 吉田三間商工会 20.4.1 | 20.3.14 | 18.5.15 |
| 八幡浜市 | H17.3.28 | 17.3.28 | 17.3.28 | ※1 | 18.4.1 | 17.3.28 |
| 新居浜市 | H15.4.1 | 15.4.1 | 15.4.1 | ※3 | ※5 | ※8 |
| 西条市 | H16.11.1 | 16.11.1 | 16.11.1 | ※1 商工会議所 19.11.1 商工会 19.11.1 | 17.11.1 | 17.11.1 |
| 大洲市 | H17.1.11 | 17.1.11 | 17.1.11 | ※1、2 | 20.4.1 | 20.4.24 |
| 伊予市 | H17.4.1 | 17.4.1 | 17.4.1 | ※1 商工会 20.4.1 | 20.4.1 | 18.4.1 |
| 四国中央市 | H16.4.1 | 20.4.1 | 16.4.1 | ※1 商工会議所 20.4.1 | 16.4.1 | 18.4.14 |
| 西予市 | H16.4.1 | 16.4.1 | 16.4.1 | 18.4.1 | 16.10.8 | 16.4.30 |
| 東温市 | H16.9.21 | 16.9.21 | 18.4.1 | 18.4.1 | 17.9.15 | 17.4.14 |
| 上島町 | H16.10.1 | 16.10.1 | 16.10.1 | 18.4.2 | 18.9.30 | 16.10.1 |
| 久万高原町 | H16.8.1 | 16.8.1 | 16.8.1 | 17.4.1 | ※5 | ※8 |
| 砥部町 | H17.1.1 | 17.1.1 | 17.1.1 | 17.4.1 | 17.1.1 | 17.1.1 |
| 内子町 | H17.1.1 | 17.1.1 | 17.1.1 | 19.4.1 | 18.2.28 | 17.1.1 |
| 伊方町 | H17.4.1 | 17.4.1 | 17.4.1 | 19.4.2 | 18.6.22 | 17.4.1 |
| 鬼北町 | H17.1.1 | 17.1.1 | 17.1.1 | 19.4.1 | 協会なし | 17.5.20 |
| 愛南町 | H16.10.1 | 16.10.1 | 16.10.1 | 18.4.1 | ※6 | 16.10.1 |

(その他)

| 市町名 | 合併日 | 各種団体 | 統合期日 |
|-------|---------|------------|---------|
| 四国中央市 | H16.4.1 | シルバー人材センター | H16.4.1 |

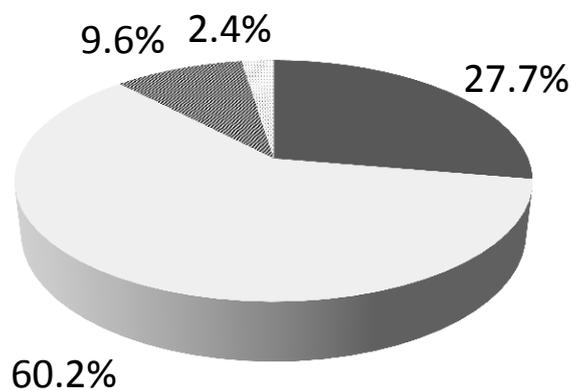
| 団体 | 結合の状況 |
|---------------|--|
| 消防団 | 全団体に統合済み |
| 社会福祉協議会 | 全団体に統合済み |
| 商工会議所 ・商工会 | 全団体に統合済み (商工会議所同士・商工会同士) ※1 商工会議所と商工会が併存 ※2 複数商工会が併存しているが、 離島等で地理的に分断されている ※3 合併前から1市にしか商工会議所がない |
| 観光協会 | 13団体に統合済み ※4(松山市) 合併時に旧北条市・旧中島町の協会は解散 ※5(新居浜市、久万高原町) 合併前から1市町にしか協会がない ※6(愛南町) 合併前から合併市町村全域での協会 |
| 体育協会 | 15団体に統合済み ※7(松山市) 合併時に旧北条市・旧中島町の協会は解散 ※8(新居浜市、久万高原町) 合併前から1市町にしか協会がない |

1.4 旧市町村の振興に力を入れた事業について

・合併の課題として挙げられる旧市町村に関することに対し、合併市町では以下の事業に取り組んでおり、主に施設整備に関する事業において旧市町村の振興が図られている。

| 記号 | 説明 | 事業数 | 割合 |
|----|-----------------|-----|--------|
| A | 地域振興・活性化等に関する事業 | 23 | 27.7% |
| B | 施設整備等に関する事業 | 50 | 60.2% |
| C | 道路整備等に関する事業 | 8 | 9.6% |
| D | 企業誘致等に関する事業 | 2 | 2.4% |
| - | 合計 | 83 | 100.0% |

旧市町村の振興に力を入れた事業



■ A 地域振興・活性化等に関する事業 □ B 施設整備等に関する事業
▨ C 道路整備等に関する事業 ▨ D 企業誘致等に関する事業

15 合併後の課題への対応について

① 役場が遠くなって不便になる

- ・旧役場を総合支所とし、住民の利便性を確保している。
- ・ワンストップサービスの提供等、支所で各種手続きが行えるよう配慮している。
- ・地域のイベント等に職員が積極的に参加・応援している。
- ・デマンドバスの運行やバス路線補助により、地域交通を確保している。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|---|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・支所を利用し、地元代表者との間で申請書や文書のやり取りを行っている。 ・水道料金の支払い等について、北条地域では委託業者の事務所を北条支所内に置くことによりサービスを維持している。中島地域においては、支所に職員を配置して対応している。 ・地元で開催される各種会合に、職員が積極的に出席している。 ・地理的条件や歴史的背景、住民サービスの激変緩和等を考慮し、北条支所と中島支所のみ、他の支所と組織や取扱事務を異なる規定としており、本庁まで来なくても諸手続きができるように配慮している。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICTネットワーク活用による住民サービス機能の維持 ・航路、バス路線運営補助による地域生活交通の確保 ・市内移動経費軽減のためのしまなみ海道通行料値下げ要請 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各支所にそれぞれの業務に関する窓口を設置し、相談・要望等の受け付けや現場対応を行っている。 ・事業説明会を支所及び公民館で開催しており、市民の負担を軽減している。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併前から設置している出張所を維持・継続している。 ・市民課窓口手続及び福祉手続等は、旧市町両庁舎で行える。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併により別子山村住民に対する住民サービスの低下をきたさないよう別子山支所を課の扱いとし、住民サービスを行ってきた。本庁までの距離等の関係もあり、住民サービスを維持していくため、現在も変更は行っていない。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所方式を採用することにより、窓口業務や地域に密着した行政機能は各総合支所において対応できる体制としており、また、地域のイベント等については、職員が参加・応援できる体制としている。加えて、今年度からは利便性の向上を図ることを目的に公民館において住民票等の発行を行うこととした。 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内各連絡所にて住民票の写し・印鑑登録証明・税証明の交付の取扱いを継続。 ・市民サービスセンターを整備し、土日も上記取扱いを実施。 |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併前の各役場庁舎(現地域事務所)に総合窓口を設置し、住民サービスが低下しないよう努めている。また、中山町佐礼谷及び双海町下灘に所在する旧役場支所を出張所として維持し、住民票の発行事務等を行っている。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各支所に市民窓口センターを設置し、ワンストップサービスの提供による利便性の向上を図った。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各支所に申請・受付等業務は残している。農業者年金の説明会は地区別説明会等を実施し、配慮している。 ・入札を本庁で行うため、業者の移動距離ができたが、電子入札導入により移動距離を解消する予定である。 ・各出先機関を結ぶ公共ネットワークの整備により、情報共有を図るとともに証明発行業務を各支所で対応可能としている。 ・公民館で住民票等の発行を行えるようにした。各支所には申請・受付等業務は残している。また本庁への簡易な文書の取り扱いは住民サービスとして対応している。 ・地域の健康課題に沿った活動を推進するため、保健師や栄養士各支所での対応を継続している。 ・支所等の窓口で基本的な用務は対応できる機能を維持している。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧川内町に支所を置き窓口業務の二元化を図り市民の利便向上に努め、併せて両地域を繋ぐ地域公共交通の確保に努めている。 ・旧川内町健康センターを東温市健康センターとして存続させている。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区のイベントや行事等で職員の人員が足りない場合は他支所から応援をしている。 |

| | |
|-------|---|
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・各支所とも4名の体制ではあるが、支所の存続。 ・各自治会に地域担当職員を割り当て、フォローにあたる。 ・税の申告は職員が地域に出向き受付を行う。 |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスのスピードアップ。 ・見守り体制の強化。 |
| 内子町 | 小田支所においては、住民の窓口として、住民福祉係以外にもある程度の専門的な分野の係を配置し対応にあたっている。また、町職員を地域づくり担当職員として委嘱、41自治会全てに3名ずつ配置し、地域づくり計画書の策定や地域づくり事業のサポートを行いながら、地域課題の解決を図る体制を整えている。 |
| 伊方町 | ・高齢者の移手段として、平成20年度よりデマンドバスの運行を開始。 |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバーを活用した告知端末、ホームページ、CATV等によって情報を周知している。 ・支所を設置し、支所でのワンストップサービス(支所機能の充実)に心がけている。 ・合併を契機に戸籍の電算化を行い、戸籍事務等(交付事務)の広域化(支所及び2つの公民館で実施)を図ることにより、不便さの解消に努めている。 |
| 愛南町 | ・旧町町村毎に支所を設置。また、各公民館で住民票の発行が行える環境を整えている。 |

②中心部だけがよくなり周辺部は寂れる

- ・事業実施に当たり、地域バランスを考慮している。
- ・移住促進、地域おこし協力隊の導入等、地域の活性化のための施策を展開している。
- ・自治会制度を導入し、地域の自治と自立を促進している。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|---|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・北条地域においては、風早海まつりなどを継続するとともに、新市北部地域のスポーツ活動拠点である北条スポーツセンターの整備のほか、平成25年3月に策定した風早レトロタウン構想の実現を目指し、地域住民や関係団体と行政が協働して地域振興に取り組んでいる。 ・中島地域においては、トライアスロン中島大会の継続や松山島博覧会(しまはく)の開催、住民が主体となって「しまはく」の取組を継続・充実させた里島めぐり事業の実施に加え、平成24年3月には愛ランド里島構想を策定して、農水産業の振興や定住促進、交流人口の拡大に取り組むなど、島しょ部の活性化と持続的な発展に向けた施策を展開している。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベントの存続や地域おこし協力隊の配置(島嶼部) ・がんばる地域支援事業の創設による支所地域の住民活動支援 ・定住促進のための移住交流事業の推進 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の導入や地域づくり活動に対する交付金制度の創設などにより、過疎・少子高齢化・集落対策等に取り組んでいる。 ・生活交通バス路線や離島航路の維持確保に努めている。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・1市1町で合併規模も小さく、また分庁方式を採用しており、合併により中心部だけがよくなり周辺部は寂れたということはないと考える。 ・周辺部は特に各地区の要望を聞きながら、主要道路へのアクセス整備のため道路改良を行ってきている。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・別子山地域住民の利便性確保及び別子山地域と市街地との一体性を図るため、別子山地域と市街地を結ぶ地域バスを設置し、継続している。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基盤整備事業(壬生川地区)、丹原・小松地区市街地整備事業の都市基盤整備の実施、楠浜北条線、柚ノ木線、小松総支所周辺整備等の道路網の整備、・ビバ・スポルティアSAIJO、丹原公民館、石根公民館等の公共施設の整備等地域バランスに配慮した資本整備を実施している。 ・東予総合支所に危機管理課及び農業土木課西部分室を配置し、西部地域における防災体制の強化と農業基盤整備の充実を図っている。 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規作物栽培実証 ・地域主体で行うまちづくり事業の支援(がんばるひと応援事業) |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域バランスを考慮した道路整備・河川改修・観光イベント実施・産業振興等に努めている。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の設置により、住民意見の反映を図った。 ・地域バランスを考慮した事業の実施。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・テレビの難視聴およびインターネット環境については、情報基盤の整備とケーブルテレビによるサービス提供により地域間格差の解消を行っている。 ・公民館は合併前と同様に配置し、地域のコミュニティの場として維持管理している。 ・各町ごとに保健推進員を設置し、町にあった保健推進員会を開催している。さらに、各町2名は代表保健推進員として、市長招集の協議会へ出席している。 ・行政機能は本庁へ集約されたが、特に理由のある施設を除き、公共施設については従前とほぼ同様の機能を維持している。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・過疎高齢化が著しい山間部、特に旧川内町区域の公共交通の維持に努めている。 ・地域バランスに配慮した事業配分に努めている。 ・過疎高齢化が進む地域の自治会組織の充実に努めている。 ・地域イントラネット整備による市内通信網の格差是正。防災行政無線周波数のデジタル化による統合整備事業を実施中である。また、地デジ共聴組合へ整備費の一部を支援した。 ・旧川内町の老朽化した町営住宅を、市営住宅として建て替えを行った。 ・両町の学校給食センターが老朽化したことに伴い、旧川内地区へ東温市学校給食センターを新たに建設した。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所・分庁方式のため、職員の極端な本庁集中はしない。 |

| | |
|-------|--|
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク制度の開始 ・移住定住窓口の設置 ・地域おこし協力隊員の募集 |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・「とべ陶街道五十三次」・「民話の里」めぐり事業。 ・周辺部への主要アクセス道路の整備。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会制度を導入し、合併により周辺部の地域活力が低下しないよう行政と協働する住民自治を促進している。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域バランスを考慮した公共施設の配置(老人福祉施設) ・町道清掃等の作業チームを設置し、年間通じて安全に利用可能な町道及び町施設の維持管理の徹底 |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・支所の設置を行っている。 ・財政事情の許す限り、周辺部施設の維持管理に努めている。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館主事を中心に、地域の活動支援を行う。また、地域の特性を活かしたイベントの開催により、交流人口の拡大に努めている。 |

③住民の声が届きにくくなる

- ・地域審議会、まちづくり懇談会等、住民との直接対話や住民の意見を聴くシステムの充実等により、住民の声を市町政に反映させている。
- ・各自治会に地域づくり担当職員を設置したり、理事者や職員が積極的にコミュニティ活動に参加することで、住民の声を聴いている。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングの開催や「わがまちメール」等により、地域住民からの意見や提言等が届きやすい環境整備を行っている。 ・農林土木分野の説明会等は合併前と変わらず、地元において行っている。 ・水道モニターを公募し、アンケート等を通して直接住民から意見を伺う機会を設けている。また、職員が各地区の小学校へ出向き、出前水道教室を開催している。 ・地元で開催される各種会合に、職員が積極的に出席している。 ・旧中島町域における消防関係業務に関しては、分団長会議等を通じて住民の意見集約を図っている。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会設置による地元要望機会の確保 ・「市長とわいわいトーク」による市政の取り組み説明及び意見交換機会の確保 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館単位でのタウンミーティングの開催。 ・本庁・各支所・各公民館に意見箱を設置。 ・自治会要望書の提出により、地域課題や要望箇所の確認を行い、回答書により対応。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館単位で、市長と直接対話・提案要望ができる市政懇談会(現・市長を囲む会)を通じて「住民の声」を行政に反映している。 ・旧市町の区域で地域審議会を設置し、市政に対する意見を聴取している。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・別子校区連合自治会として、年1回の市長を交えての校区懇談会や新居浜市内全域の連合自治会理事会など、地域課題等を伝える場所はある。 ・平成24年度まで地域審議会もあり、その会の中で別子山地区に関連する予算関係や事業の進捗状況の説明などを行ってきた。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見箱を市内の公共施設に設定して市民の声を聴取するようにしている。 ・市政懇談会や移動市長室を各地域で実施し、広く市民の意見、提言、要望等を聴取している |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市政懇談会(30地区)の実施(2年に1回) ・区長会長会の実施(年3回) ・地域審議会の開催 |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続、目安箱、タウンミーティング、市政懇談会、市民ワークショップ等様々な手段、手法を活用することにより市民の意見・ニーズの把握に努めている。 ・市内の各広報区を代表者で組織する広報区長会を定期的に行き、地域住民の意見集約を行っている。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市長が定期的に各地域を巡回し、住民との意見交換をおこなっている。 ・地区広報委員会を年2回各公民館単位で開催。 ・地域審議会の設置により、住民意見の反映を図った。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区に農業委員がいて、住民(農業者)の声は吸い上げている。 ・ホームページからの問い合わせにより住民の意見のくみ取りを実施。 ・公民館では区長会、団体連絡協議会等を実施し市民の声を集約する窓口的なことを実施している。 ・環境委員を各地区に設置し、意見等を聞くように努めた。 ・市政懇談会、市長と語る会など、住民や各種地域づくり活動組織が、市長はじめ幹部職員と直接意見交換する機会を設けている。 ・自治会を通じた地域の要望や意見を検討し、行政運営に反映している。 ・各町ごとに保健推進員を設置し、町にあった保健推進員会を開催している。さらに、各町2名は代表保健推進員として、市長招集の協議会へ出席している。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治組織を代表する区長で組織する区長会及び区長連絡会を開催し、地域住民の意見集約に務めている。 ・市民からは、意見箱やホームページにより意見を聴取をし、条例や計画の策定にあたっては、パブリックコメントや市民参加による審議会、委員会などで意見聴取をしている。 ・出前講座の開催をしている。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり懇談会を実施し、町長以下幹部職員が各地区を回り、住民の声を直接聞く場を設けている。 |

| | |
|-------|--|
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧町村ごとで理事者、全課長参加による自治会長会を毎年実施 ・旧町村ごとで理事者、全課長参加によるまちづくり懇談会を原則年一度開催 ・理事者、職員の地域行事への積極的な参加 |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に意見聴取用紙を折込む方法により、広く住民意見を聴く「とへの宝箱」の設置。 ・地域審議会の設置。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会制度をまちづくりの柱として位置づけ、各自治会に地域づくり担当職員3名を配置し、年に1回は地域づくり懇談会を開催しながら住民の声に耳を傾けている。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度、25年度に町政懇談会の実施(町長が出向きお集まりいただいた町民とまちづくりを主とした意見交換) ・各地区からの要望は、適宜区長及び各種団体から要望書により町へ提出していただき、迅速に処理し住民要望に答えている。 |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町長等と直接膝を交えて対話ができる「町づくり懇談会」を開催し、住民・地域・行政が一体となった協働の町づくりを推進している。 ・住民の意見が町の施策に反映されにくくなることがないよう、旧市町単位でそれぞれ地域審議会を毎年開催し、住民代表から様々な意見や提言を聞いている。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町政懇談会や地区要望により、意見・要望等の集約を図っている。 |

④地域の歴史、文化、伝統等が失われる

- ・地域のイベントや祭り等への財政的・人的支援を継続している。
- ・伝統文化伝承団体の活動に助成する等、伝統文化の保護・継承に努めている。
- ・歴史や文化を学習する機会を設けている。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・中島地域において、「中島トライアスロン」の継続や、地域資源を活用した体験メニュー等を展開する「里島めぐり」事業の運営を補助するとともに、北条地域では、「風早海まつり花火大会」や「鹿島まつり」への補助のほか、中世伊予の豪族河野氏の歴史保存継承の取組を北条ふるさと館で実施するなど、各地域固有の歴史、文化、伝統等の保護に取り組むとともに、これらの地域資源を活用した新たな観光の魅力創出を目指している。 ・文化財説明看板の設置や『俳句の里 松山』の刊行などにより、市内の文化遺産を幅広く紹介している。 ・市内の団体や個人を対象とする「文化財めぐり」を実施し、旧北条市、旧中島町を含めた地域の文化財を網羅的に学習する機会を設けている。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベントの存続や地域文化・伝統活動への支援継続 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・無形民俗文化財保存継承事業補助金を支出。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・明治の町並みが数多く残る保内地区に対して、施設の改修、案内看板設置、公衆トイレ・駐車場整備など観光客の利便性向上を図った。 ・旧市町双方、地域の文化歴史を継承・発信するボランティア団体が積極的に活動している。 ・伝統行事開催経費の補助を行っている。(観光協会) |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・近代化産業遺産の活用や未来への継承を推進するため、合併後に「産業遺産活用室」を設置し、現在も「別子銅山文化遺産課」として、銅山とともに栄えた歴史を活かしたまちづくりを進めている。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・十河信二、近藤篤山等地域の偉人の顕彰事業の実施、十河信二、五百亀記念館等文化施設の建設 ・永納山遺跡発掘調査事業の実施 ・地域の夏祭り等伝統行事に対する助成を継続実施 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・県事業(元気な集落づくり応援団マッチング事業)の活用の推進 ・地域主体で行うまちづくり事業の支援(がんばるひと応援事業) |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統文化伝承団体の活動に対して補助金を支出し、伝統文化の保護・継承に努めている。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の設置により、住民意見の反映を図った。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークを活用した取り組みを展開。 ・地域の良さを生かし、歴史、伝統文化活動を学級や学習会として開催。 ・それぞれの教育課を中心に文化財・伝統芸能等の保存伝承に努めている。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治活動や地域の文化・伝統を守る活動に対しての助成や発表機会設け、支援している。 ・市文化協会や地域団体との連携を強化するとともに、必要な補助金等を確保し、文化・伝統の伝承に努めている。 ・合併前に旧両町が実施していた文化活動等は、合併後も引き続き実施している。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域のイベントや祭り等は、統一ポスターの作成や広報誌への掲載により周知に務めている。 |
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の事業で、上黒岩遺跡に係るシンポジウムや町内に伝わる民話の書籍化、町歴史文化まちづくり便りを発行するなど地域の歴史、文化、伝統が失われることがないよう努めている。 |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・人的支援も含めて対応。(山村留学生の参加による地域伝統芸能の継続。) ・文化財(神輿)等整備にかかる、助成事業の活用。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・5つの自治センターを拠点とし、自治会等と協力しながら地域の歴史や文化、伝統行事等の保存・伝承等に努めている。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の活性化のために合併前から実施していたイベントを継続するための経費を助成 |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能後継者への技術習得支援を実施している。 ・合併を機に地域の歴史、文化、伝統等にスポットを当てた行事やイベント等を企画実施し、住民に地域を再認識してもらうとともに、イベントへの参加を呼び掛けている。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・わが里づくり事業により、活動費の助成を行う。 |

⑤サービス水準が低下し、または負担が重くなる

- ・水道施設の整備等、低い水準の住民サービスの引上げを図っている。
- ・出産祝金廃止による住民負担増の代替策として、医療・福祉サービスの公費負担を拡大した。
- ・旧市町村でしか実施していなかったサービスを新市町全域に拡充した。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・島しょ部に居住する住民が通院等を目的に航路を利用した場合に、船賃の一部を補助する「松山市島しょ部航路運賃助成事業」を創設し、負担の軽減を図っている。 ・松山市内に高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを10カ所設置しているが、北条や中島地域にも設置している。 ・北条地域及び中島地域において水道施設の整備等を重点的に行っている。 ・島しょ部の消防救急体制の充実を図るため、消防ポンプ自動車や消防救急艇の整備を行っている。 ・日常的な住民サービスに直接関わりのあるものについては、合併後も、旧市役所・町役場であった支所に機能を残して対応している。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育や一時保育、土曜午後保育等の実施による保育時間の充実 ・障害者支援や保健事業のための専門職員の配置 ・上下水道料金の統一による負担の均一化 |
| 宇和島市 | 特になし |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・出産祝金廃止による住民負担増の代替策として、医療・福祉サービスの公費負担を拡大した。 ・延長保育、一時預かり保育、学童保育など旧市単位でしか実施していなかったものを、旧町へ拡充し保育サービスが向上した。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併時の住民サービスに係る使用料、手数料等の住民負担の調整については、編入合併ということもあり、住民間の負担の公平を確保するという観点から、原則、新居浜市の制度に統一することになったが、保育料等地域性を考慮したものもある。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準が低下しないよう、合併以降現在まで総合支所方式を継続している。 ・合併時の調整により、原則、サービス水準は高く、負担は低い旧自治体の基準に合わせて実施することとしていることから、特に福祉分野等に於いては、総じてサービス水準は上昇している |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネット網により、税の証明書等の発行を支所でも実施 ・粗大ごみの収集を全市に広げ、行政での収集を開始 ・合併後地域限定で実施していた事業を全市に拡大(家族介護用品支給事業、人工透析患者通院等支援事業) |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併に当たり、出来るだけサービス水準が低下しないよう努めているが、公平性を勘案する中で、一部サービスについては負担増が生じている。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・各支所に市民窓口センターを設置し、ワンストップサービスの提供による利便性の向上を図った。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・明浜、城川救急出張所を開設して、救急車の到着時間を短縮した。 ・子育て支援対策として、保育料の軽減を図っている。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員削減に合わせて事務事業を見直し、住民ニーズに即したサービスの提供に努め、サービス低下の印象がもたれないよう配慮している。 ・中山間地域の水道施設についても中心部の施設と同様の施設整備を進めている。 ・支所の全面改装、健康センターの耐震化など施設の整備により、市民サービスの向上に努めている。 ・広報とうおんや市ホームページにてタイムリーな情報の提供に努めている。 ・敬老年金の廃止、長寿祝い金制度に改正した。 ・各種団体等補助金を見直し適正化を図った。 ・合併時においては、提供サービスは高い方に、住民負担は低い方に統一した。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、受益者負担の観点から適正に見直し、住民へ対して周知を図り理解を求めている。 |
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・中学生までのこども医療費の無償化や人工透析患者の輸送など、新たなサービスで応えている。 |
| 砥部町 | 特になし |

| | |
|-----|---|
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の下で行財政改革を推進しながら無駄を省きつつ、住民への負担増も、選択と集中により、段階的にゆるやかに増やすなどして住民サービスの向上に努めている。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の一元化(水道、国保税等)により、一部地域では負担軽減 ・高齢者への温泉優待券の配布 ・肺炎球菌ワクチン接種及びインフルエンザ予防接種への助成 |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・人員が減ってもサービスが低下しないよう、職員への啓発を行っている。 ・特に合併により住民の負担が増となった事案はない。保健・医療分野、教育分野、産業分野のいずれにおいても合併前の水準を維持している。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準が低下しないよう努めている。 ・サービス内容や負担額に変更が生じる場合は、丁寧な説明・周知を行うよう心掛けている。 |

⑥新市町として一体性が確立できない

- ・水道料金等の各種料金の統一を進めている。
- ・新市町の合同運動会の開催等、イベントを開催し、住民の交流を促進している。
- ・地域イントラネットやCATVの整備等により、情報格差の是正を図った。
- ・旧市町間での職員人事交流を積極的に行い、地域の実情の把握、共有に努めている。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市で開催される様々なイベントに合併した地域の方が参加することにより、農水産物など地域資源を活用した特産品の販売機会が増えるなど、地域間交流の輪が広がっている。 ・地域イントラネットを整備し、島しょ部の情報通信格差の是正に努めるとともに、新市内の全小中学校の校内LANを整備することにより、新市としての一体感の醸成を図っている。 ・国の交付金を活用して、CATV事業者に補助することで北条地区のCATVエリア拡張事業を推進し、情報通信格差の是正に努めた。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金など各種料金の統一 ・ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備 ・今治市営球場、中央体育館等の中核的施設の整備 ・防災行政無線や消防救急無線のデジタル化及び運用の一元化 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁と支所で連携を図り、意思統一をして業務遂行している。 ・旧市町間での人事交流。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツフェスタや市民マラソン等スポーツイベントによる交流促進。 ・道路改良等旧市町間アクセス改善による交流促進。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市発展の原点は別子銅山にあり、別子銅山の開坑とともに栄えた歴史や先人の英知を学び、我が国の近代化に携わった人々の歴史、精神の伝承・発信など近代化産業遺産の活用や未来への継承を推進するため、市に産業遺産に関する室を設け、現在は、「別子銅山文化遺産課」として引き続き、別子銅山を活用したまちづくりを展望している。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金及び下水道料金のあり方(統一を含む)について、現在、市内各地で市民に現状について説明しているところである。 ・合併10周年記念事業等新市の一体感の醸成に資する事業を積極的に展開している。 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会や成人式等を統一して実施 ・龍馬脱藩周年事業を全域で実施 |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併に当たり、窓口業務を始めとする各種事務の統一を図ったことにより、行政運営上の一体性は保たれているが、市民意識における一体感の醸成には至っていない。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併10周年記念行事(記念式典、子ども議会等)を実施し、一体感の醸成に努めた。 ・市のマスコットキャラクターを制作し、イベント等で活用。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・上水道4事業を一本化し1事業体とし、料金体系を統一した。 ・合併と同時に西予市公民館連絡協議会を設立し、館長研修、主事研修を実施し、情報交換や交流活動を展開している。 ・新市建設計画を着実に遂行し均衡ある発展に努めた。 ・本庁支所間の職員人事交流を積極的に行い、地域の実情の把握、共有に努めた。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市全体で取り組むイベントや各種行事等(市民大運動会、ソフトボール大会など)を積極的に行うことにより、市民の融和を図り自治体としての一体性の醸成に努めている。 ・地域審議会、区長会等を通じて、新市の一体性が確立されるよう努めている。 ・上下水道についても、計画的に実施し、均衡ある整備に努めている。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内全域に光ケーブルを敷設し、情報通信基盤の整備を行うとともに、町営のCATV網を町内全域に広げ、情報格差の解消を図った。 ・かみじま音楽祭の持ち回り開催により、町内の一体化を図っている。(25年度は岩城地区で開催、27年度は生名地区で開催予定) |
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の海の体験学習を町内小学校合同で実施。 ・町内の全ての小・中学校参加によるふるさと学習発表会の実施。 ・成人式を旧町村ごとではなく、1か所で実施するなど、一体感の醸成に努めている。 |

| | |
|-----|--|
| 砥部町 | ・ごみ処理体制の一元化。 |
| 内子町 | ・町づくりのシナリオでもある、町並みから村並み、そして山並みへと続く観光資源や文化、伝統行事等の結集を図りながら、小田川流域に沿った一体感のある地域づくりやイベントを実施している。 |
| 伊方町 | ・町民の一体感の醸成を図るため、旧町の範囲を越えて実施する交流事業に対し、その経費を補助 ・町全体の町民運動会を平成20年、平成25年に実施 |
| 鬼北町 | ・職員の一体性はすでに確立しており、地域間の一体性については、職員の一体性の確立により徐々に確立していくと考えている。 |
| 愛南町 | ・ケーブルテレビを活用し、様々な町内ニュースを発信している。 ・特産品に「愛南」の名称をつける等、一体性の確立を図っている。 |

⑦重複する公共施設の有効利用ができない

- ・庁舎の集約などにより旧役場に空いたスペースを住民に貸し出す等、有効利用を促進している。
- ・図書館相互利用システムを導入した。
- ・重複するごみ焼却施設の休止等による経費削減を図っている。
- ・委員会等を設置し、公共施設の有効利用を検討している。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町庁舎空きスペースの有効活用を図るため、中島支所の3階に保健センター分室を置くとともに、H26年度の耐震改修後には中島地区社会福祉協議会、シルバー人材センター中島支所、包括支援センター中島の集約を予定している。また、北条支所の2、3階を愛媛県後期高齢者医療広域連合の事務所として利用している。 ・合併により焼却施設数が4施設となったが、ごみの分別区分の見直し、焼却施設での事業系一般廃棄物の受け入れ態勢の厳格化に伴い、可燃ごみの排出量が抑制できたため、北条地域及び中島地域の焼却施設を休止した。 ・北条クリーンセンター・中島町環境衛生センターの運転を休止し、北条市及び中島町のし尿を松山衛生事務組合立浄化センターに運搬し処理することなどにより、経費の縮減が図られている。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・体育施設・文教施設の広域利用 ・「公の施設のあり方」の検討 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃校となった学校施設跡地の有効利用を検討するため、学校跡地利用検討委員会を設置。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎は分庁方式により活用。 ・図書館はシステム統合により相互利用が可能。 ・給食センターを統合新設し、旧施設について民間に貸付を行っている。 ・市民会館は同運営審議会において、現在廃止の方向で検討されている。 |
| 新居浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・特に、重複する公共施設はない。 |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・丹原総合支所を改修整備し、空きスペースを、旧丹原町になかった図書館として活用している。 ・小松総合支所を改修整備し、空きスペースを、シルバー人材センターの事務所として活用している。 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館分館を支所内に移転し、施設管理の効率化、住民サービスの向上を図った。 ・老朽化の進んでいた給食センターを統合新設した。 ・小学校統廃合計画に基づき小学校の統廃合を行った。 |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の利用促進に努めていることから、市内外から多くの利用申し込みがあり、有効活用が図られている。 |
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・合併で余剰となった庁舎の空きスペースを活用(川之江庁舎:商工会議所、レンタルオフィス、土居庁舎:消防分署) |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、図書館施設を中心とした社会教育施設ではだれでも、どこでも、いつでも公共施設を利用できるよう市民に開放している。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・重複施設を統廃合し、本庁、支所をはじめ、公共施設の有効利用を図り、各種事務事業等をワンストップで提供する体制の構築を進めている。 ・児童館の新設、トレーニングセンター、各学校施設での運動クラブの大会開催など、公共施設の有効活用に努めている。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・離島のため、現時点ではスケールメリットは活かせないが、上島架橋が進めば施設の有効利用ができると考えている。 |
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の面積が584km²と広大であるため、1か所にまとめると不便になる場合多いため、努めて合併前の水準を維持している。 |
| 砥部町 | 特になし |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・均衡ある発展と一体性を確保するために、各大会の会場持ち回り開催や役職等の均等化に努めている。 ・旧町それぞれの施設の特徴を最大限に生かしながら、町民の交流イベント等を開催している。 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内2箇所の道の駅では、各地区の特色を出して売り上げ増に努める |

| | |
|-----|--|
| 鬼北町 | ・旧庁舎は支所として有効活用しており、旧日吉村庁舎の議場については、合併により空きスペースとなったため、地域伝統芸能の練習や講演会会場、また映画の上映等、地域の住民が気軽に利用できる「小ホール」に改修し有効活用を図っている。 |
| 愛南町 | ・類似する公共施設のうち、一部は指定管理者制度へ移行している。 |

⑧その他の課題と対応

・上記①～⑦以外の課題について、各市町は以下のとおり取り組んでいる。

| 市町名 | 取組内容 |
|-------|---|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域が拡大したことに伴い、現場指導の回数を増やし、栽培技術指導、優良種苗分譲など農業所得向上につながる支援を重点的に行えるようになった。 ・地域の公共交通を確保・維持するため、赤字バス路線に対する補助金を平成22年度に拡充したほか、平成23年度には離島航路の航路事業者に対する補助金を拡充した。 ・島しょ部の消防団員の高齢化・過疎化に対応するため、平成24年4月に機能別消防団員の島しょ部女性消防団員(アイランド・ファイヤー・レディース)を導入し、さらに、島しょ部の一部地域については、消防団員の定年制を免除するなど、消防団員の確保策を講じている。 |
| 今治市 | 特になし |
| 宇和島市 | 特になし |
| 八幡浜市 | 特になし |
| 新居浜市 | 特になし |
| 西条市 | ・旧団体間で差異のあった消防団員の定数について、調整を図った。 |
| 大洲市 | 特になし |
| 伊予市 | ・新しい地域公共交通機関(デマンドタクシー)を導入するなど、市民の生活交通手段の確保に努めている。 |
| 四国中央市 | 特になし |
| 西予市 | ・地域づくり交付金事業・限界集落対策への取り組み。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や地域活力の衰退に対応するため、土地区画整理事業の実施による優良宅地の造成を行っている。 ・災害による浸水対策として、新たな排水路整備等を計画的に実施している。 |
| 上島町 | ・離島航路の維持を図るため、県・国への重点要望施策として陳情を行なっている。 |
| 久万高原町 | 特になし |
| 砥部町 | ・過疎地域における高齢者対策として、見守り等のネットワークの構築。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院の撤退、縮小化の中で、新たな総合病院の誘致や大学との連携により、地域医療の維持に努力している。 ・住民の移動手段として、定期的バスの運行から、予約制による軒先から目的地まで運行するデマンドバスへの移行を進めている。 |
| 伊方町 | 特になし |
| 鬼北町 | 特になし |
| 愛南町 | 特になし |

16 残された課題と求められる対応について

・現時点でもなお課題と捉え、今後も対応していく必要があると考えている事項について、合併市町では以下の取組みを行っている。

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|-----|----|--|---|
| 松山市 | ① | 島しょ部では、少子高齢化や農水産業の低迷などに伴う若年層の流出により、過疎化と人口減少が進行している。 | ・船賃助成等を実施して定住促進を図るとともに、市民と行政が一体となって、地域資源を活かした特産品のブランド化や交流人口の拡大、地域の魅力を情報発信することにより、島しょ部の持続的な発展と活性化に取り組んでいる。 |
| | ② | 北条地域では、少子高齢化や人口減少のほか、松山地区への通勤・通学による昼間人口の減少などにより、地域の賑わいが低下している。 | ・平成25年3月に策定した風早レトロタウン構想を具現化するため、地域住民や関係団体と行政が協働し、地域の抱える課題を解決しながら、豊富な地域資源を磨き上げ、その活用を図ることで北条地域の振興に取り組んでいる。 |
| | ③ | 島しょ部や中山間地域における農業生産者の高齢化の進展や担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増加 | ・市販より低価格での苗木分譲や栽培現地指導など農業所得の向上につながる技術支援の実施に加え、平成26年度からは、耕作放棄地再生モデル園の設置などを行い、担い手の確保、地域農業の活性化につなげている。 |
| | ④ | 市場価格低下による農業収入の減少 | ・販売流通経路の多様化により、市場出荷価格が低迷していることから、学校給食への食材出荷や加工業者・飲食店との契約栽培など、価格が安定している販売流通経路に対応できる品目の導入支援を行い、農家経営の安定化を図るとともに、ブランド化を推進して販路の拡大につなげている。 |
| | ⑤ | 老朽化している旧北条地区の簡易水道の整備 | ・現状は修繕で対応しているが、新規水源確保の見通しが立った段階で上水道へ統合し整備することとしている。 |
| 今治市 | ① | 市の一体性の確保 | ・路線バスや生活航路の維持・再編により、住民の交通手段の確保と利便性の向上を図っている。 ・市域をつなぐ「しまなみ海道」については、沿線住民にとって生活道路としての役割が大きいことから、無料化に向けた取組を継続することで、住民の日常生活での経済的負担を抑えるとともに、交流の促進と地域活性化に結びつけようとしている。 ・市立小中学校において、順次、耐震補強を実施し、安全性の均衡を図っている。 ・水道事業では、しまなみ送水事業、菊間・大西送水事業、関前地区への広域送水事業などにより、市域全体に安定的な水の供給が行われることとなった。 ・スポーツパーク(テニスコート)の整備、市営球場や中央体育館などの市民のスポーツにおける中核的施設やみなと交流センターについて、市民の交流拠点として整備している。 |
| | ② | 普通交付税の減少に伴う健全な財政運営の維持 | ・職員数の削減や組織の大幅改正を行うとともに、事務事業について見直しに取り組むことで行財政改革の一層の徹底を図っている。 ・合併特例期間における投資的経費を140億円以内に抑制している。 ・市債について償還元金を上回らない範囲に抑制している。(臨時財政対策債を除く) ・財政調整基金を100億円以上確保している。 |
| | ③ | 周辺部の人口減少の加速 | ・保育サービスのうち延長保育と一時預かりについて、合併前に実施していた保育所から徐々に広がり、ほとんどの地域でサービスが受けられることとなった。また、合併後に子育て支援施策が順次打ち出されたことで、全市域を対象とした子育て環境の充実が図られた。 ・国の人口減少対策である「地方創生」に対応するための体制づくりを進めている。 |
| | ④ | 公共施設の整理統合と有効利用 | ・小中学校、保育所、ごみ処理施設、し尿処理施設については、上記のとおり先行して統廃合に着手している。 ・このほか800を超える施設については「公の施設等評価及びあり方方針」を策定し、この方針に沿った取組を実行することとしている。 |

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|------|----|----------------------------------|---|
| 宇和島市 | ① | 幼稚園・小中学校の統廃合 | ・小中学校の適正規模及び適正配置に向け、児童生徒数の減少している小中学校保護者に対しては説明会を開催。今後も生徒数は減少傾向にあり、競い合う教育や部活動の編成、今後社会に出てからのより広い人間関係の構築のために必要な資質を身につけることなど、ある程度の学級規模での教育が必要であるとの方針で検討を進めている。 ・遠距離通学になる児童生徒への新しい交通機関の確保と安全輸送も併せて検討。 |
| | ② | 廃校となった学校施設跡地の有効利用 | ・学校跡地利用検討委員会を設置。各地区にある跡地利用検討部会、地域住民の意向を優先しながら、利用案等の検討を行っていく。 |
| | ③ | 生活交通バス路線や離島航路の維持確保 | ・維持・存続のため運営費等に対する補助金を支給している。国等に対し、補助率の見直しなどさらなる制度拡充を求めていく。 |
| | ④ | 職員の削減に伴う事務の効率化と行政サービスの維持 | ・職員数適正化の取り組みにより、職員数が削減される、職員一人当たりの業務量が増え、それを処理する事務の効率化などが追い付いていない。一定の事務縮減・整理と課を超えた、もしくは全庁的な体制の見直しが必要と考えている。 |
| | ⑤ | 排出された資源物の収集運搬方法の相違 | ・ペットボトルの収集について、旧宇和島市は委託業者、旧3町は直営で収集している。資源物(古紙類・飲料用空き缶)の回収については、旧宇和島市で委託業者と直営の混在回収を、旧吉田町・旧三間町は直営回収を、旧津島町は基本直営回収で、一部奨励金対象団体で委託業者回収がある。収集運搬方法についても、廃棄物処理施設の広域化をターニングポイントとし、施設の統廃合と合わせ、収集運搬体制の見直しを図る。 |
| 八幡浜市 | ① | 重複又は類似施設(八幡浜市民会館)の統合及び有効利用 | ・旧八幡浜市の「市民会館」と旧保内町の「文化会館」は機能が重複・類似する施設である。市民会館については、施設の老朽化及び利用者の著しい減少もあり、現在、市民の意見を踏まえ、施設を廃止し文化会館へ機能統合する方向で検討を進めている。 |
| | ② | 旧市町間の交流促進及び中心部へのアクセス向上を図るための道路改良 | ・合併を機とし、より一層地域間交流を活性化させ、新市の一体感を醸成していくためには、交通の利便性向上が課題の一つに挙げられる。市の周辺部においては、幅員狭小で離合困難な道路が未だ数多く存在することから、旧市町間の連絡や中心部へのアクセスを容易にするため、集落から基幹道路(国・県道)を結ぶ道路整備を促進する。 |
| | ③ | 旧保内町における地区公民館整備 | ・地域コミュニティの振興を図るため、合併を機に公民館制度を拡充したが、旧保内町においては、活動の拠点となる公民館本館自体の整備が進んでいない。本来、早期に整備すべきものであり、地元の意向を踏まえながら順次整備を行っていく。 |
| 新居浜市 | ① | 別子山地域内での雇用の創出 別子山ブランドの開発・販売 | ・地域の自然を利用した特産品からなる「別子山ブランド」づくりを通じて、新たな移住者にも対応できる地域内の雇用先及び収入の確保ができる事業を通じて、定住人口及び交流人口の増加を図るとともに、別子山地域の再生を図るための取り組みを実施(過疎地域等自立活性化推進交付金(総務省)を活用) |
| | ② | 交流人口の拡大 | ・地域の立案により四季を通じて別子山の魅力を発信する事業(H24愛媛県新しい公共支援事業市町モデル事業を活用)を開始し、少しずつではあるが、地域は活性化傾向にあり、一過性・単発のものではなく、継続して実施する必要がある。 ・特に、別子山雪合戦大会は、「冬は別子山では何もできない。」を逆手に取った取組みで、初年度は、約400人が別子山地区を訪れ、その内、子どもたちの数は約250人で、これまでにない子どもの数に地域住民も活気づいている。このような豊かな四季に触れ合ってもらい、自然のよさを知ってもらうための交流事業を継続していく必要がある。 |
| | ③ | 県道の拡幅 | ・県道新居浜別子山線の一部未改良区間(日浦～大野谷)は幅員が狭く、小さい車でも離合に支障をきたしているため早期に拡幅整備を望んでいる。 |
| | ④ | 旧別子観光センターの跡地利用 | ・旧別子観光センター跡地の利用について協議が進んでおらず、具体的な方針を決定できていない。地元の組織が決定すれば、具体的な方向性を決定することが可能である。 |
| | ⑤ | 飲料水の安定供給 | ・飲料水供給施設整備の早期の完成と、安定供給を維持する。 |

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|-------|----|--|--|
| 西条市 | ① | 新市としての一体性の意識醸成 | ・今年度合併10周年の区切りとして、市民提案事業、市主催事業等の各種記念事業を実施することとしている。また、合併以降、予算編成等においても新市の一体性の醸成に資する事業については、重点配分を行うこととしており、今後も更なる新市の一体融和を目指した施策の推進を図る。 |
| | ② | 公共施設の統廃合・配置転換等による効率化の推進 | ・公共施設については、旧団体が保有していたスポーツ・文化施設、社会教育施設等類似施設が多数存在しており、現在まで、丹原総合支所を改修整備し図書館を整備、小松総合支所を改修整備し、庁舎機能の集約とシルバー人材センターの移転入居等を実施してきたが、今後の維持管理にかかるコストや市民ニーズ等も勘案し、公共施設が狭い地域で重複することなく、効率的に配置されるよう、施設機能の見直しや転用、多機能化など既存施設の有効活用を図り、財政面だけでなく、安全面やサービス面も含めた観点から、統廃合も含めた総合的な検討を行う。 |
| | ③ | 総合支所の職員減により、行政サービスが低下したという住民感情への対応 | ・合併以降、総合支所方式を採用することにより、窓口業務や地域に密着した行政機能等は各総合支所において対応できる体制としているが、今後の本庁方式の導入の検討も含め、合併のメリットである人件費の削減と効率化を進めるためには、人員削減は止むを得ないものとする。このことから市民に対しては、理解を得るための説明・広報等に努めるとともに、職員の資質向上による市民サービスの充実に取り組む。 |
| | ④ | 公共料金の統一 | ・現状、水道料金、下水道料金については未統一であるため、統一化に向けた検討を行っており、様々な機会をとらえて住民への説明を行っている。 ・同様に未統一であった体育施設の使用料等については、今年度中に調整を終え、来年度から統一の予定である。 |
| | ⑤ | 普通交付税の特例措置終了に伴う、歳入の減少に対応するための行・財政改革の推進 | ・事務事業の見直しや指定管理者制度導入等の行政改革に加え、予算要求における減額基準の設定等を行い、歳入の削減に努めているが、社会保障費の増加等の要因により、普通交付税の合併算定後の歳入規模に応じた削減までには至っておらず、また、合併のメリットである合理化による経費の縮減についても、当初の想定どおりには進んでいないことから、今後は公共施設の統廃合等、一層の行・財政改革に取り組む。 |
| 大洲市 | ① | 周辺部の衰退 | ・新規作物栽培実証(わさび)の調査・研究を継続し、新たな特産品開発に努めるほか、耕作放棄地の縮小と農地の保全・活用に努める。 ・食育の啓発・推進により、周辺地域の基幹産業である第一次産業の活性化を図る。 ・しいたけ、栗など有数の産地としてのブランド化。 |
| | ② | 新市町としての一体性の確立 | ・合併10周年を機に記念式典・イベントを実施し、また、市民の誰からも親しまれる市民の歌、シンボルマーク、ロゴマークの作成など、一体性の醸成に努める。 |
| | ③ | 公共施設の有効利用 | ・公共施設等総合管理計画に基づく有効な利用策の検討 ・廃校舎等の地元利用等の検討 |
| 伊予市 | ① | 中心部だけよくなり周辺部は寂れる | ・過疎化・少子高齢化が急速に進行する周辺部の振興・発展に向け、スマートインターチェンジの整備、観光施設の機能拡充、企業誘致・企業留置等に取り組む。 |
| | ② | 住民の声が届きにくくなる | ・市の行政運営上の基本目標である「参画と協働」を更に推し進め、市民と手を携えながら、計画の策定、施策の実施等に取り組んでいく。 |
| | ③ | 新市町としての一体性が確立できない | ・伊予市の長所や短所をきちんと整理したうえで、当市の持つ良いイメージをシティブランドとして確立させ、個別の特産品のPRではなく、市そのものの魅力を広く発信していくことにより、市の知名度を向上させるとともに各地域の一体性の醸成を図る。 |
| | ④ | その他(地域公共交通の整備) | ・年度内運行開始を目標に、旧伊予市を運行区域とする新しい地域公共交通の導入について準備・検討を進めている。 |
| 四国中央市 | ① | 高齢化や過疎化による地域の衰退 | ・地域コミュニティ基本計画・活性化事業の実施による地域コミュニティの再生。 ・第三セクターによる観光交流施設の運営で地域の雇用創出と活性化を図っている。 |
| | ② | 公共施設の統廃合 | ・公共施設のマネジメント計画の策定 |

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|-----|----|----------------|---|
| | ③ | イベントの統廃合 | ・類似イベントの関係者による協議調整、補助金の見直し |
| | ④ | 庁舎・組織機構の分散化 | ・本庁舎建設による本庁方式への移行と各庁舎・支所の見直し |
| | ⑤ | 上水道・簡易水道の整備と管理 | ・一体的管理と料金統一(四国中央市水道ビジョン改訂) |
| 西予市 | ① | 公共施設の有効活用 | <p>・総務課で実施している「公有財産管理評価業務」が平成26年度で完了するので、この業務結果に基づいて、西予市の公共施設等総合管理計画を作成する。作成に当たっては、すべてのインフラ整備となるので関係各課のプロジェクトチームを設置して行う。(企画調整課の総合計画や各担当課の様々な長期計画との整合性をとる。)現在、進められている施設整備は将来の人口減少と少子高齢化に見合った需要計画で整備されておらず、また、将来的な維持経費等市が負担する経費の計画ができていない。将来の運営計画のない施設整備は実施しない。</p> <p>・小学校統廃合による施設跡地については、「閉校する学校施設の跡地利用基本方針(案)」に基づき、地域及び行政等で施設の有効活用ができるように、地域と行政が一体となり検討していくが、廃校に伴い、地域が寂れないよう関係団体と協議し事業の継続方針を協議していく。</p> <p>・指定管理者施設等(第三セクター)の見直しについては、市の所管課が産業建設部経済振興課、総務部情報推進課、監理用地課、教育部文化体育振興課と別れているので、市の総括的な部署がなく、また職員による内部評価までしか改革が進んでいないため、市の総括部署の設置と外部評価委員会の導入を検討する。</p> |
| | ② | 人口減少対策 | <p>・少子高齢化等による人口減少対策としては、各課横断的に取り組みを実施している。特に子育て支援対策を市の重点施策に位置づけ、経済的支援も含め平成27年度から拡充していく。さらに結婚推進・定住促進・産業創出・経済振興等の施策により人口減少に対応していく。</p> <p>・後継者不足等による耕作放棄地に対しては、農地パトロールを毎年実施し、耕作放棄地の状況確認を行うと共に所有者に意向確認(保全管理を要請したり、要望があれば借り手、買い手を探す等)を行っている。</p> <p>・空き家問題に対しては、空き家の実態を行政内部において把握する必要があることから市内における空き家総数、危険度、所有者意向調査などを実施する。H26年4月から建設課が総合窓口として市民からの苦情、問い合わせに対応している。H26年度中には、空き家の適正管理に関する条例、危険空き家除却補助要綱、及び空き家対策協議会設置要綱の制定を計画しており、H27年4月からの運用を予定している。</p> |
| | ③ | 行政サービス等の格差対策 | <p>・水道料金の平準化については、上水道4事業を一本化し1事業体とし料金体系を統一したが、今後は超過料金について事業内容・経営状況・給水減価を考慮して方針を検討していく。</p> <p>・下水道使用料の料金体系及び料金の見直し等を農業集落排水事業運営審議会(H26設置)で協議を進める。また、供用開始の遅れた地区において地域の理解のもと加入促進に努める。</p> <p>・合併後に消防の広域化によって正常化するとしていた三瓶町の常備消防体制は、10年たった今でも西予市消防本部ではなく八幡浜地区施設事務組合消防本部の管轄のままであり、問題解消に至っていない。広域化が進まない現状では、常備消防管轄の変更によって市全体の消防行政を一元化するしかない。</p> <p>・西予市の保有する光ファイバ網の芯線開放等により、携帯電話不感地帯への基地局増設を働きかけ、携帯電話サービスエリアの拡張支援をおこなう。</p> <p>・市道に未登記地が点在するため、平成26年度より8年間をかけて解消していく。</p> |
| | ④ | 災害対策 | <p>・南海トラフ巨大地震等に対応するため、避難路・避難所・資機材・備蓄物資等の整備を進めてきた。また、正確で迅速な情報提供のため、平成25年度から防災行政無線のデジタル化と併せ、戸別受信機の整備を行っている。今後、各種災害に対応できるよう地域防災計画を見直す。また、引き続き市内全域の避難施設や資機材等の更なる整備・充実を進めるとともに、防災意識の啓発に努め、自主防災組織を中心とした防災体制の強化を図る。</p> |

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|-----|----|---|--|
| | ⑤ | 行財政運営の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政事務の簡素化と適正な人員配置については、正職員については削減が進んでいるが、それに伴い臨時職員(事務補助)が増加している。職員数の数合わせでなく、真に必要な臨時職員を雇用すべきであり業務量に見合った配置計画をおこなっていく。 ・合併の検証は各自治体で報告書として市民へ公開されているが、肯定的な見解が主流であり、一方、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減をめぐる切実な主張と一致していない面がある。合併算定替えの段階的縮減は当初から想定されていたことではあるが、広域化されたことによる支所機能の維持や消防行政等の問題は想定を超え、相当の時間を要する状況であり、将来的な財政運営計画を公表する必要がある。(ただし、将来的な国の地方財政計画がどうなるが見込めない現状では市民の不安をあおるだけであり慎重な対応が必要な面もある。) |
| 東温市 | ① | 不用となった公共施設の有効活用 | ・遊休施設については新たな用途へ転用、及び不要となった施設等の処分 |
| | ② | 少子高齢化社会、人口減少化への対応。また、中山間地域を中心とする周辺地域の活性化 | ・少子高齢化の著しい中山間地域の公共交通体系の確立 |
| | ③ | 自治組織(区、組)の一層の充実強化 | ・未加入者に対する組加入のパンフレットを作成し、区長会や組長回覧で配布するとともに、転入者には窓口において組加入を推進する。 |
| | ④ | 災害に強い安心安全のまちづくり(南海トラフ巨大地震対策等) | ・巨大地震の発災時に初動活動にあたる自治防災組織の装備や備蓄用品の充実を図り、住民の安心・安全の確保に努めるとともに、耐震診断結果による集会所の建替え・改修に伴う補助制度の充実を図る。 |
| | ⑤ | 人件費等の削減に努めても、福祉関連経費が増大し、新しい事業が打ち出せない。 | ・行政改革プランにより、より一層経費の削減を図り、加えて土地区画整理の推進や新たな企業の誘致により税収等の収入を確保するなどの対策を講じていく |
| | ⑥ | 山間部の公共交通機関或いは代替交通機関による住民の移手段の確保 | ・山間部を中心に利用者の減少に伴う公共交通機関の撤退等が懸念されるため、引き続き住民の利用促進に努めるとともに、デマンドタクシーの導入等による住民の移手段の確保に努める。 |
| | ⑦ | 若者等が市内に定住できるように、働く場所の確保 | ・引き続き企業誘致に積極的に取り組むとともに、事業所進出に対応するため新たな工業団地の造成に努める。 |
| | ⑧ | 地域の活性化・行政の健全財政の確保(公会計制度の見直し、自主財源の増) | ・人口の維持、固定資産税・市民税の確保を図るとともに、地域の活性化を目的とした「土地区画整理事業」を実施し、優良宅地の造成に努める。 |
| | ⑨ | 農業の担い手不足などにより地域の生産機能の低下や未耕作地の増加による農地の荒廃が危惧されている。 | ・中小零細企業振興基本条例に基づく各具体的な施策や事業を推進していく。 |
| | ⑩ | 学校施設の耐震化事業を優先的に実施しているため、新市建設計画掲載事業の進捗が予定よりも遅れている。また、未着手事業の是非。 | ・新市建設計画の延長が可能となったことで、財政状況を勘案しながら慎重に事業を進めていく。 |
| 上島町 | ① | 離島航路の維持 | ・航路維持対策として、平成22年度に国土交通省の「地域活力基盤創造交付金」を活用して船舶を建造し、会社は無償貸与するなど、航路維持に努めた。しかし、経営基盤が脆弱な航路においては、懸命な経営努力にもかかわらず、利用者の増加も見込めず、また、原油価格の高止まりの傾向にあるため、航路運営がさらに厳しくなっている。今後とも離島住民の生活を守り、離島の発展を促進するために、県・国への重点要施策として陳情を行っている。 |

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|-------|----|-------------------------------------|--|
| 久万高原町 | ① | 中心部だけよくなり周辺部は寂れる | ・平成26年4月に町の中心部にオープンした道の駅は好評で、4か月で50万人の方に来ていただいた。周辺部は自然環境豊かな観光地となっているため、この道の駅を核とした観光施策に力を入れている。また、来年度2名の地域おこし協力隊を予定しているが、有効であれば、受け入れる体力のある地域には、積極的にその導入を図りたい。 |
| | ② | 重複する公共施設の有効利用ができない | ・重複する公共施設の利用については、努めて合併前の水準を維持してきたが、費用対効果の面では十分とはいえず、住民の意見を反映しながら、整理合理化にも取り組む。 |
| 砥部町 | ① | 山間部におけるバス路線廃止に伴う、交通体系の整備。 | ・地域公共交通計画書の策定。 |
| | ② | 支所職員の減少や、建設業者の廃業に伴う災害時等の初動対応。 | ・警報発令時における支所体制は、広田地区在住職員を増配備。 ・県及び関係機関との連携による、総合防災訓練の実施。 |
| | ③ | 国保診療所における常駐医師の確保。 | ・医師会等、関係機関との連携。 |
| 内子町 | ① | 地場産業の振興(農林業)と後継者の確保 | ・農産物の品質向上と新規作物への転換 ・自立する農家経営者の育成と農産物の販路拡大 ・森林整備と木材利用の推進 ・都市と農村の交流促進 ・内子ブランドの確立と販路拡大 |
| | ② | 小規模高齢化集落(限界集落)対策 | ・交通対策(デマンドバス拡充、福祉バス路線の再編等) ・大学と連携した集落実態調査と伝統文化の継承 ・買い物弱者支援対策 ・集落訪問事業、いきいきサロン事業の拡大等による生きがい、自立化・活性化対策 ・医師による地域での健康教室の開催、相談事業 |
| | ③ | Iターン等の移住促進 | ・企業誘致の強化 ・ブロードバンドに対応したインフラの整備 ・うちこ屋バンク登録物件対象の空き家修繕 ・移住体験住宅の整備と移住相談 ・移住サポーター組織の立ち上げ、移住促進の情報提供 ・地域おこし協力隊の招聘と定住・企業に向けたサポート |
| | ④ | 地域防災の充実等安全・安心のまちづくり | ・全町あげての大規模災害を想定した防災訓練の実施 ・自主防災組織の育成・強化、防災士養成の推進 ・原発事故への対応を含む、実効性のある「地域防災計画」の見直し ・防災関連資機材、備蓄品の整備・充実 |
| | ⑤ | 選択と集中による行財政改革の推進 | ・更なる定員管理の適正化と人事評価制度の推進 ・経営会議、政策会議等による目標管理型行政運営の定着 ・指定管理制度、PFIによる「民」の活用 ・「中長期財政見直し」「中期経営計画」の作成 |
| 伊方町 | ① | 徴収率の向上 | ・県及び愛媛県地方税滞納整理機構との連携及び差押え等の強化を図る。口座振替納付への推進。 |
| | ② | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、利用者負担金の見直し | ・国の基準額を上限に町で設定。(所得税額から町民税所得割額に変更となる見込み) 国との比較割合をどの程度に設定するか。 |
| | ③ | 町外私立幼稚園を利用する児童の利用者負担金の設定について | ・現行制度では施設が設定しているが、新制度においては、居住する市町村が決定する。金額については上記と同様に今後設定する。 |
| | ④ | 第3子軽減事業の実施継続の有無及び継続する場合の対象範囲の見直しの検討 | ・新制度の施行により保育料の納付先が町から施設へ変更(施設の事務が煩雑になる可能性あり)また、町で決定する対象者が上記②のとおり拡大される。 |
| | ⑤ | 人口減に伴う営業収益の減 | ・一般会計からの繰り入れの懸念 |

| 市町名 | 番号 | 事項 | 対応状況と今後の方針 |
|-----|----|----------------------|---|
| | ⑥ | 下水道への加入 | ・加入促進を進め、加入率の向上 |
| | ⑦ | 支所機能をはじめとする機構の再構築 | ・必要に応じた機構の見直しを図る |
| | ⑧ | 住民の交通手段の確保 | ・デマンド交通の継続運行とそのニーズを反映すべく関係機関と調整しながら見直しを行う |
| | ⑨ | 安全安心のまちづくり | ・福祉、医療、防犯、防災といった生活に密着したまちづくりを図る |
| | ⑩ | 議員定数 | ・人口が年々減少している状況下において現在の16名は、県内他8町と比較しても多いと考えるため今後議員定数の見直しを再検討する必要がある |
| | ⑪ | 職員の定員管理 | ・危機管理の観点からも有事の際に必要な職員数も考慮して計画を策定する |
| 鬼北町 | ① | 地域公共交通の衰退 | ・引き続き町営バスの効率的な運行に努める。 ・各交通機関に働きかけを行い、便数の確保を行うとともに、公共交通機関の活用を町民に働きかける。 |
| | ② | 就業場所の減少 | ・企業誘致に向けて、積極的に推進を行う。 |
| | ③ | 地域の少子高齢化 | ・近永アルコール工場跡地に整備を行った分譲地「ニュータウン鬼北の里」の第3期分譲実施により、町内の若者の定住、他市町からの転入を図る。 ・子育て支援センター「ゆめぼけ」により育児支援を行う。 ・鬼北町放課後児童クラブにより学童保育を実施する。 |
| | ④ | 耕作放棄地の解消と基幹産業である農業振興 | ・地域おこし協力隊等による耕作放棄地対策の実施、農地中間管理機構を活用した遊休農地の農家へのあっせん強化、有害鳥獣の被害を受けにくい作物の振興及び電気柵による防除、猟友会による駆除の強化を行う。 ・株式会社源吉兆庵と連携協定を結んだことにより、新たな流通ルートができたことから農家に働きかけを行い、放任栗園の再生を行う。 |
| | ⑤ | 旧町村間での水道事業の一本化 | ・国の指導により一本化せざるを得ない状況にあるため、住民への説明を行い、旧広見地区の上水道と旧日吉地区の簡易水道、小規模水道について、平成27年度中に一本化を図る。 |
| 愛南町 | ① | 雇用対策 | ・企業留保に努めるとともに、企業誘致活動を行う。また、起業家支援助成により支援を行っていく。 |
| | ② | 地域医療対策 | ・地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保に資するため、愛南町医師確保奨学金貸付条例を定める。 |
| | ③ | 防災・減災対策 | ・防災教育や避難路整備等により、防災・減災対策を推進する。 |
| | ④ | 高速道路の整備 | ・高速道路の延伸に向けて、引き続き要望活動を行っていく。 |
| | ⑤ | 人口減少及び少子高齢化対策 | ・企業留保や地場産業の活性化を推進する等により雇用の場を確保し、人口減少率が緩やかになるよう努める。 ・移住検討者に対しては、移住お試し住宅により対応していく。少子高齢者対策は子育て環境、高齢者福祉の充実を図る。 |

17 経済情勢の影響について

・合併以外で地域の活力が低下したと考えられる要因は以下のとおりである。

| 市町名 | 要 因 |
|------|--|
| 松山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・島嶼部では過疎化や少子高齢化の進行に加え、基幹産業である農水産業の低迷によって、就業者数が減少するなど地域の活力が衰退している。 ・北条地域では、一部の地区を除いて人口が減少傾向にあり、少子高齢化や通勤・通学による昼間人口の松山地区への流出なども重なり、地域の賑わい低下の要因となっていることから、豊富な資源を活かした地域振興が求められている。 |
| 今治市 | <ul style="list-style-type: none"> ・米国の金融危機に端を発した世界的な経済危機の影響を受け、平成20年末には市内電気関連企業において約370人の大幅な派遣社員削減があった。さらに平成21年には、主力事業の生産拠点の海外移転に伴い、580人の配置転換計画が示され全社で470人(今治工場が380人)大量退職したことで、市民が雇用の場を失うこととなった。 ・平成20年には開業46年であった市内唯一の百貨店が、消費低迷による売り上げ減少やショッピングセンターの台頭などにより閉店し、市内中心部の集客施設を失った。 ・リーマンショック等を契機とする景気の減退により、2000年代を通じて船舶需要が一気にだぶつき、新規発注が極端に減少し2014年頃には新たに造船がなくなるのではないかとする危機感から「2014年問題」とされた。造船各社では受注単価の下落に加え急激な円高ドル安も同時に進行したため、受注競争力が低下した。このため地元主要産業である海事関連産業が大きな危機感に包まれたが、2012年末からのアベノミクスによる円安の進行とあわせて造船各社の企業努力で徐々に競争力を取り戻し、新規受注の動きが見られるようになり回復基調となった。しかしながら、今後においても為替相場の影響を大きく受けるため、海事関連産業のより一層の経営基盤の強化が望まれる。 |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック時には、市内の大規模な縫製工場が撤退し、70名程度の解雇者を出すなど地域経済は大きな打撃を受けた。 ・当市の基幹産業である農業、水産業は長期にわたり低迷が続いており、産品によっては、再生産価格を下回る相場が続いたこともあって地域経済に明るい材料が見えない。 ・経済状況の悪化が地域衰退の一番の原因だと感じる。 ・中央への一極集中である。当市内でも利便性の高い地域への集中化が進んでおり、周辺部の利便性が低い地域で人口減少が著しい。市町村合併は、この中央への集中化に拍車をかけた。 |
| 八幡浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展 ・地場産業の低迷(農林漁業の後継者不足) ・中心市街地(商店街)の衰退 ・進学・就職に伴う若年層の人口流出 ・公共機関の市外への統合・移転(法務局・地方局) |
| 新居浜市 | <p>本市の産業構造は、住友関連企業を中心とした大企業とそれらを支える中小企業群で構成されており、市内中小企業は、住友諸企業との取り引きを通じて、固有技術を獲得しながら、多彩で重層な産業集積地として発展を遂げてきたところである。</p> <p>しかしながら、長らく続いた日本経済の地盤沈下が、大手メーカーの製造拠点の海外移転を加速させたことにより、本市中小企業は、国内企業のみならず、海外企業との価格競争に晒される状況となった。そのため、それらを取り巻く経営環境が大きく変化したことで、受注単価が下落し、受注があっても短期での取引となるなど、非常に厳しい状況が続いている。</p> <p>さらには、グローバルな展開を行っている住友諸企業においては、世界的な景気の先行き不透明感から、国際市場における競争力を失った事業を国内から撤退させるなど、生き残りをかけた厳しい経営状況が続いている。</p> <p>近年、景気は、国による経済政策の効果から、円安基調に伴う輸出産業の持ち直しや投資の増加により、全国的には、緩やかに回復が図られている状況となっている。しかしながら、本市産業を担う製造関係企業においては、原材料価格や電力料金の高騰、市況価格の下落等が続いていることなどから、経営環境はなかなか改善につながっていない状況である。</p> |
| 西条市 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の三位一体の改革による普通交付税及び国庫支出金の削減やリーマンショック等による市税収入の減少、少子高齢化に伴う扶助費等の増大に伴う普通建設事業費の縮減 ・リーマンショック等に伴う企業の大幅な需要減及びパナソニックヘルスケア等地域の企業の撤退、グローバル化による工場の海外移転 ・自動車社会の進展等による生活圏の拡大や事業主の高齢化等に伴う地元商店街の空洞化 |
| 大洲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業移管に伴う工場閉鎖 パナソニック四国エレクトロニクス株式会社(現パナソニックヘルスケア株式会社)(2009年) 株式会社ミュウプロダクツ(2012年) |
| 伊予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・近年の急速な過疎化・少子高齢化の進行及び地場産業である農林水産業の低迷 |

| 市町名 | 要 因 |
|-------|--|
| 四国中央市 | <ul style="list-style-type: none"> ・三位一体改革によって地方自治体は厳しい財政運営を迫られ、公共事業など建設投資額は低下する一方となり、建設業者数は大幅に減少し、地方経済は衰退した。 ・リーマンショックによる全国的な景気後退により、当市の基幹産業である紙パルプ分野においても、需要の低迷や円高による影響がみられた。 ・高齢化などにより社会保障費は毎年増加し、経常経費や公共投資も減少していることも要因と考えられる。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や担い手不足等により農業は全般的に衰退している。 ・公共工事の減少により、建設業者が衰退した。 ・少子高齢化による閉塞感や閉鎖的な雰囲気からくる人口流出。青壮年の人口減少。後継者不足。 ・地方の農山村から大都市への人口移動、それに伴う農山村の過疎化などにより、地域活力の低下が急速に進展している。 ・地域社会の生活や経済を支えている道路、橋、上下水道、公共建造物などの社会インフラの新設・維持・更新に係るコストの増加は、今後も地方財政を圧迫することが考えられる。 ・コミュニティーの消滅が強く懸念される地域が増加の一途を辿っていることも要因と考えられる。 ・商店街等における経営者の高齢化と後継者不足。 ・就労・就業環境の悪化及び不足。 ・養殖漁・柑橘・木材価格の低迷、飼・肥料の高騰の影響や後継者不足による一次産業の衰退。 ・三位一体の改革、産業の空洞化、都市部への機能集中。 |
| 東温市 | <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域を中心とする周辺地域での急激な少子高齢化が進展している。 ・第一次産業(農業・林業)が、高齢化や後継者不足により急激に衰退している。 ・合併後、早急に取り組まざるを得なかった行財政改革や三位一体改革による交付税の削減が重なったため、急激な歳出の削減を迫られ、公共事業の削減や補助金適正化による補助金カットの実施により、地域産業の空洞化、消費の減退、消費人口の流出などで地域経済の疲弊度が高まってきたと思われる。 ・リーマンショックが企業活動に与えた影響は把握できていないが、三位一体改革による財政引き締めは、地域における建設事業を中心とした公共工事の減少につながり、数多く存在した土木・建設事業所を倒産・事業縮小に追い込み、結果的に雇用の減少・地域経済の衰退につながったと考えられる。 ・郊外型大型商業施設の進出は、地元商店街の崩壊を招き、地域経済の衰退と高齢者を中心とした「買物弱者」を生み出した。 |
| 上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化及び若者の流出による人口減少 |
| 久万高原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業とりわけ土木建設業の発注が激減したため、地元建設業者や関連企業の倒産や廃業が相次ぎ、雇用の受け皿がなくなり、地域が衰退した。 |
| 砥部町 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木工事等の減少に伴う、建設業者の廃業。 ・高齢化の進行及び、農林業等の後継者不足による地域の衰退。 |
| 内子町 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化による人口減 ・情報インフラ整備の遅れ ・農林業の不振、特に木材価格の低迷による林業の衰退 |
| 伊方町 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊方原子力発電所のすべての原子炉が停止しており、点検作業等が減少したことから、町内の民宿業や商工業に大きな影響が生じている ・四国電力(株)の電気料金値上げに伴い、大口契約者については、電気料金の値上げが実施されており、町内では、町営の「亀ヶ池温泉」をはじめ、水産物加工会社等、電気料金値上げに伴う経営悪化を招いている |
| 鬼北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴う担い手不足による田畑の荒廃と鳥獣害による農業への喪失感の拡大、農産物の価格の低迷等による農業の不振 ・山林事業従事者の減少による林野の荒廃 ・医療、教育等の中央集中に伴う生活不安の拡大 ・少子化により学校を核として成り立ってきた地域コミュニティー(運動会、奉仕活動、愛護班活動等)が衰退し、地域社会全体の活力低下につながっている。 ・公共事業の減少による建設関連企業の倒産や会社規模の縮小等により、就業場所が減少し、若者が流出したことによる少子高齢化。 ・各交通機関の経営合理化により、公共交通機関が減少したことにより、周辺部は非常に不便になった。 |
| 愛南町 | <ul style="list-style-type: none"> ・松下寿電子工業(現 パナソニックヘルスケア)が、平成17年3月に閉鎖したことが大きな要因と考えられる。 |